

（仮称）草津市こども計画

骨子案

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な事項	2
3 計画策定経過	8
第2章 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状	10
1 人口の動向	10
2 家族の状況	15
3 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等の状況	20
4 こども・若者を取り巻く状況	24
5 ニーズ調査の結果	30
6 子どもの貧困対策のための支援者調査の結果	47
7 子ども・若者の意見を聞く機会アンケートの結果	52
8 居場所についてのアンケートの結果	63
9 第2期子ども・子育て支援事業計画および子ども・若者 計画の評価と課題	74
10 課題と方向性	83
第3章 計画の基本的な考え方	
第4章 子ども・若者、子育て支援に関する施策の展開	
第5章 子ども・子育て支援法 法定必須記載事項	
1 基本事項	
2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進	
3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	
4 就学前の教育・保育	
5 地域子ども・子育て支援事業	
第6章 重点的な取組	
第7章 計画の推進に向けて	
資料編	

第1章 計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨

令和5年4月1日「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が創設され、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた、子ども・子育て支援事業計画や少子化対策を含むこども政策を、こども家庭庁に一本化することとなりました。令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されています。

草津市では、平成27年度～令和元年度までの5年間を計画期間とする「草津市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）」を、令和元年度には、第1期計画の基本理念や計画の視点等を継承しつつ、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期草津市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、子ども・子育て支援事業を進めてきました。第2期計画には、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、令和元年9月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、子どもの貧困対策推進計画を計画に盛り込み、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える地域社会の実現に向けて、子どもに関する各種事業を推進しています。

また、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が示され、本市においても、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、若い世代が自分らしく生きるまちの実現を目指して、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「草津市子ども・若者計画」を策定して、取組を進めてきました。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。また、こども大綱では、自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されています。

これらのことを踏まえ、本市においても、子ども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべての子ども・若者の健やかな成長を目指し、「草津市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、子ども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 計画の基本的な事項

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を内包した、子ども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

【こども基本法(第10条)】

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律(第9条第2項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第8条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子ども・若者育成支援推進法(第9条)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

(2) 各法律の概要

① こども基本法

令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行、およびこども家庭庁の創設がされ、さらに同年12月にはこども大綱の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための以下の6つの基本方針が示されています。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

② 子ども・子育て支援法

平成24年8月、日本の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

近年では、令和3年12月、子ども・子育て支援法および児童手当法が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規3事業の創設や、こども家庭センターおよび地域子育て相談機関の整備の努力義務化、子どもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和6年6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、

共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもたちの6人に1人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成24年厚生労働省データ）、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年6月に成立しました。

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定、その後、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しています。改正後の法では、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことを踏まえ、政府は、令和元年11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。

④ 次世代育成支援対策推進法

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（平成6年）をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成11年）などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。

平成17年4月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成26年の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和6年の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

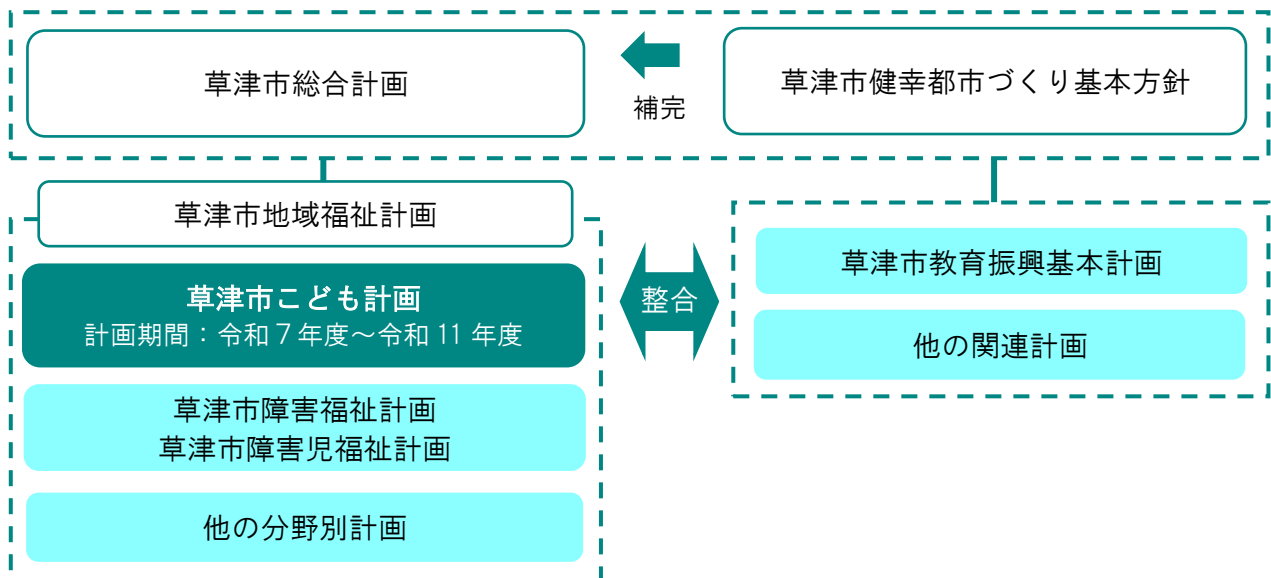
⑤ 子ども・若者育成支援推進法

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱える子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年 7 月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子供・若者育成支援推進大綱）が策定されました。

「子ども・若者ビジョン」の策定から 5 年が経過し、子ども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 28 年 2 月に策定されました。さらに令和 3 年に 4 月に改正が行われ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」、「草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」、その他の福祉計画等の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



(4) 本計画における「子ども・若者」の定義

こども基本法では、「こども」を、「心身発達の過程にある者」と定義し、行政文書の表記について、国の記載方法の判断基準を示しています。第3回会議において、市の考え方を示し、本項目の記載内容について調整を行います。

「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は18～39歳までと定義します。

【子ども・子育て支援法(第6条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【子供・若者育成支援推進大綱】

若者：思春期、青年期(概ね18歳から概ね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

(5) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から概ね18歳までの子どもと18～39歳の若者およびその家族とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

(6) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度					
					草津市こども計画 (本計画)									
第二期草津市子ども・子育て支援事業計画										第三期草津市子ども・子育て支援事業計画				
草津市子ども・若者計画										第二期草津市子ども・若者計画				

3 計画策定経過

(1) 草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

①草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

②団体調査

ニーズ調査では把握しきれない現場の声をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体・個人等へのアンケート調査を実施しました。

(2) 草津市子どもの貧困対策のための支援者調査

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(3) 草津市子ども・若者の意見を聞く機会アンケート

こども施策を推進していく中で、子どもや若者から意見をしっかり聴く仕組みを作るために、どのような手法が適しているか、どのような工夫が必要になるのか等を検討するための基礎資料とすることを目的に、市内の中学校・高校に通う学生と18～39歳の若者を対象に実施しました。

(4) 草津市居場所に関するアンケート

子どもの居場所について、子どもが必要とする居場所がどのような場所であるのか、保護者が子どもにとって必要としている場所はどのようなところかなどを把握し、今後の施策推進の基礎資料とすることを目的に、市内の小学校に通う児童とその保護者を対象に実施しました。

(5) 子ども・若者との対話の機会

整理中

(6) 草津市子ども・子育て会議

学識経験者、福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するための計画案の審議を行いました。

(7) パブリックコメント

令和●年●月から令和●年●月にかけて計画案について、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しました。

第2章 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の動向

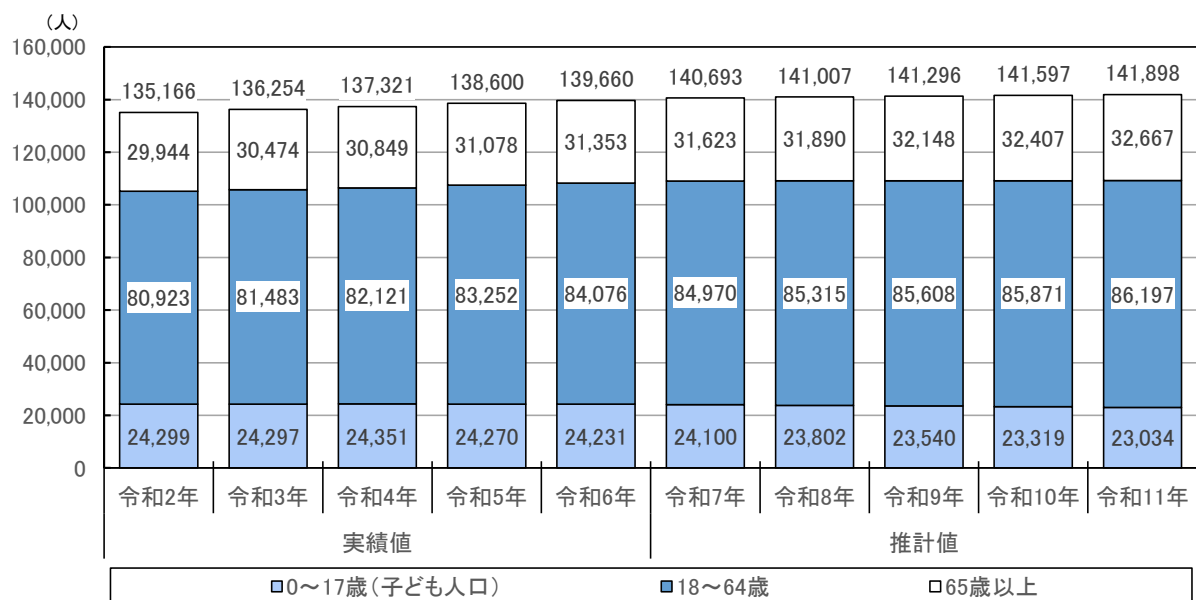
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年齢3区分別の構成割合は、0～17歳の子どもの人口割合が緩やかに減少するとともに、さらに65歳以上人口割合が年々上昇し、高齢化が進行すると予測されます。
- ◆本市の就学前児童数は、平成28年をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されます。小学生児童数は、増加傾向にありますが、令和2年以降は増加と減少を繰り返し、横ばいで推移すると予測されます。

(1) 年齢3区分別人口、40歳未満人口の推移と推計

本市の総人口は毎年増加しており、令和6年は139,660人となっています。今後も増加傾向は継続し、令和11年には141,898人に達すると予測されます。

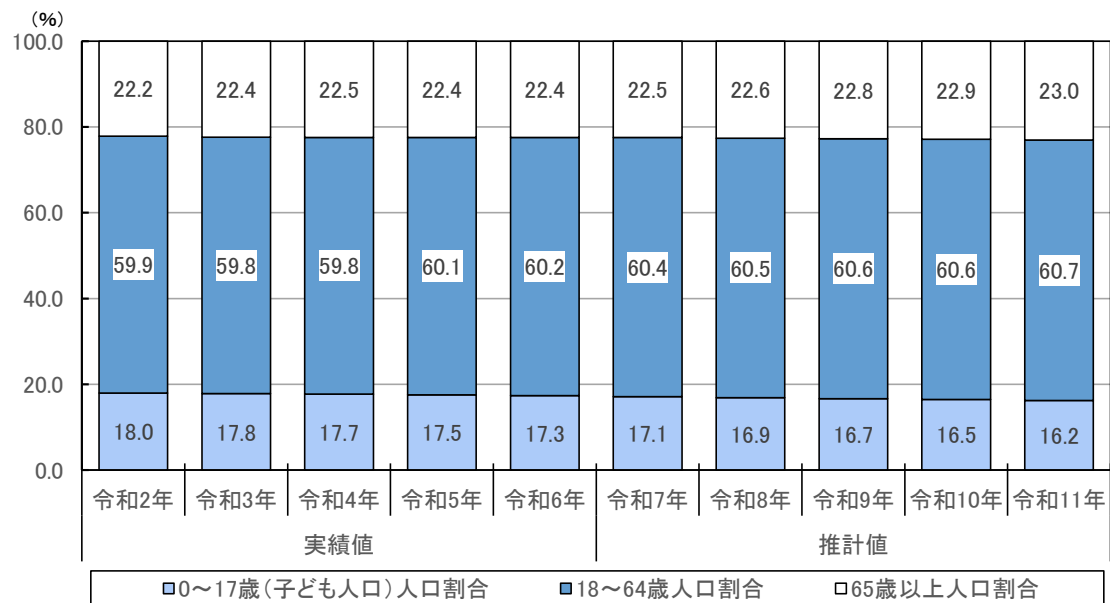
年齢3区分別の構成割合は、子ども人口割合は緩やかに減少し、65歳以上人口割合は、年々上昇すると予測されます。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■年齢 3 区分別の構成割合の推移

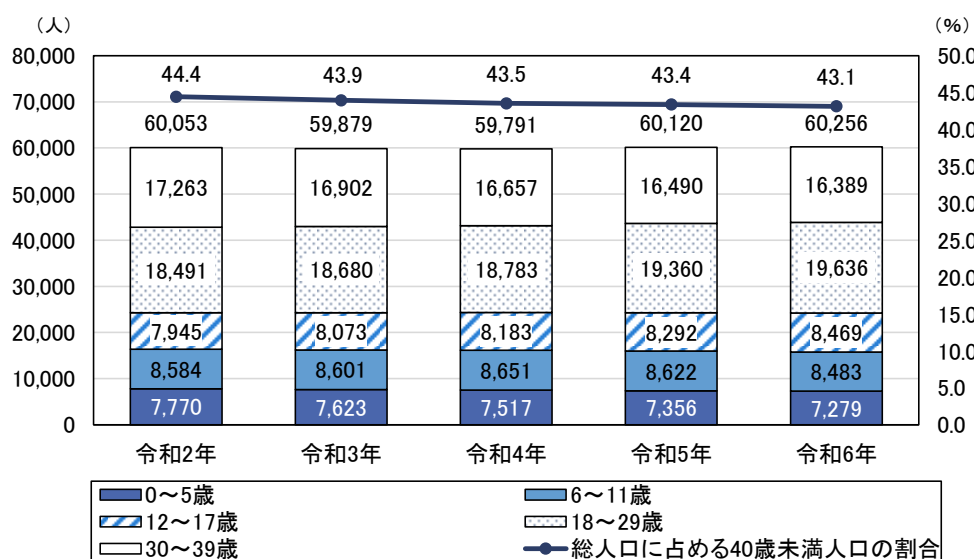


資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年 3 月 31 日現在）
 ※小数点第 2 位で四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合がある。

本市の 40 歳未満人口は減少していましたが、令和 5 年から増加に転じ、令和 6 年では 60,256 人となっています。年齢階層別にみると、「12～17 歳」、「18～29 歳」では増加していますが、「0～5 歳」、「6～11 歳」、「30～39 歳」では減少しています。

一方で、総人口に占める 40 歳未満人口の割合は減少しており、令和 6 年では 43.1% となっています。

■40 歳未満人口の年齢階層別人口の推移



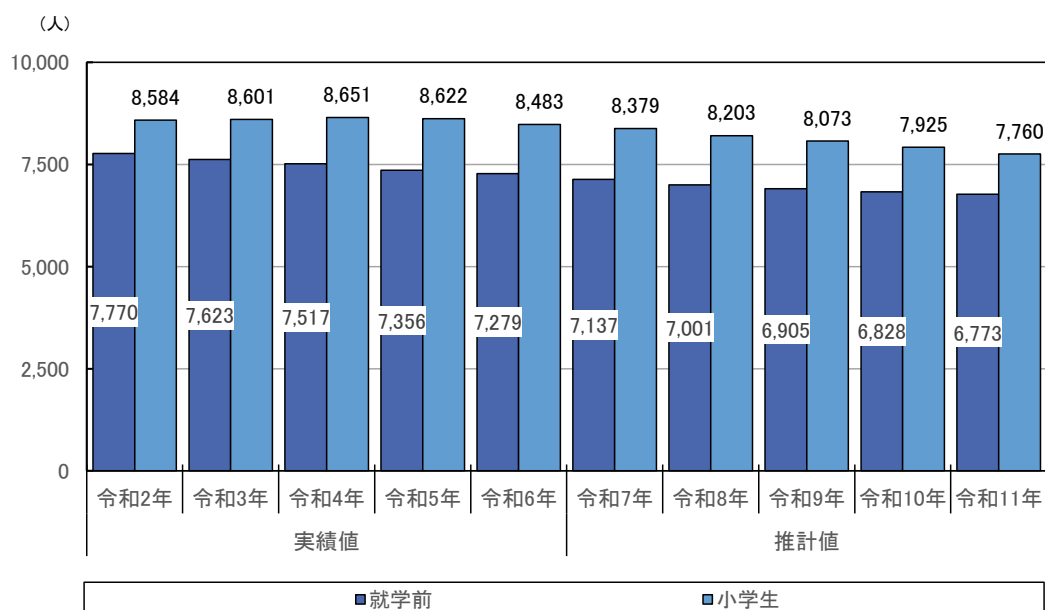
資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

(2) 就学前と小学生の人口の推移と推計

0歳～5歳までの就学前の児童数は、年々減少傾向となっています。

小学生の児童数は、令和4年の8,651人をピークに減少傾向となっており、令和11年には7,760人と予測されます。

■児童数（就学前と小学生）の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■年齢別児童数（就学前と小学生）の推移

(人)

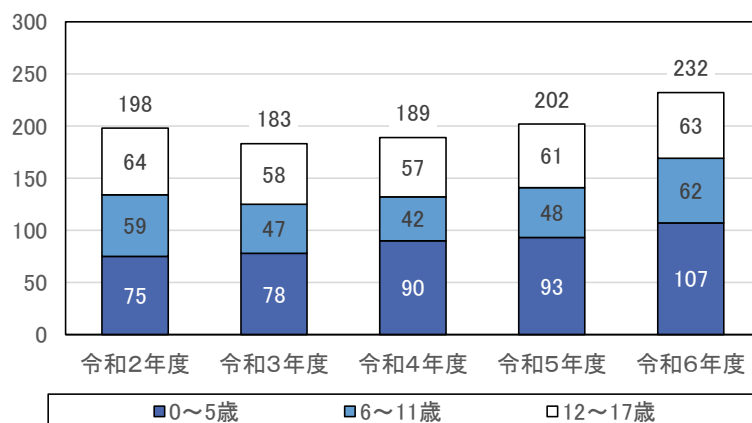
	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	16,354	16,224	16,168	15,978	15,762	15,516	15,204	14,978	14,753	14,533
0歳	1,134	1,065	1,099	1,060	1,038	1,040	1,040	1,037	1,044	1,053
1歳	1,245	1,194	1,139	1,149	1,132	1,103	1,098	1,091	1,089	1,095
2歳	1,255	1,278	1,253	1,186	1,192	1,173	1,134	1,122	1,117	1,113
3歳	1,348	1,285	1,338	1,285	1,235	1,241	1,212	1,170	1,160	1,151
4歳	1,423	1,376	1,309	1,362	1,312	1,260	1,256	1,225	1,186	1,172
5歳	1,365	1,425	1,379	1,314	1,370	1,320	1,261	1,260	1,232	1,189
就学前	7,770	7,623	7,517	7,356	7,279	7,137	7,001	6,905	6,828	6,773
6歳	1,470	1,382	1,435	1,399	1,332	1,389	1,328	1,268	1,269	1,238
7歳	1,487	1,470	1,383	1,425	1,399	1,333	1,381	1,325	1,267	1,265
8歳	1,444	1,491	1,469	1,393	1,419	1,396	1,324	1,377	1,321	1,261
9歳	1,424	1,442	1,490	1,463	1,387	1,414	1,385	1,317	1,372	1,315
10歳	1,377	1,429	1,452	1,487	1,464	1,387	1,408	1,382	1,317	1,369
11歳	1,382	1,387	1,422	1,455	1,482	1,460	1,377	1,404	1,379	1,312
小学生	8,584	8,601	8,651	8,622	8,483	8,379	8,203	8,073	7,925	7,760

資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

(3) 外国人人口

18 歳未満の外国人人口は、令和 3 年に新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、183 人と一時は減少していたものの、それ以降は増加傾向にあり、令和 6 年では 232 人となっています。

■外国人人口の推移（18 歳未満）

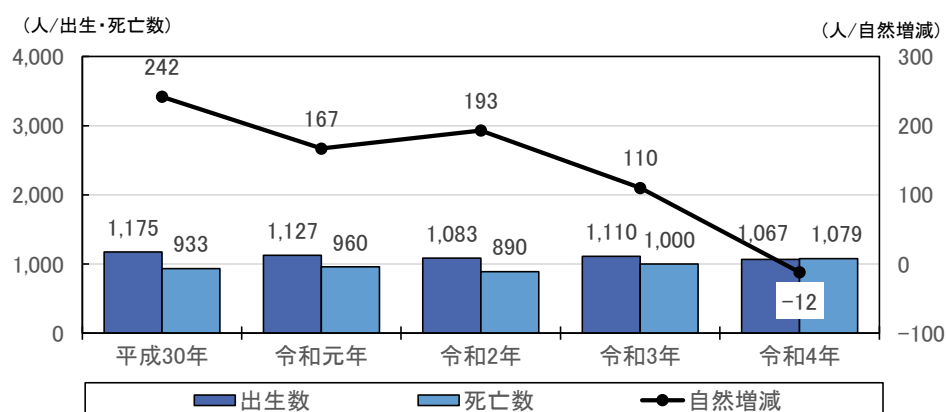


資料：学区別年齢別人口（各年 5 月 31 日現在）

(4) 自然動態、社会動態

出生数は、令和 3 年に一時増加したものの、平成 30 年から比較すると、緩やかな減少傾向となっています。死亡数は令和 2 年までは減少傾向となっていました、令和 3 年以降は増加傾向となっています。令和 4 年には、死亡数が出生数を上回る自然減の状態になっています。

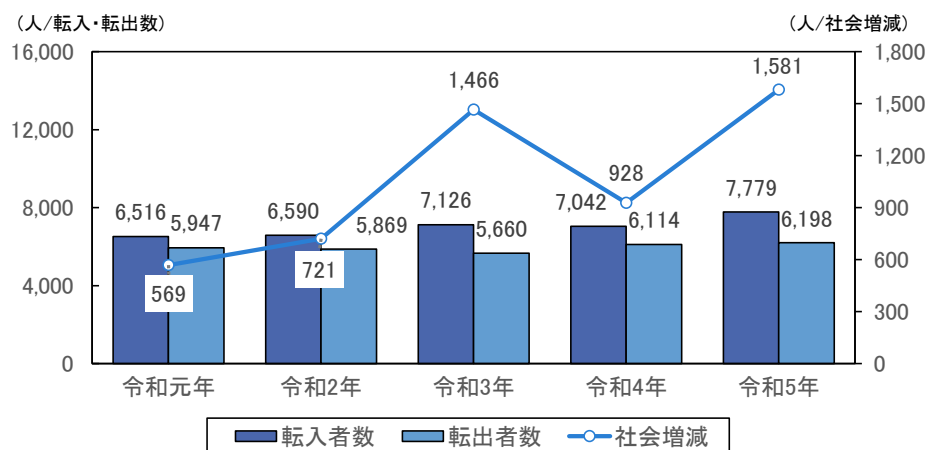
■出生数と死亡数



資料：市民課（各年 10 月 1 日～9 月 30 日の 1 年間）

転入数は、増減があるものの、概ね増加傾向となっており、令和5年では7,779人となっています。転出数は令和3年までは減少していましたが、令和4年で増加傾向に転じています。本市は転入数が転出数を上回る社会増の傾向にありますが、増加数は年によってばらつきがあります。

■転入数と転出数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

2 家族の状況

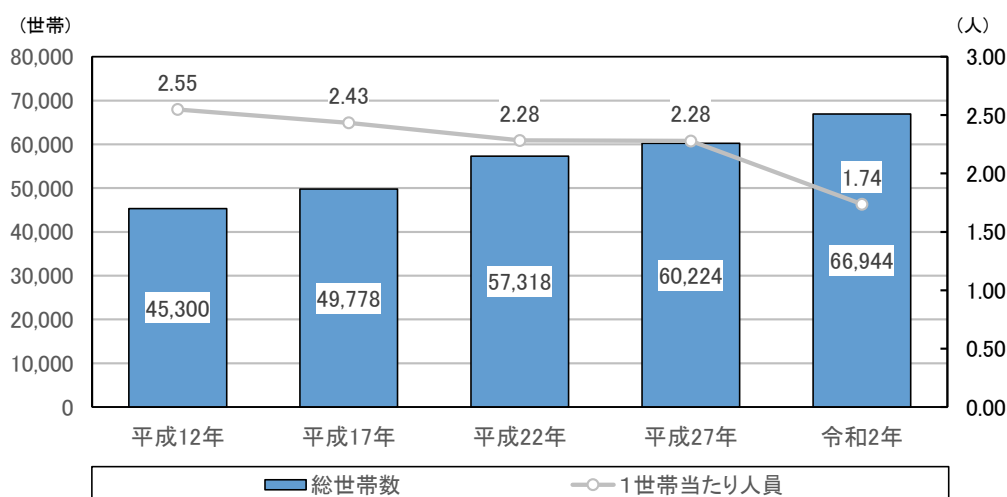
- ◆市全体の世帯数や子どものいる世帯数は減少しており、子どものいる1世帯当たり人員も減少が続き、核家族化が進行しています。
- ◆ひとり親世帯は、令和元年以降減少傾向にありましたが令和6年で増加しています。900世帯を超える数で推移しており、ひとり親世帯の自立や子どもへの支援等総合的な支援が求められます。
- ◆子育て世代の女性の労働力率は平成27年まで上昇傾向にあり、子どものいる共働き世帯も増加しています。今後も働く女性が増加することで、さらなる保育ニーズの高まりが予測されます。

(1) 世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人員の推移

世帯数は、令和2年で66,944世帯となっており、平成12年の45,300世帯から21,644世帯増加しています。一方で、1世帯当たり人員は、令和2年で1.74人となっており、平成12年の2.55人から減少傾向となっています。

■世帯数の推移



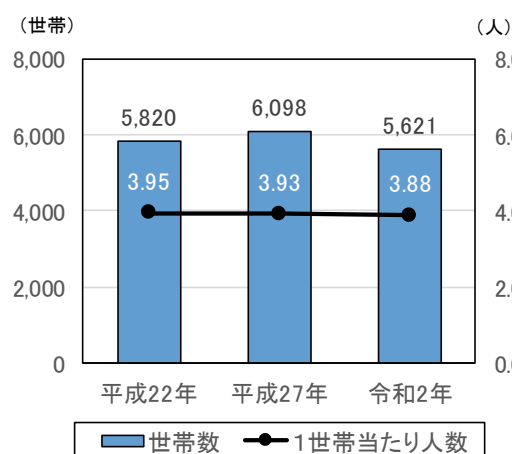
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②子どものいる世帯数の推移

子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数では、平成27年に一時増加していますが、それ以降は減少傾向となっており、平成22年の5,820世帯よりも少なくなっています。18歳未満の子どものいる世帯数では、令和2年で13,807世帯となっており、平成22年と比べるとやや世帯数は増加していますが、平成27年と比べると減少しています。

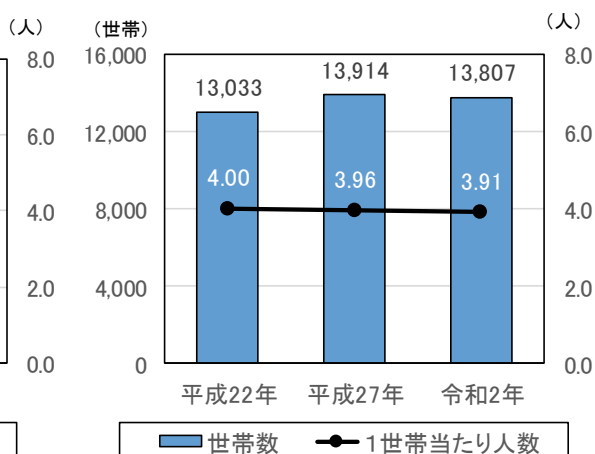
また、子どものいる一般世帯の1世帯当たり人員は6歳未満のいる世帯、18歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあり、子育て家庭においても世帯規模の縮小が進んでいます。

■6歳未満の子どものいる世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満の子どものいる世帯数



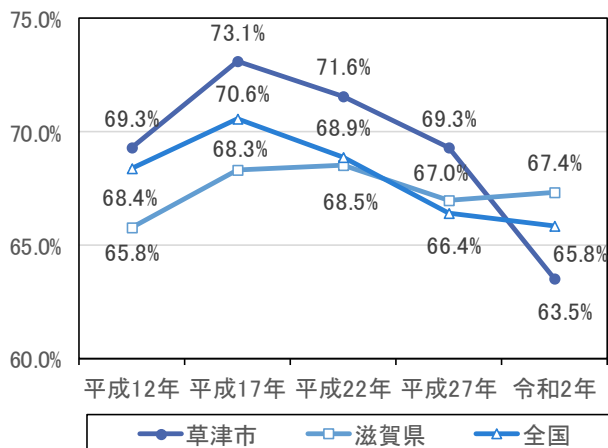
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③未婚率の推移

20～34歳における未婚率の推移をみると、男性については、平成27年までは滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、令和2年では大幅に減少し、滋賀県や全国を下回っています。

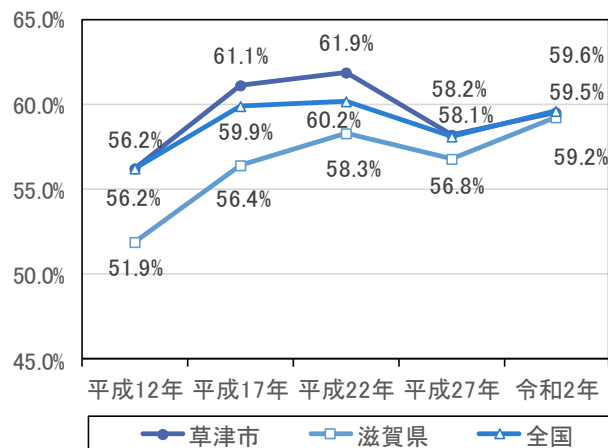
女性については、平成22年までは滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、平成27年度以降は滋賀県や全国と同程度の水準となっています。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



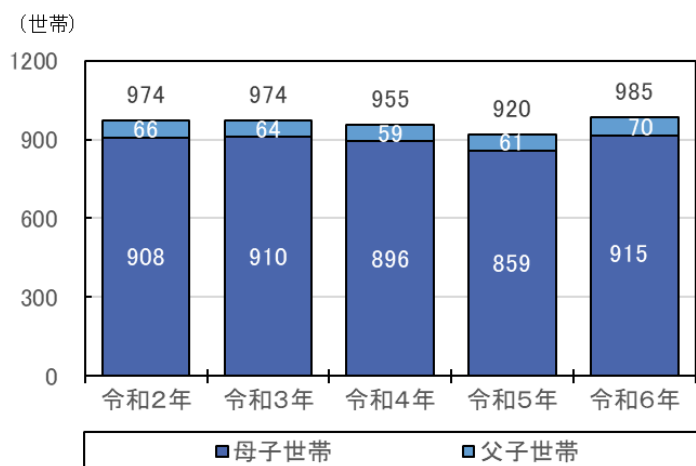
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、令和元年から減少傾向にありましたが、令和6年では増加しています。

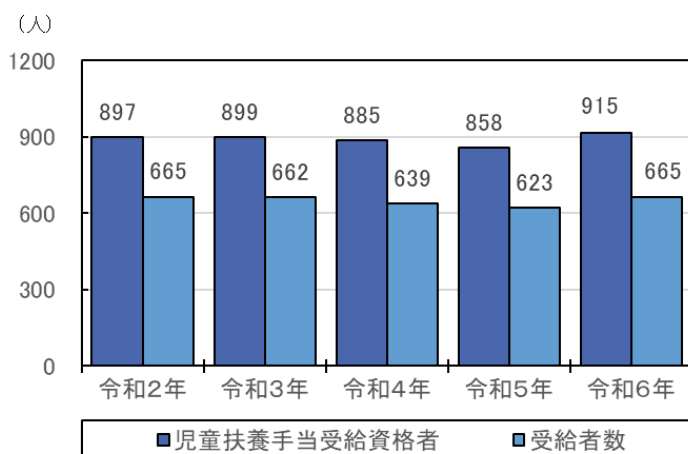
また、基準以下の所得のひとり親世帯へ支給される児童扶養手当についても、令和元年以降受給資格者数、受給者数ともに減少傾向でしたが、令和5年度に増加しています。

■ 20歳未満の子どもがいるひとり親世帯数



資料：子ども家庭・若者課（各年4月1日現在）

■ 児童扶養手当



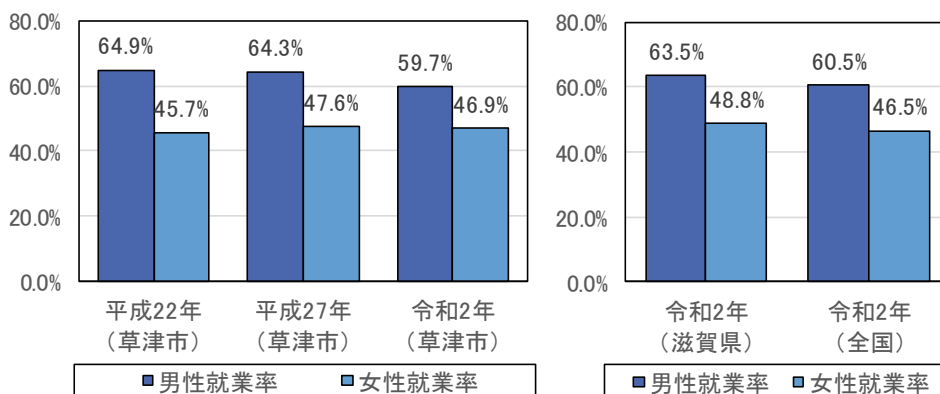
資料：子ども家庭・若者課（各年3月末時点）

(3) 就労の状況

① 男女の就業率の推移

就業率は、男性は減少傾向、女性はほぼ横ばいで推移しており、令和2年には男性が59.7%、女性が46.9%となっています。令和2年において、男性は滋賀県や全国より低い水準となっており、女性は全国水準よりはやや高く、滋賀県水準よりは低くなっています。

■ 男女別 就業率の推移

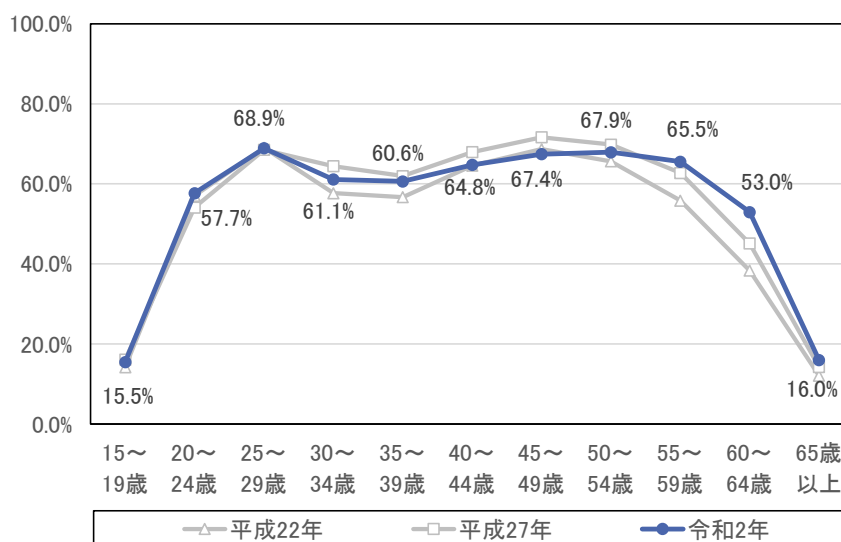


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②女性の年齢別就業率

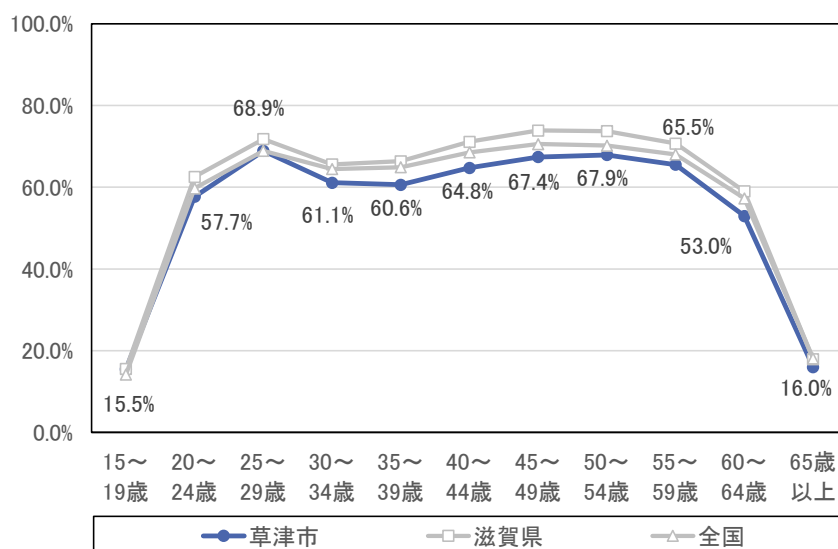
女性の年齢別就業率は、平成22年、平成27年に比べて、令和2年では主に55歳以上の年代で増加がみられ、高齢化社会において就業する年齢も引き上げられていることがうかがえます。一方で、滋賀県や全国と比べると、15～19歳、20～24歳、25～29歳は滋賀県を下回るものの全国と同程度の水準ですが、そのほかの年代では滋賀県や全国を下回る水準となっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率（草津市・経年比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の年齢5歳階級別 就業率（令和2年草津市・滋賀県・全国の比較）

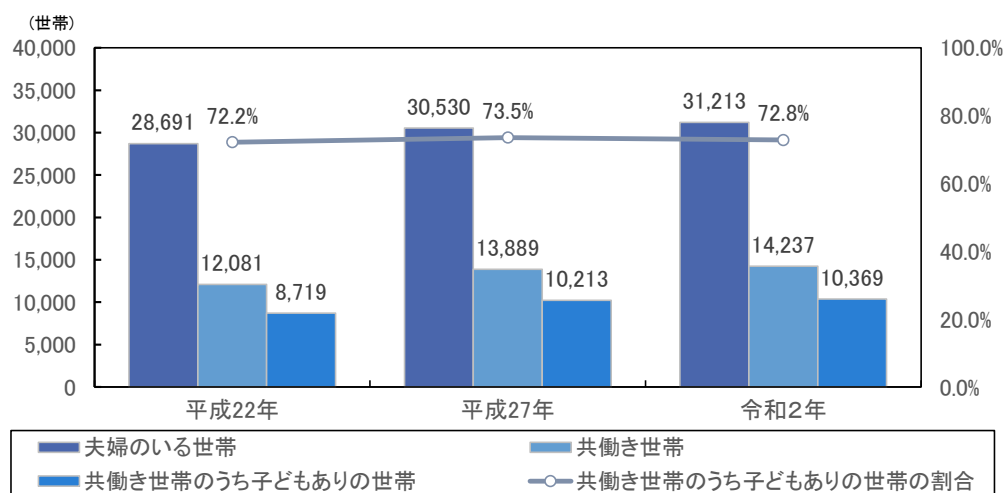


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、令和2年には31,213世帯となっています。そのうち、共働き世帯や、共働き世帯のうち子どもありの世帯も増加し、令和2年にはそれぞれ14,237世帯、10,369世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等の状況

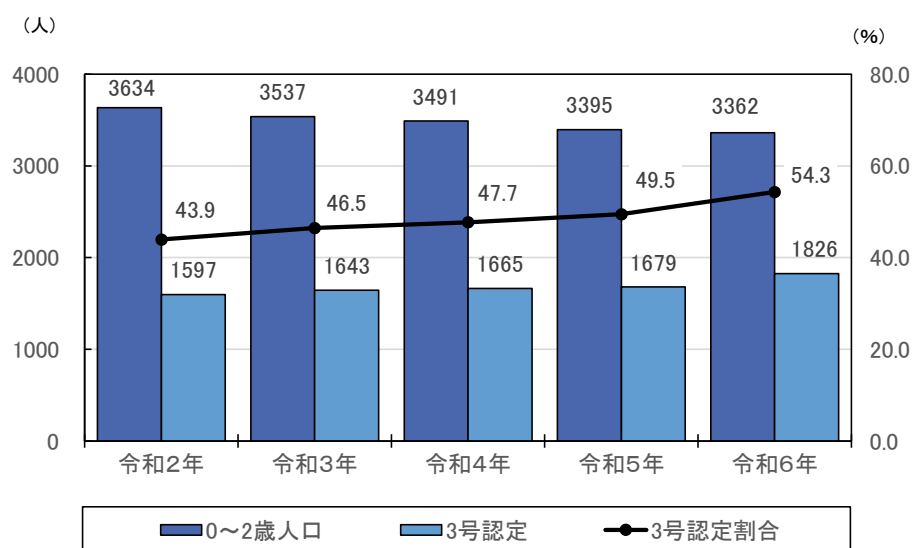
- ◆本市では保育ニーズの増加に対応するため、保育所定員の見直しや私立保育園の新設により定員枠を拡大するとともに、認定こども園の整備を進めてきました。また、0～2歳に占める3号認定の割合は年々上昇しており、今後も低年齢児の保育ニーズの増加が予測されます。
- ◆中学校の就学援助については要保護が増加しており、就学が困難な状況にある児童生徒が増えていると考えられます。

(I) 教育・保育給付認定の状況

①0～2歳の認定状況の推移

0～2歳人口は減少していますが、3号(保育)認定は増加していることから、3号(保育)認定割合は年々上昇しています。

■0～2歳の認定状況

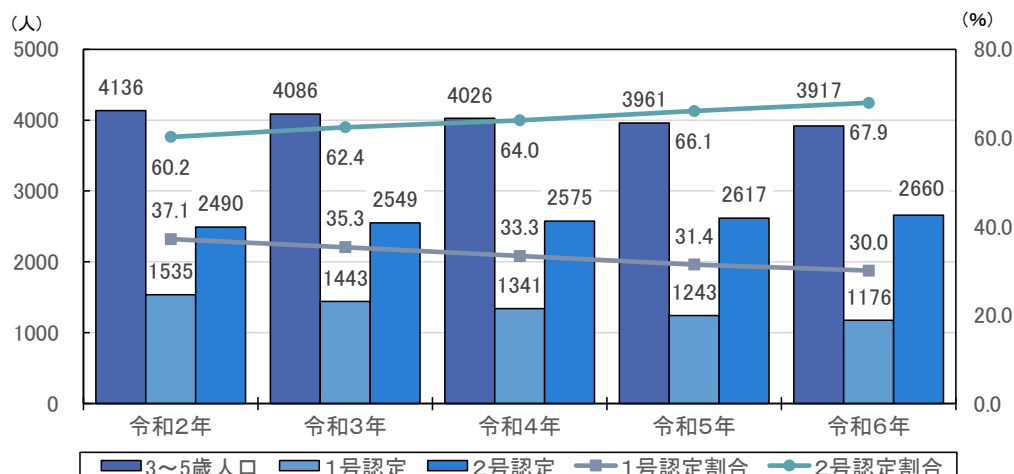


資料：幼児課（各年4月1日現在）

②3～5歳の認定状況の推移

3～5歳人口は、令和2年をピークに年々減少しています。1号認定割合は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから、増加傾向にあります。2号認定割合は令和2年以降減少しています。

■3～5歳の認定状況



資料：幼児課（各年4月1日現在）

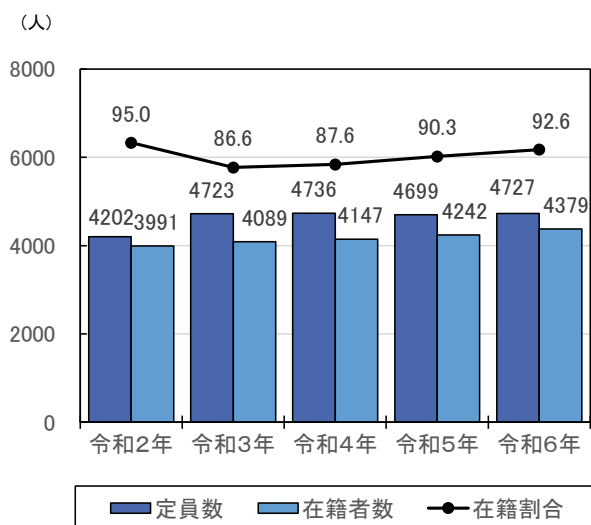
(2) 認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数

①認定こども園、幼稚園および保育所（園）の定員と在籍者数の推移

認定こども園（保育認定）・保育所（園）の在籍者数は増加しています。在籍割合は85%から95%で推移しています。

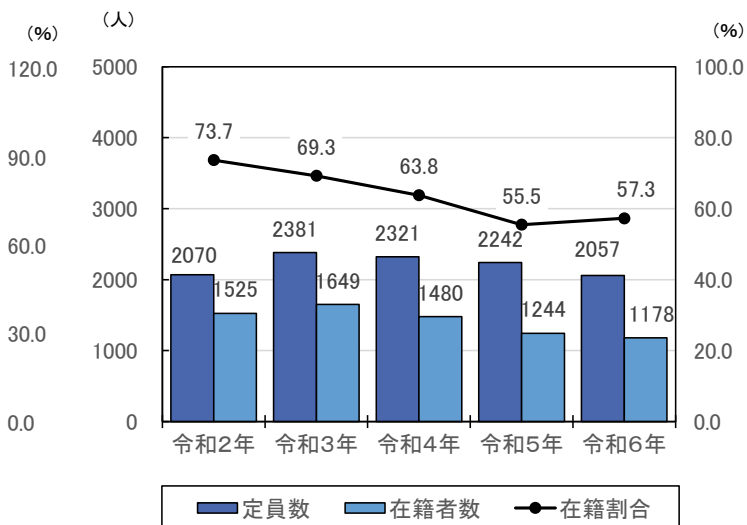
認定こども園（教育認定）・幼稚園の在籍者数は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから減少傾向にあり、在籍割合は令和5年までで55.5%まで減少しています。

■認定こども園（保育認定）・保育所（園）の在籍者数の推移



資料：幼児課（各年4月1日現在）

■認定こども園（教育認定）・幼稚園の在籍者数の推移



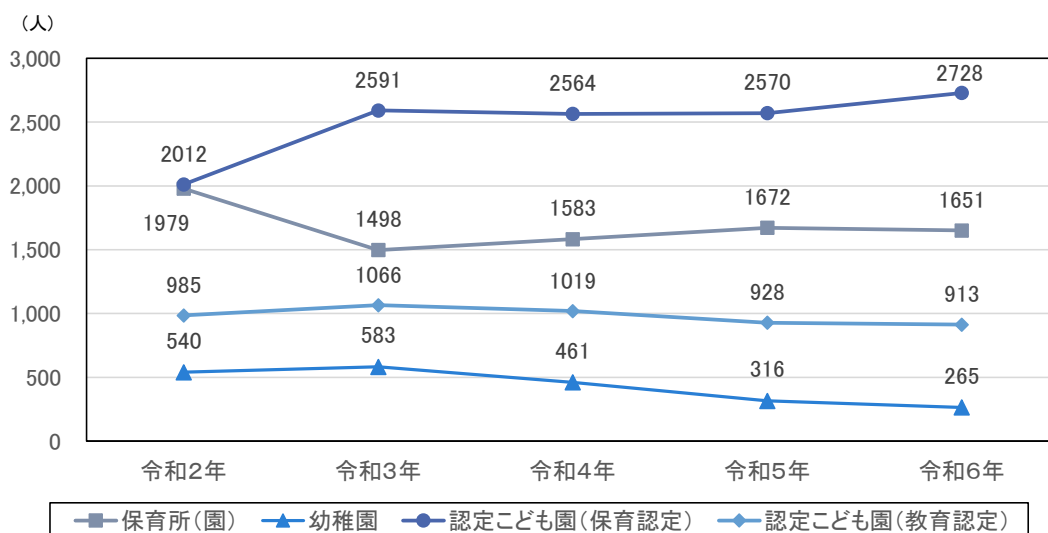
資料：幼児課（各年4月1日現在）

②認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の比較

認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数を比較すると、保育所（園）は令和3年に1,498人まで減少しましたが、以降は増加傾向にあります。認定こども園（保育認定）は増加し、令和6年で2,728人となっています。

幼稚園、認定こども園（教育認定）は令和3年以降減少し、令和6年で幼稚園が265人、認定こども園（教育認定）が913人となっています。

■認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の推移



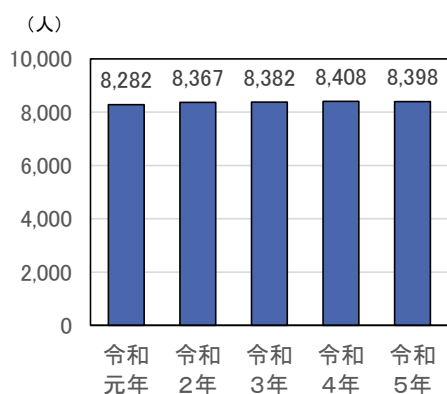
資料：幼児課（各年4月1日現在）

(3) 小中学校の状況

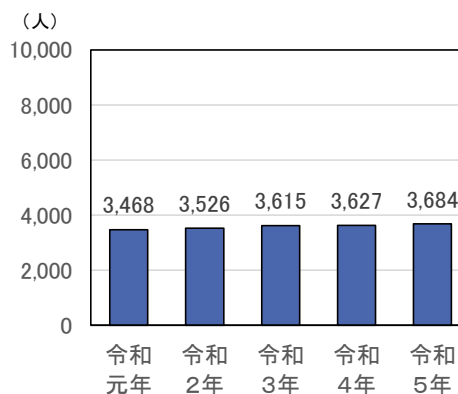
市内には、公立小学校が14校あります。児童数は令和4年まで増加傾向にあり、令和5年は8,398人となっています。

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。公立中学校の生徒数は増加傾向にあり、令和5年には3,684人となっています。

■小学校児童数（公立）



■中学校生徒数（公立）



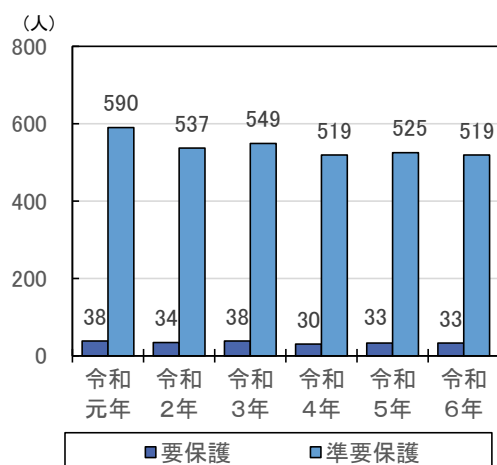
資料：学校教育課 学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 就学援助の状況

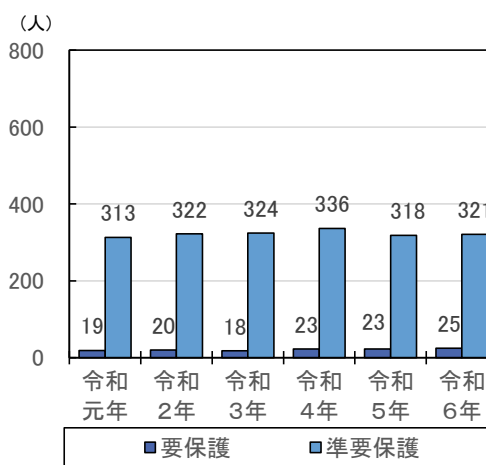
小学校の就学援助認定者数は、令和元年以降、要保護・準要保護ともに減少しています。

中学校の就学援助認定者数は、令和元年以降、要保護については増加し、準要保護については同程度で推移しています。

■ 小学校の就学援助認定者数



■ 中学校の就学援助認定者数



資料：学校教育課（各年3月末現在）

※就学援助認定者の「要保護」と「準要保護」…

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

a. 要保護者…生活保護法第6条第2項に規定する者。

b. 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。認定基準は各市町村が規定する。

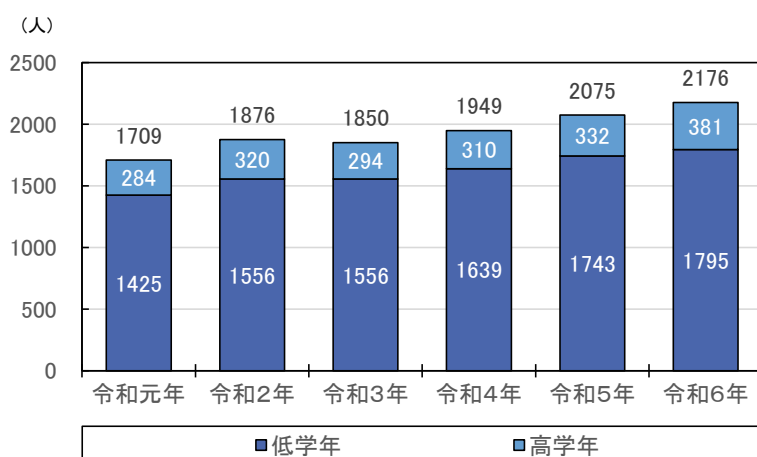
4 子ども・若者を取り巻く状況

- ◆児童育成クラブは、共働き世帯の増加に伴うニーズの増加に対応するため、民設クラブの設置を進めてきました。今後も、女性の就業率の増加等により、さらなるニーズの増加が予測されます。
- ◆児童虐待については、社会的関心の高まりなどにより、相談対応件数が増加しています。相談内容は年々複雑化しており、長期に及ぶ支援を必要とするケースも増加していることから、相談員の専門性の向上等の体制強化と虐待の未然防止のための取組が必要です。
- ◆湖の子園の在籍者数は減少していますが、民間の児童発達支援事業所の利用者数も含めると、児童発達支援の利用者数は増加傾向となっています。また、特別児童扶養手当の受給者は増加傾向にあり、発達支援の充実が求められます。
- ◆刑法犯少年等の検挙・補導人数は増減を繰り返していますが、14歳未満の人数が増加傾向にあり、検挙・補導の低年齢化がうかがえます。
- ◆不良行為少年の補導人数は、近年増加傾向にありましたが、令和5年には減少しています。

(1) 児童育成クラブの在籍状況

児童育成クラブは、令和6年4月時点で、公設が小学校区に1つずつ計14箇所あり、民設は市全体で23箇所整備されています。

■児童育成クラブ入会児童数



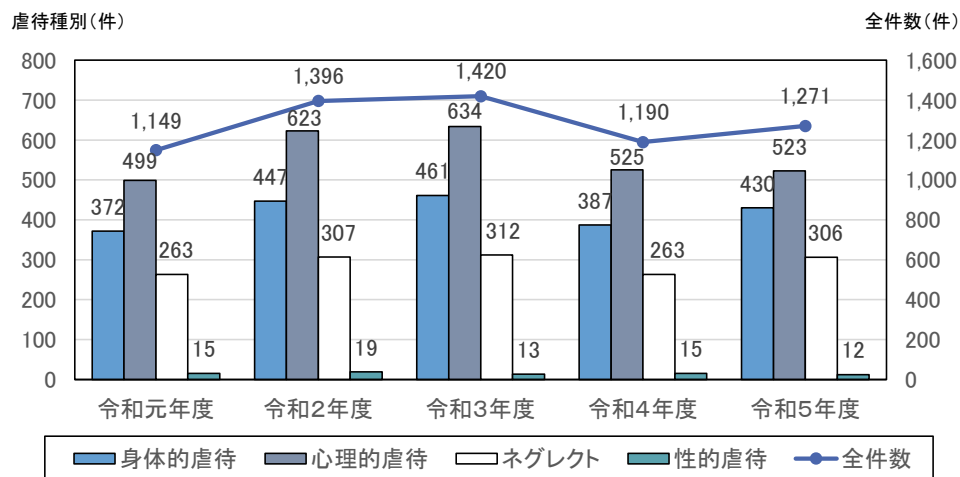
資料：子ども・若者政策課（各年5月1日現在）

(2) 児童虐待相談の状況

児童虐待の相談対応件数は、令和元年度から令和5年度にかけて増減しており、令和5年度では、1,271件となっています。

虐待種別については、令和元年度から心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっています。令和5年度では心理的虐待が523件、身体的虐待が430件などとなっています。

■児童虐待相談対応件数



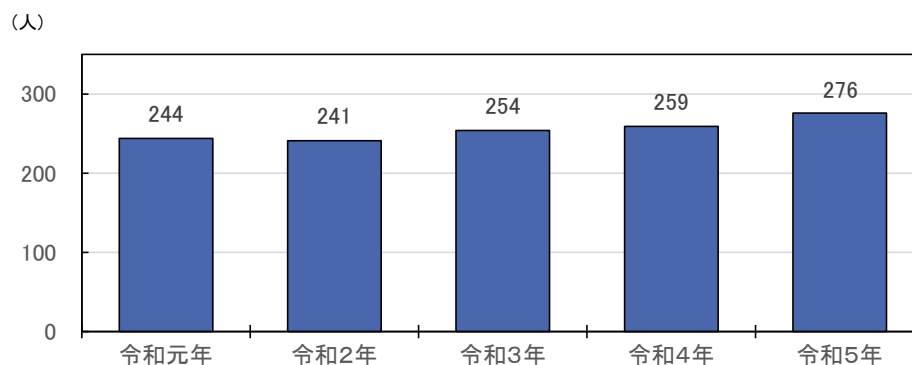
資料：家庭児童相談室（各年3月末）

(3) 障害のある子どもへの支援の状況

①特別児童扶養手当受給者の状況

本市では20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年は276人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数

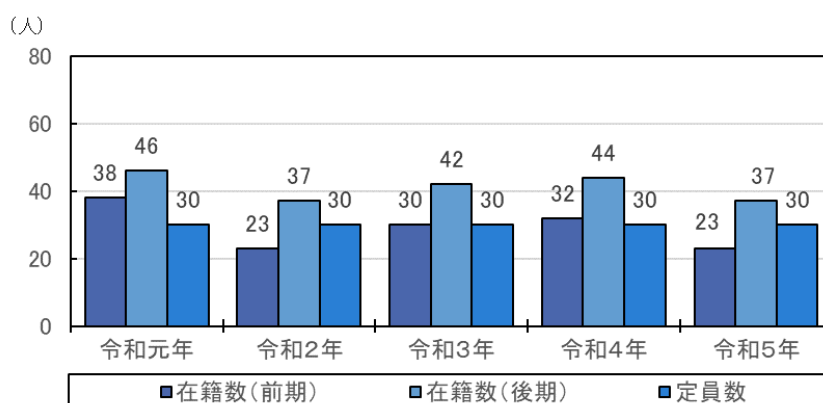


資料：子ども家庭・若者課（各年3月末現在）

②児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子どもおよびその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、二次障害を予防し、発達を促すための支援および保護者等の援助を行っています。利用者数についてみると、令和5年に在籍数は減少しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）の利用者数



資料：発達支援センター（各年10月1日現在）

※湖の子園…

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設。

※二次障害…

本人について誤った理解に基づいて関わる結果、本来の障害に加えて、精神的に不安定な状態となり、さらに生活に支障をきたす状態となること。

②発達支援センターの相談等の状況

発達支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリング等を実施しています。

相談件数は、令和2年から毎年3割以上が新規相談となっています。令和5年の内訳をみると、「家族相談」が1,500件を超えて多くなっており、次いで「発達検査」、「本人面談」となっています。

■発達支援センターの相談件数等

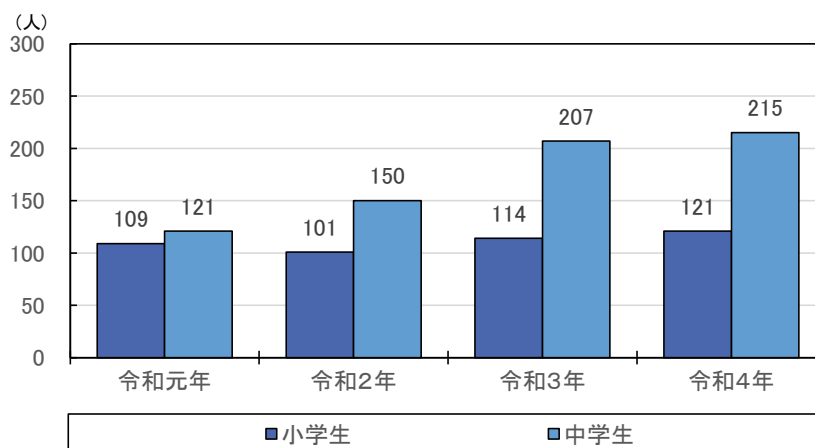
	相談件数計 (延べ件数)	相談内容内訳(延べ件数)								
		うち新規	家族相談	本人面談	医療相談	発達検査	幼保連携	学校連携	医療連携	関係機関他
令和2年	3,053件	1,270件	1,244件	441件	49件	595件	34件	372件	0件	318件
令和3年	3,442件	1,241件	1,542件	422件	54件	541件	112件	372件	20件	379件
令和4年	3,636件	1,317件	1,632件	511件	74件	591件	101件	316件	21件	390件
令和5年	3,778件	1,350件	1,514件	594件	68件	651件	93件	321件	27件	510件

資料：発達支援センター（各年3月31日現在）

(4) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数の推移についてみると、小学生は令和2年、中学生は令和元年以降増加しており、令和4年には不登校児童は120人以上、生徒数は210人以上となっています。

■不登校児童・生徒数の推移

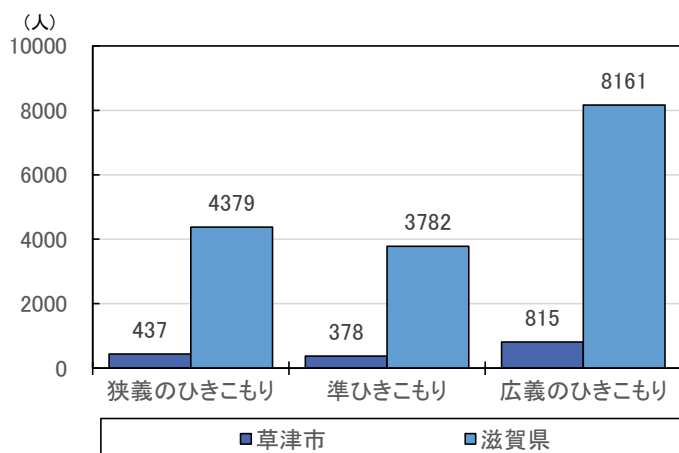


資料：児童生徒支援課

(5) ひきこもり（15～39歳）推計数

ひきこもり（15～39歳）の推計数について、内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」に基づき、滋賀県では、狭義のひきこもりは4,379人、準ひきこもりは3,782人、広義のひきこもりは8,161人、本市では狭義のひきこもりは437人、準ひきこもりは378人、広義のひきこもりは815人と推計値を算出しています。

■ひきこもり（15～39歳）推計数



※「ひきこもり推計数」は15～39歳人口に以下の割合を掛けて算出しています。

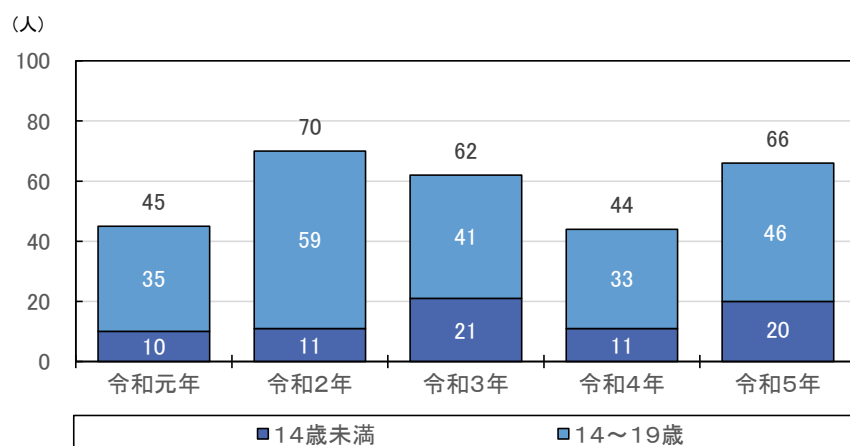
①狭義のひきこもり	1.10%
0.74%	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
0.30%	自室からは出るが、家からは出ない
0.06%	自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	0.95%
	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
③（狭義＋準）広義のひきこもり	2.05%

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」（令和5年3月）

(6) 刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移、不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移についてみると、令和元年以降増減を繰り返しており、令和５年は６６人となっています。年齢別にみると、１４歳未満が増加し、令和５年で２０人となっています。

■刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移（草津警察署管内）

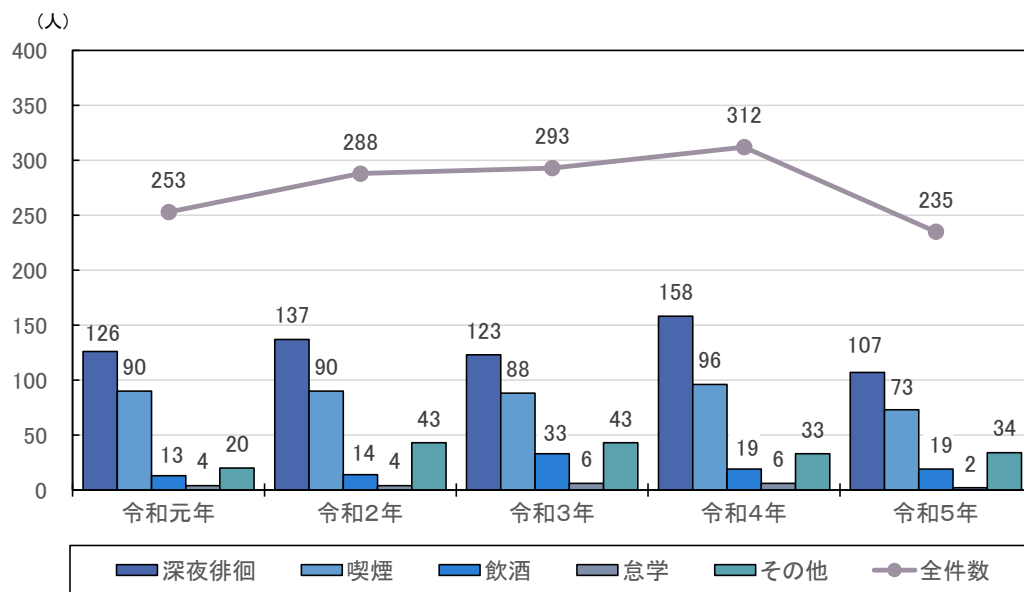


※14歳未満は刑事責任を問わないが、「犯罪」に該当する行為を行った者を対象としている。

資料：草津市立少年センター「業務活動状況の概要（平成5年度）」（各年１月～12月の合計）

草津警察署管内（草津市・栗東市）における不良行為少年の補導人数の推移についてみると、令和元年以降増加していましたが、令和５年で減少し、235 人となっています。不良行為の内容別にみると、いずれの年も「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」となっています。

■不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）



※怠学：正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為。

資料：草津市立少年センター「業務活動状況の概要(令和5年度)」(各年1月～12月の合計)

5 ニーズ調査の結果

- ◆緊急時もしくは用事の際、子どもを預けられる親族等が「誰もいない」という方が就学前児童、小学生ともに2割を超えており、前回調査と比べて増加していることから、親族からの子育て支援を受けにくい子育て世帯が増加していることがうかがえます。
- ◆子育て（教育）を「父母ともに」行っている世帯は、就学前児童では半数を超え、前回調査から増加しています。また、父親の育児休業取得状況について「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合は19.7%と、前回調査の1.8%から大幅に増加しており、男性の子育てへの参加が前回調査時に比べて増加していると考えられます。
- ◆仕事と子育てへの両立支援として、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」へのニーズが高くなっています。
- ◆同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについて、「同年代の子どもの親との付き合いはあまりない」の割合が、就学前児童、小学生ともに前回調査から増加しています。
- ◆子育てに対して楽しいと感じている方が小学生で6割後半、就学前児童で7割程度となっている一方で、子育てに不安や負担を感じている方が半数以上いることから、子育て世帯の不安や負担を軽減する取組を継続していくことが必要と考えられます。
- ◆草津市は子育てしやすい市だと思う方の割合は、「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせて就学前児童、小学生ともに7割以上で、前回調査から増加しています。
- ◆子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、就学前児童では「幼稚園や保育所（園）、認定こども園等にかかる費用の軽減」、「子どもの遊び場」、「公園や歩道の整備」が高く、小学生では「子どもの遊び場」、「公園や歩道の整備」が最も高くなっています。

(1) 調査の目的

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施したものです。

(2) 調査概要

■調査期間 令和6年3月12日（火）～令和6年3月27日（水）

■調査対象者数および回収結果

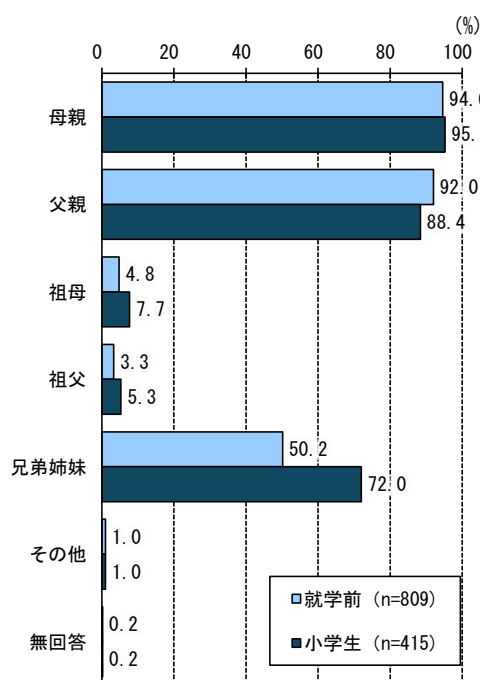
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童のいる世帯	2,000 件	809 件	40.5%
小学生のいる世帯	1,000 件	415 件	41.5%

※グラフ上では、就学前児童のいる世帯を「就学前」、小学生のいる世帯を「小学生」と表記しています。

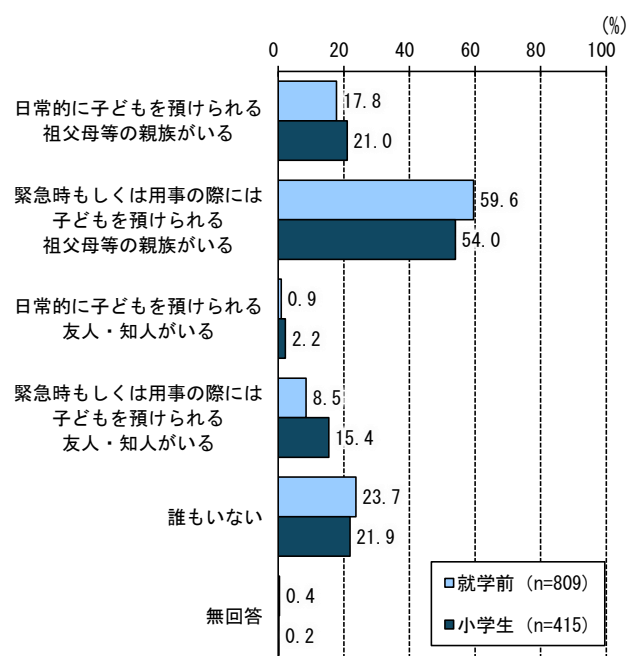
(3) 家庭の状況について

- 子どもと家族の同居の状況をみると、就学前児童、小学生ともに「母親」、「父親」が9割程度、「祖母」、「祖父」と同居している人は約1割以下となっています。
- 日頃、子どもを預けられる人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる祖父母等の親族がいる」が最も高く、就学前児童では59.6%、小学生では54.0%となっています。一方で、「誰もいない」は就学前児童、小学生ともに2割を超えており、前回調査（就学前児童：17.4%、小学生：15.9%）と比べて増加しています。
- 子育て（教育）を主に行っている人についてみると、就学前児童では「父母ともに」が56.5%と半数を超え、前回調査（43.2%）と比べて13.3ポイント増加しています。小学生では「父母ともに」「主に母親」がほぼ同水準となっています。

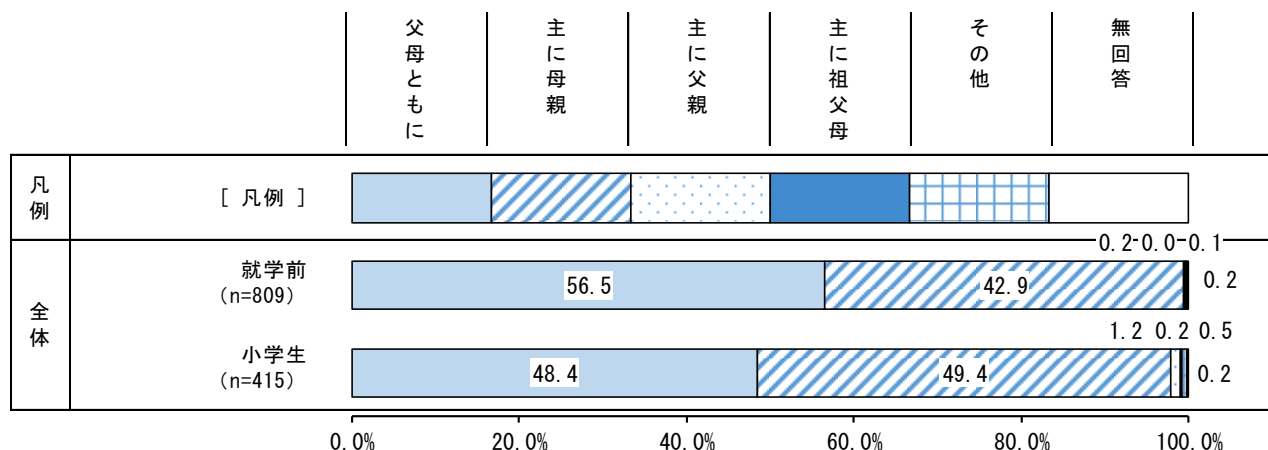
■子どもと家族の同居の状況〈複数回答〉



■日頃、子どもを預けられる人の有無〈複数回答〉



■子育て（教育）を主に行っている人〈単数回答〉

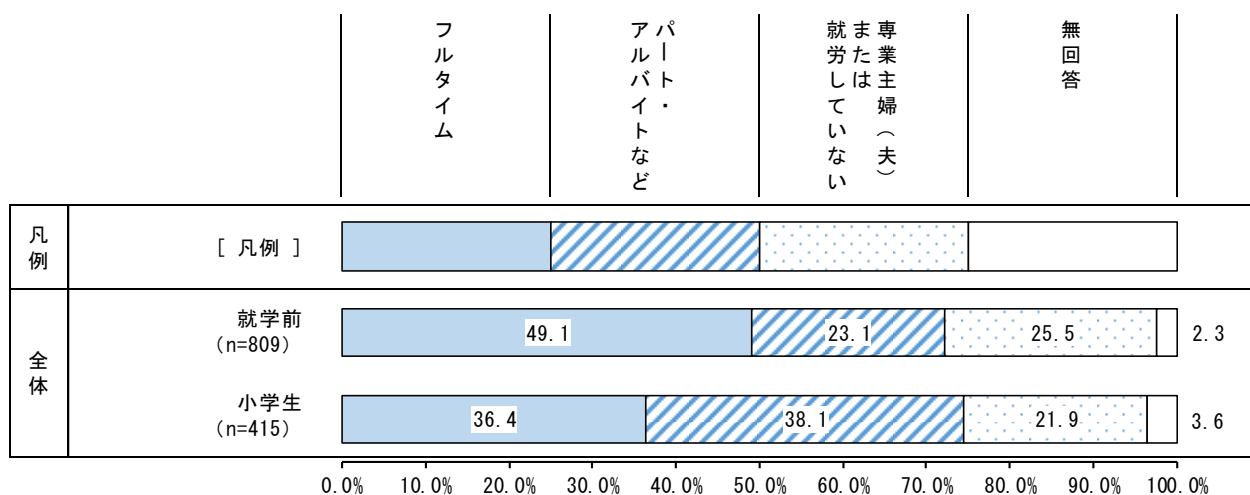


(4) 保護者の就労状況と子育てと仕事の両立について

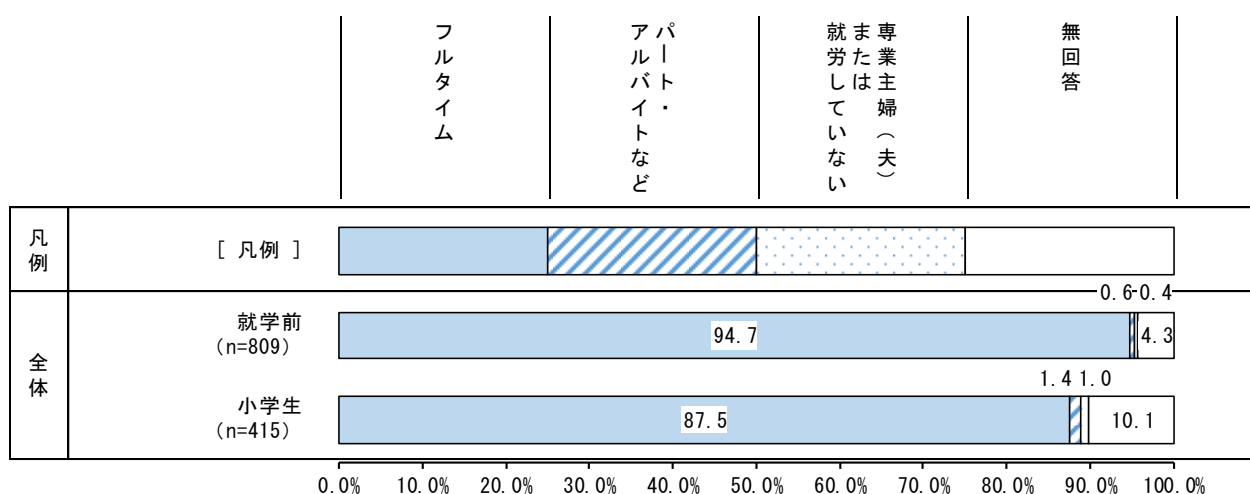
- 保護者の現在の就労状況をみると、母親については、就学前児童、小学生ともに『就労している』（「フルタイム」と「パートタイム」の計）が7割を超えています。「専業主婦（夫）または就労していない」は就学前児童で25.5%、小学生で21.9%となっています。父親については、「フルタイム」の割合が就学前児童、小学生ともに9割程度となっています。
- 育児休業の取得状況をみると、母親については、就学前児童、小学生ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」が3割を超え、最も高くなっています。父親については、就学前児童、小学生ともに「育児休業を取得しなかった」が7割以上と最も高く、次いで「育児休業取得後、職場に復帰した」となっています。就学前児童では、「育児休業取得後、職場に復帰した」が前回調査（1.8%）と比べて17.9ポイント増加しています。

■保護者の現在の就労状況〈単数回答〉

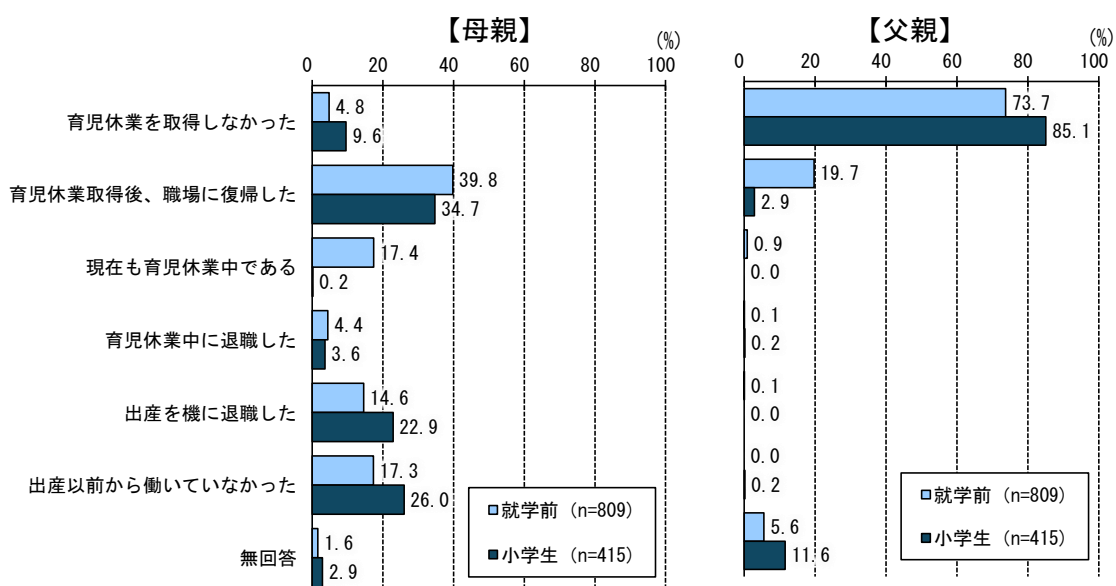
【母親】



【父親】

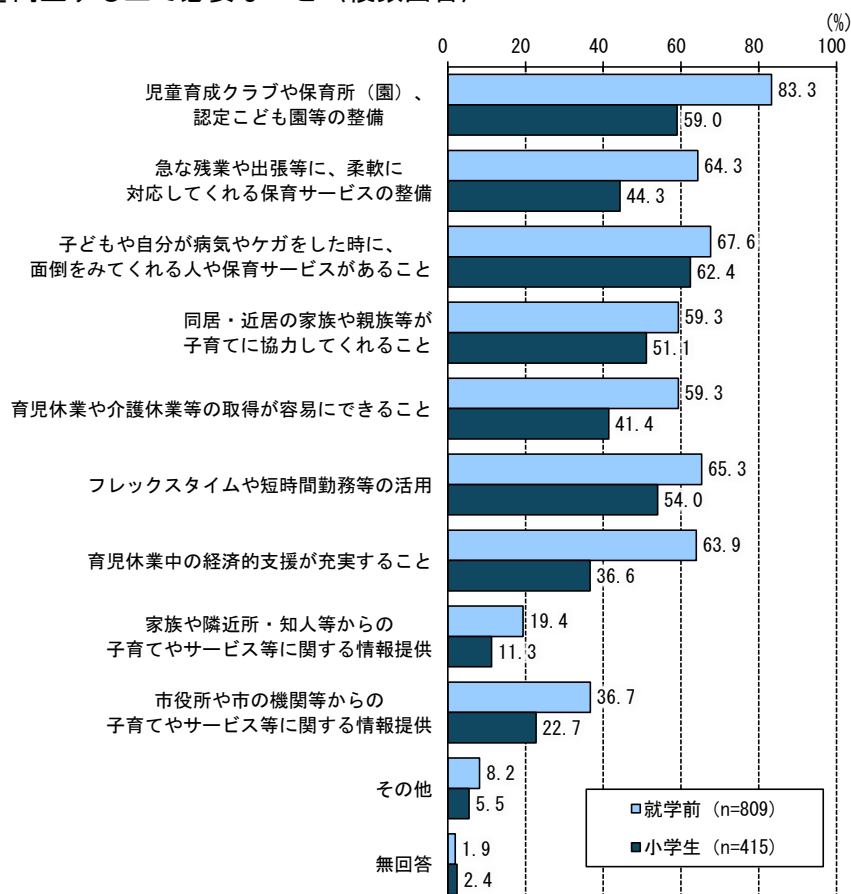


■育児休業の取得状況〈複数回答〉



- 仕事と子育てを両立する上で必要なことについてみると、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっています。

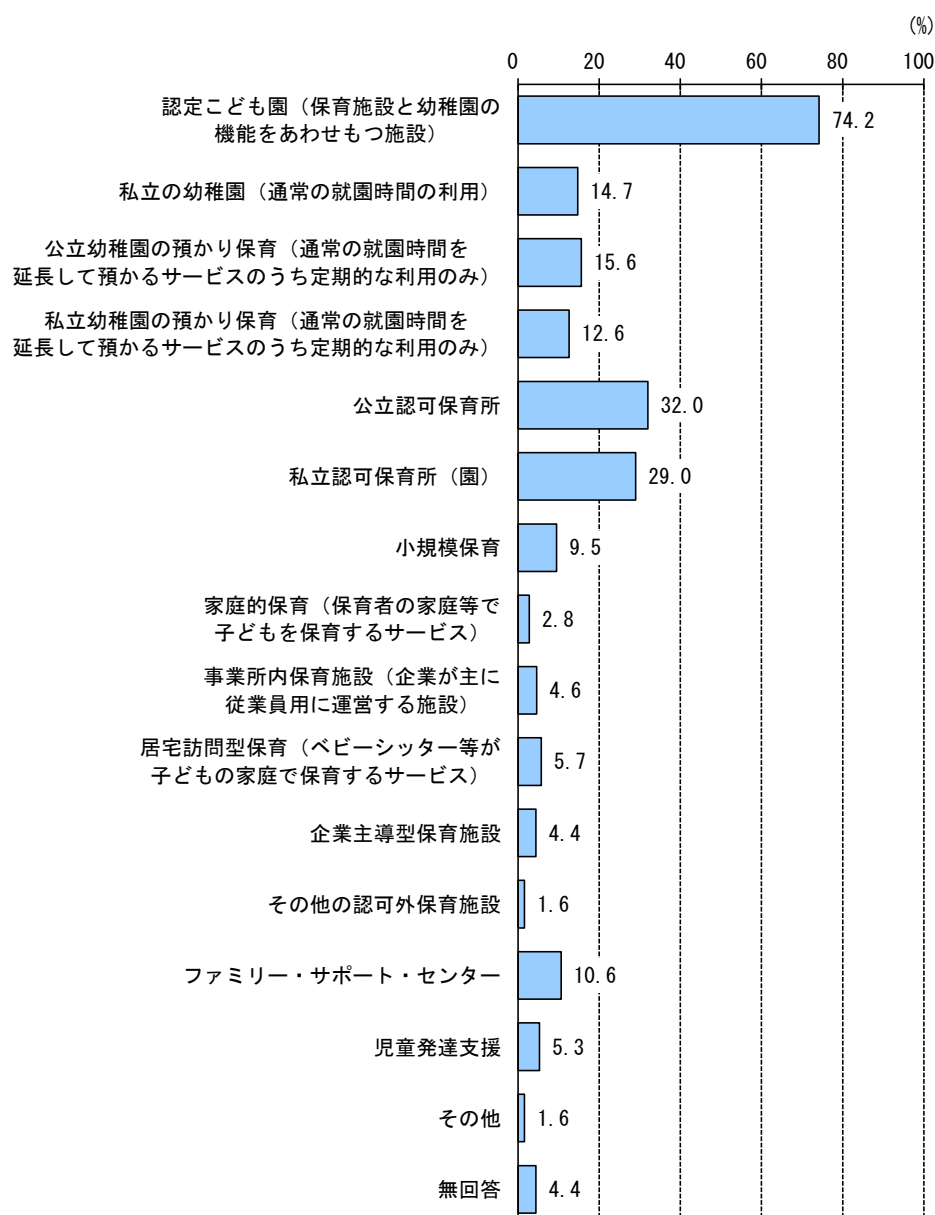
■仕事と子育てを両立する上で必要なこと〈複数回答〉



(5) 平日の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の利用希望について（就学前児童のみ）

- 幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無に関わらず、今後利用したい事業についてみると、「認定こども園」が74.2%、「公立認可保育所」「私立認可保育所（園）」が3割程度となっています。

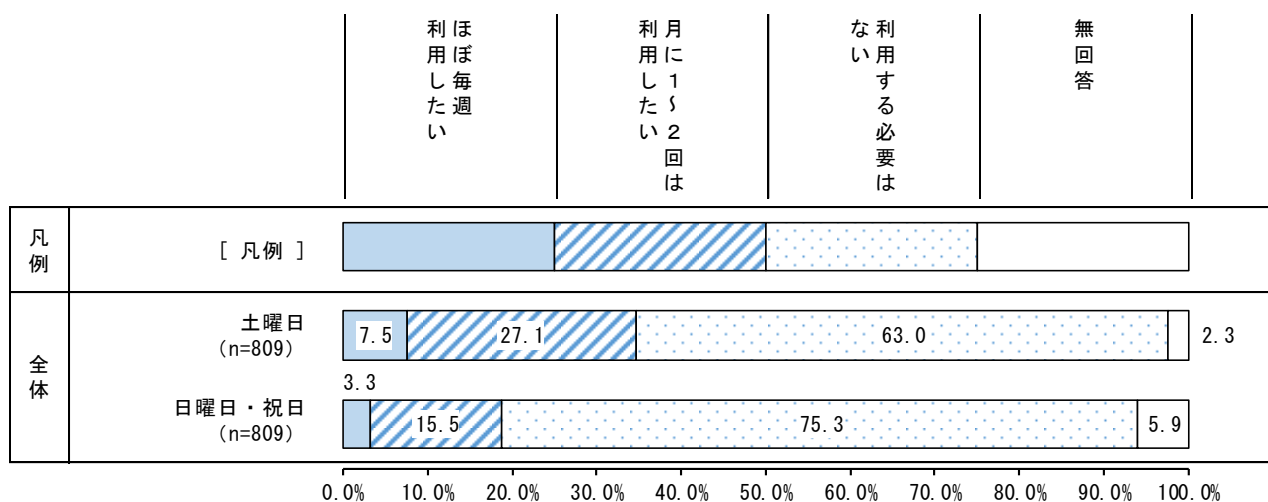
■幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無に関わらず、今後利用したい事業〈複数回答〉



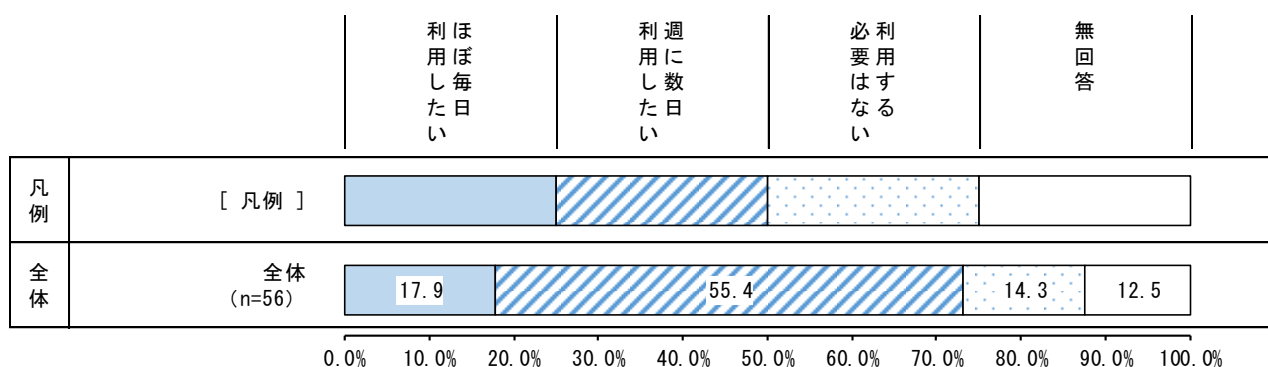
(6) 土曜日・休日や長期休暇期間中の定期的な認定こども園、幼稚園 および保育所（園）等利用希望について（就学前児童のみ）

- 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の計）が土曜日で34.6%、日曜日・祝日で18.8%となっています。幼稚園を利用している人の場合、夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は『利用したい』が7割を超えています。

■土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



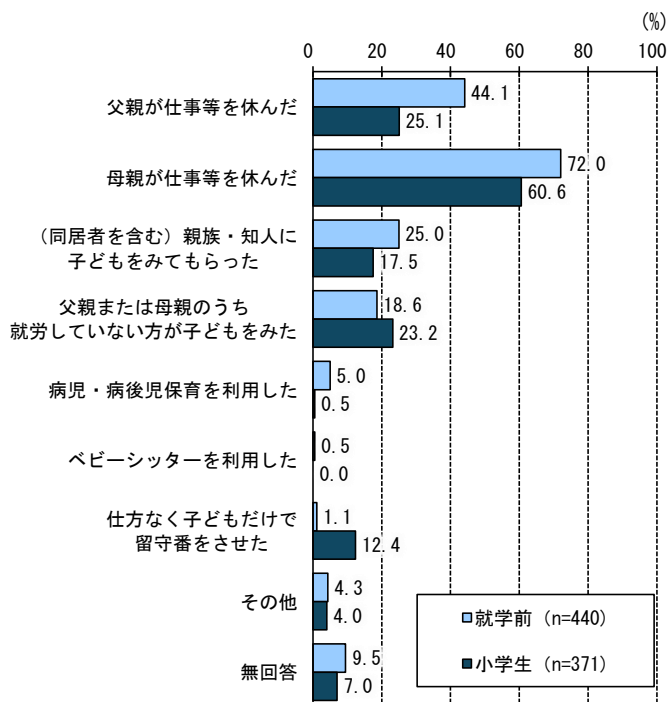
■幼稚園を利用している人の夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望 〈単数回答〉



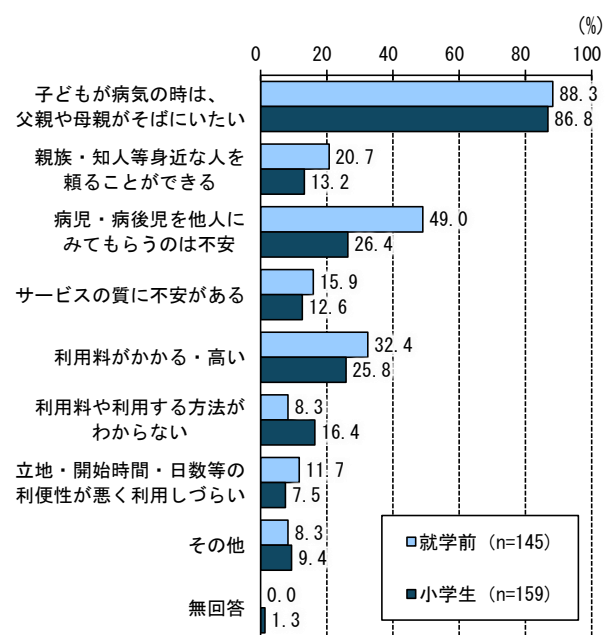
(7) 病気の際の対応について

- この1年間に、病気やケガのため教育・保育サービスが利用できない、または学校を休んだ場合の主な対応方法として、「母親が仕事等を休んだ」は就学前児童、小学生ともに6割以上と高くなっています。「病児・病後児保育を利用した」は就学前で5.0%、小学生で0.5%と低い結果となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」は就学前児童で1.1%（5件）、小学生で12.4%（低学年11件、高学年34件）となっています。
- サービス等を利用したいと思わない理由についてみると、「子どもが病気の際は、父親や母親がそばにいたい」が就学前児童、小学生ともに8割以上と最も高くなっています。次いで、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が就学前児童で49.0%、小学生で26.4%、「利用料がかかる・高い」が就学前児童で32.4%、小学生で25.8%となっています。

■休んだ場合の主な対応方法
〈複数回答〉



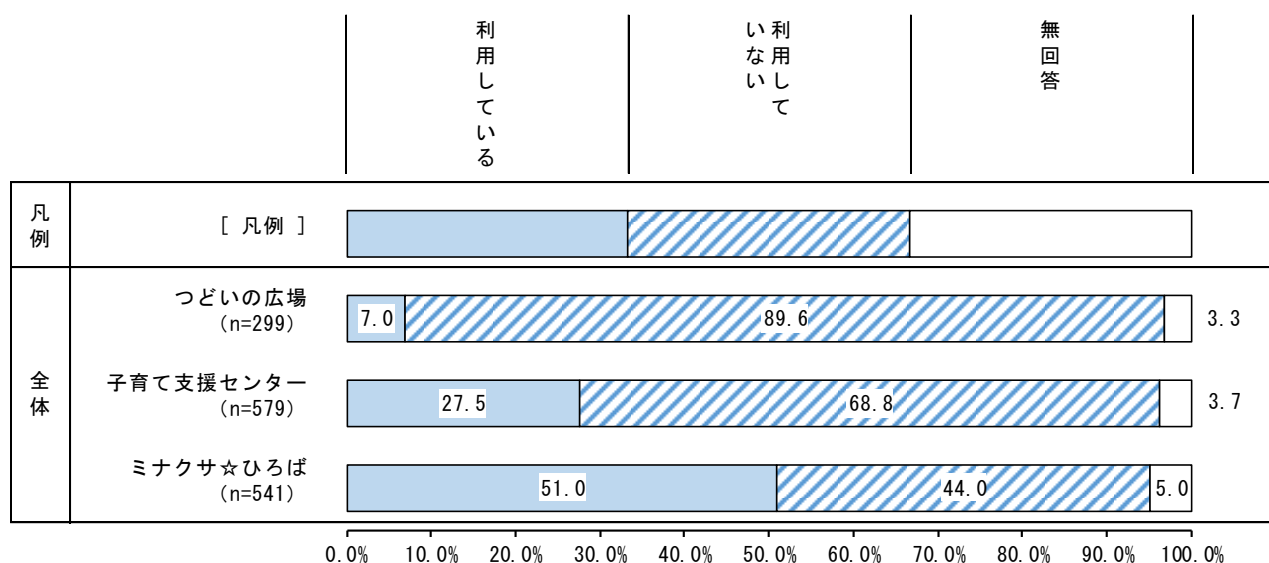
■サービス等を利用したいと思わない理由
〈複数回答〉



(8) 地域の子育て支援事業の利用状況等について（就学前児童のみ）

- 平日、幼稚園や保育所（園）等の定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況についてみると、つどいの広場では 7.0%、子育て支援センターでは 27.5%、ミナクサ☆ひろばでは 51.0%の人が利用しています。前回調査の利用割合（つどいの広場：26.2%、子育て支援センター：37.6%、ミナクサ☆ひろば：50.0%）と比べると、つどいの広場、子育て支援センターの利用割合が低くなっています。

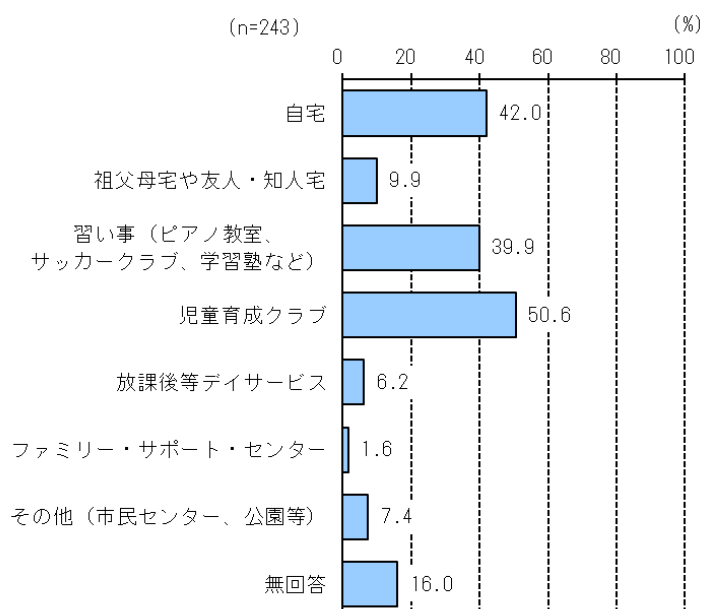
■ 定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況 単数回答＞



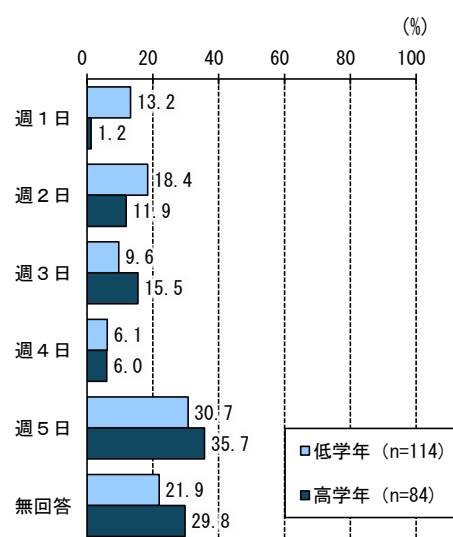
(9) 放課後の過ごし方について

- 就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」「習い事」「児童育成クラブ」がそれぞれ4割から5割程度と高くなっています。「児童育成クラブ」を利用したい人の週当たり利用希望日数は、低学年、高学年ともに「週5日」が3割を超え、最も高くなっています。
- 小学生の平日の児童育成クラブの利用希望についてみると、「利用したい」は32.3%となっています。利用を希望する学年をみてみると、希望者の5割程度は1～4年生まで、3割後半から4割程度は5年生または6年生までを希望しています。

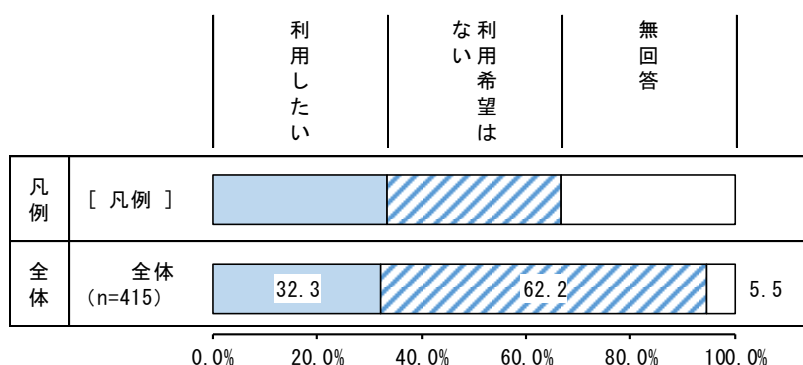
■就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方〈複数回答〉



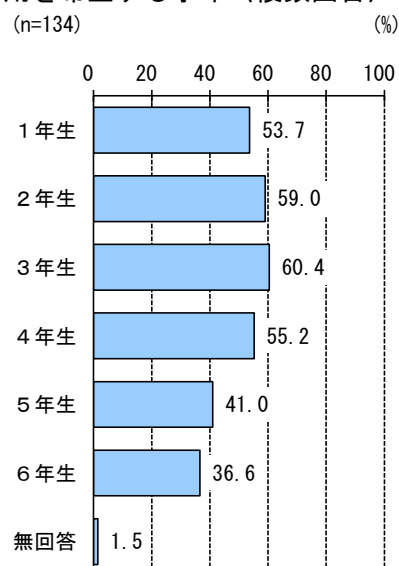
■児童育成クラブの週当たり利用希望日数〈数量回答〉



■小学生の平日の児童育成クラブの利用希望〈単数回答〉



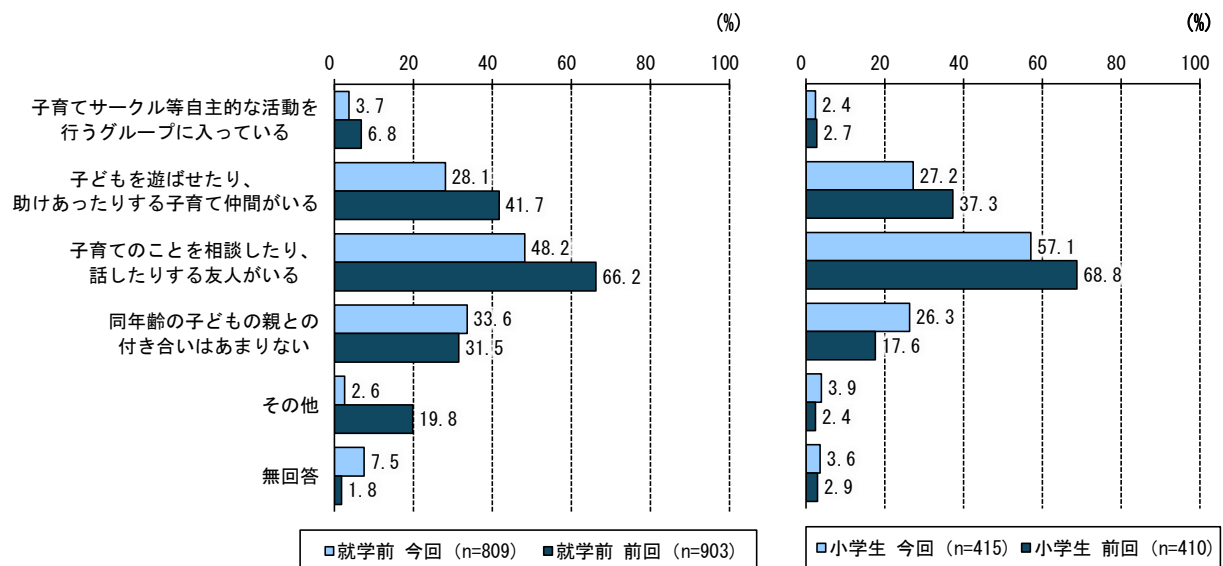
■小学生の平日の児童育成クラブの利用を希望する学年〈複数回答〉



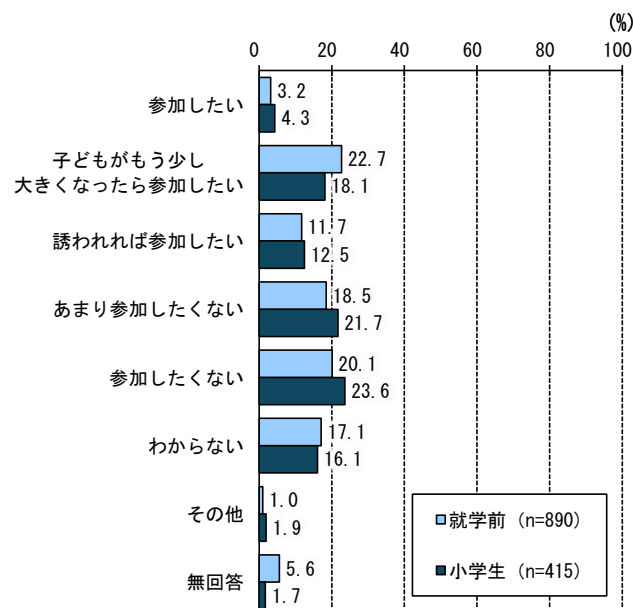
(10) 親同士のつながりについて

- 同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについては、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童で 48.2%、小学生児童で 57.1%と最も高くなっています。前回調査と比べると、「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」が就学前児童、小学生ともに増加しています。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「参加したい」は就学前児童で 3.2%、小学生で 4.3%にとどまっていますが、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が就学前児童で 22.7%、小学生で 18.1%、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに 1 割程度と、地域の子育て支援の担い手となる可能性のある人が一定数います。

■ 同年代の子どもを持つ親同士の付き合い〈複数回答〉



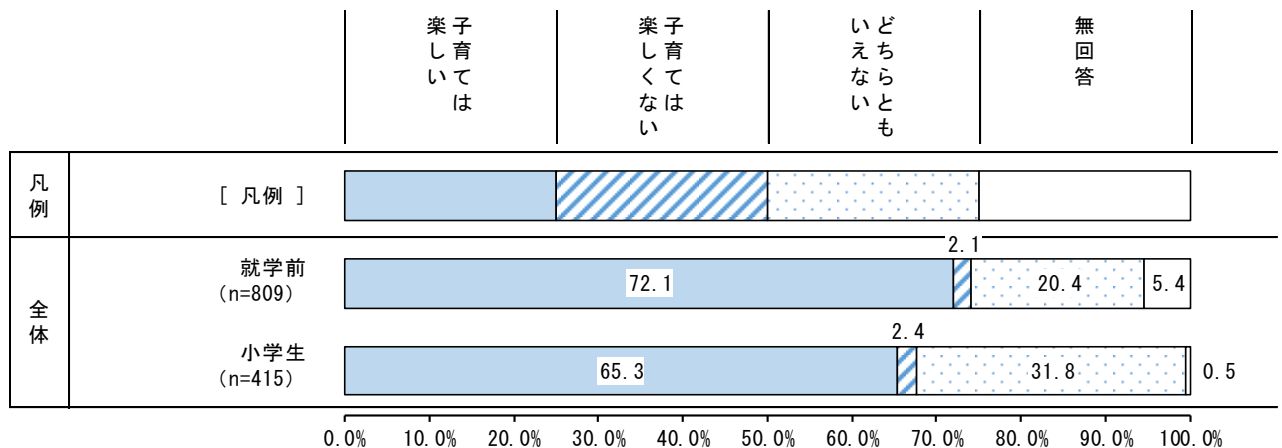
■ 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいか〈単数回答〉



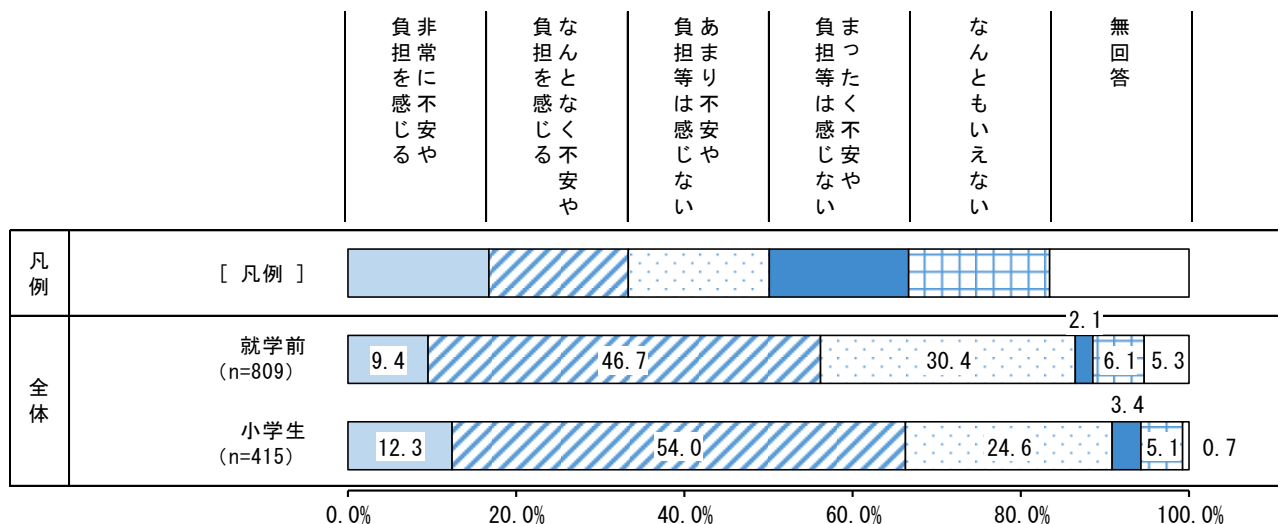
(II) 子育ての不安や悩みについて

- 子育てを楽しんでいるかについては、就学前児童、小学生ともに「子育ては楽しい」が6割後半から7割程度となっている一方で、「子育ては楽しくない」が就学前児童で2.1%（17件）、小学生で2.4%（10件）となっています。子育てに不安や負担を感じるかについては、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の計）が就学前児童、小学生ともに半数以上となっています。

■子育てを楽しんでいるか〈単数回答〉



■子育てに不安や負担を感じるか〈単数回答〉



- 子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることについて年齢別にみると、就学前児童では、すべての年齢で「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」となっています。小学生では、1～5年生は「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も高くなっていますが、2年生、4年生、6年生は「子どもの友だち付き合いに関すること」、4年生は「子どもを叱りすぎているような気がする」も高くなっています。

■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位5位）（就学前児童）〈単数回答〉

単位：％

		母数 (n)	子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること						
			関 発 子 す 育 ど る も こ の と 病 に 気 や	栄 子 養 だ に も 関 の す 食 事 事 や 事 と と	育 子 児 ど に も 自 と 信 の 接 接 持 し て 方 な い	時 子 間 ど が も 少 と な 接 い す る	付 子 き だ 合 も い の に 友 関 だ す ち る 事 こと	十 や 仕 分 り 事 で た や き い 自 な こ 分 の の が が	よ 叱 子 う り ど な す も 気 ぎ が を す い る る
全体		809	45.2	40.7	28.9	19.2	18.8	31.0	25.7
子 ど も の 年 齢	0歳児	90	△ 58.9	47.8	26.7	11.1	16.7	37.8	▼ 11.1
	1歳児	103	52.4	50.5	33.0	13.6	14.6	24.3	26.2
	2歳児	124	48.4	46.0	31.5	22.6	16.9	30.6	18.5
	3歳児（年少）	123	41.5	40.7	34.1	17.1	18.7	35.8	23.6
	4歳児（年中）	123	39.8	39.0	30.9	22.8	15.4	27.6	33.3
	5歳児（年長）	243	40.3	32.1	23.0	22.2	24.3	30.9	31.7

■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位5位）（小学生）〈単数回答〉

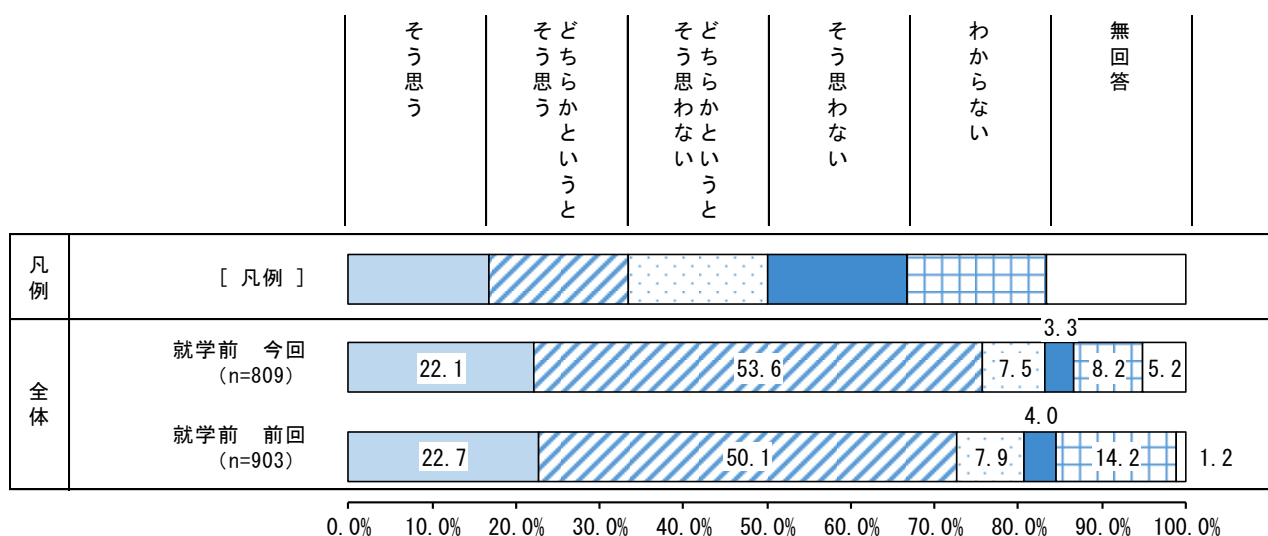
単位：％

		母数 (n)	子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること									
			子どもの病気や 発育・発達に関する こと	子どもの食事や 栄養に関すること	子どもとの接し方・ 育児に自信が持てない	子どもと接する 時間が少ない	子どもの友だち に関すること	遊びに友だちがいない	仕事や自分の やりたことが 十分でない	配偶者や家族との子育てに 関して意見が合わないこと や、協力が少ないこと	子どもを 叱りすぎている ような気がする	子どもがいて いじめたり、 などにつれて いけないか
全体		415	36.1	28.4	21.2	25.3	32.5	17.6	21.4	17.3	32.3	27.5
子どもの年齢	1年生	70	44.3	37.1	21.4	32.9	37.1	△ 28.6	24.3	17.1	34.3	32.9
	2年生	81	38.3	27.2	23.5	19.8	38.3	21.0	19.8	16.0	34.6	34.6
	3年生	55	32.7	27.3	16.4	18.2	29.1	21.8	25.5	12.7	27.3	29.1
	4年生	73	35.6	24.7	21.9	21.9	35.6	12.3	21.9	19.2	35.6	26.0
	5年生	71	33.8	23.9	23.9	32.4	▼ 15.5	12.7	15.5	25.4	28.2	18.3
	6年生	64	31.3	31.3	18.8	26.6	39.1	9.4	23.4	12.5	32.8	23.4

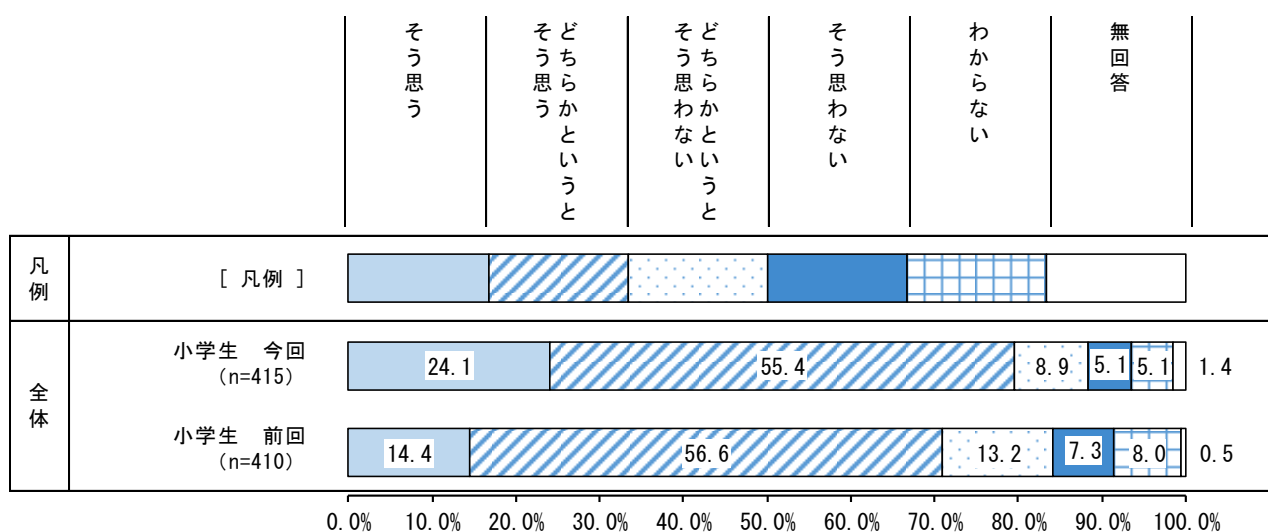
(12) 市での子育てについて

- 草津市は子育てをしやすい市だと思うかについて、子育てしやすい市だと『思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の計）は、就学前児童、小学生ともに7割以上となっています。前回調査と比べると、就学前児童で2.9ポイント、小学生で8.5ポイント増加しています。一方で、子育てしやすい市だと『思わない』（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計）は就学前児童で10.8%、小学生で14.0%となっており、子育て環境の充実に向けて、さらに継続的に取り組んでいくことが求められます。

■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（就学前児童）〈単数回答〉



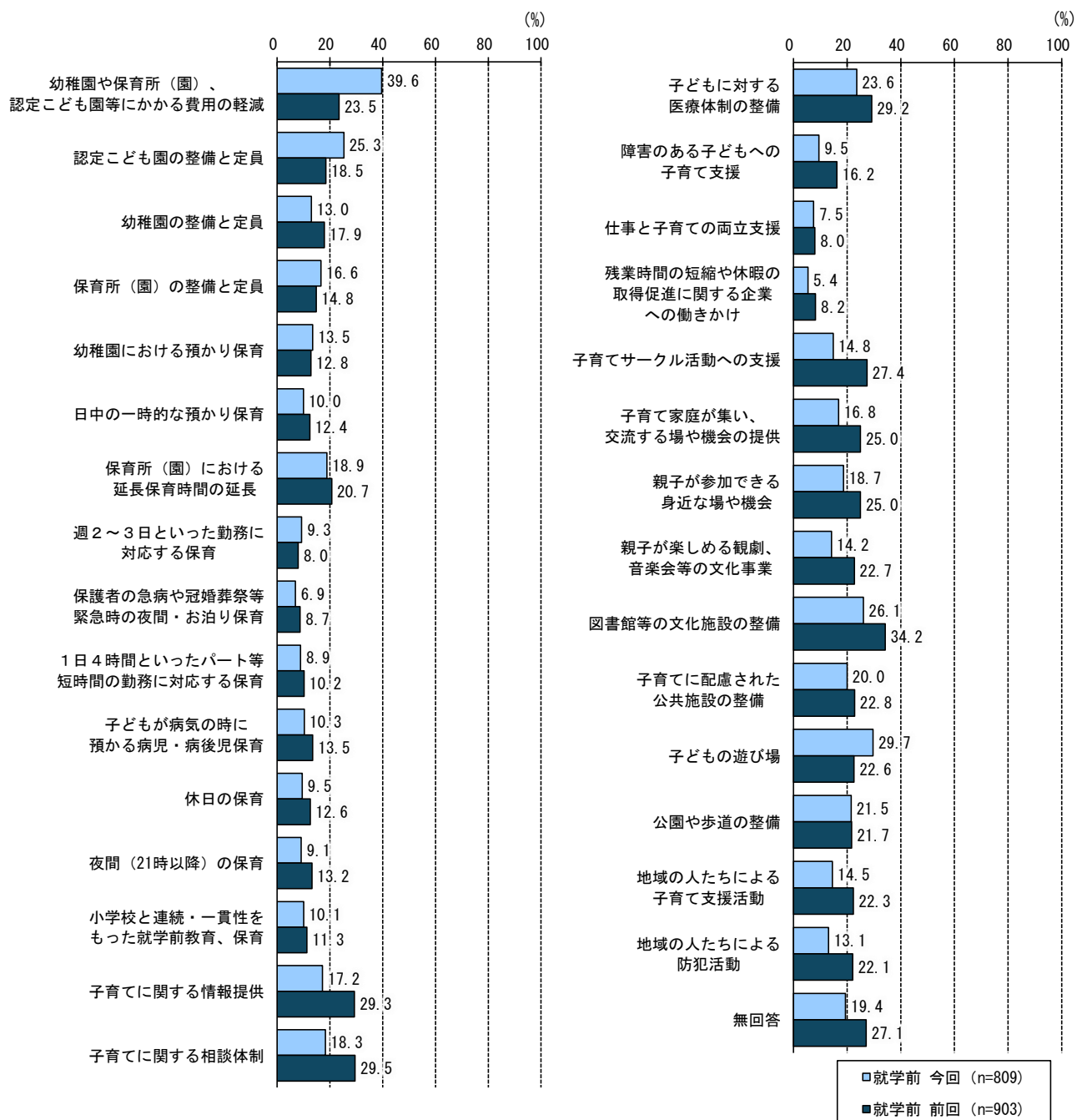
■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（小学生）〈単数回答〉



(13) 市の子育てに関する取組について

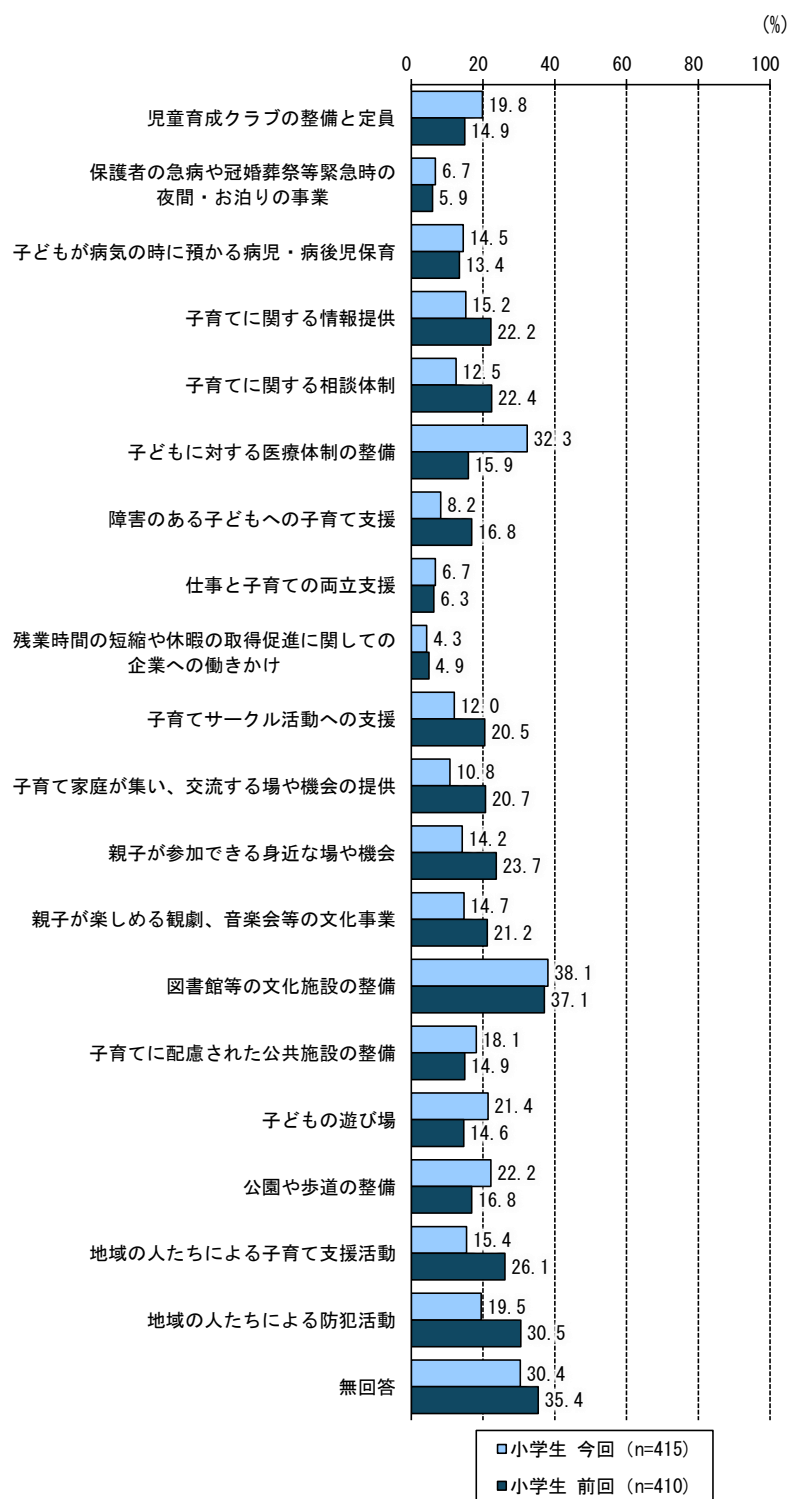
- 草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業について、就学前児童では、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減」が4割程度と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「図書館等の文化施設の整備」となっています。前回調査と比べると、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減」「認定こども園の整備と定員」「子どもの遊び場」で5ポイント以上増加しています。

■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（就学前児童）〈複数回答〉



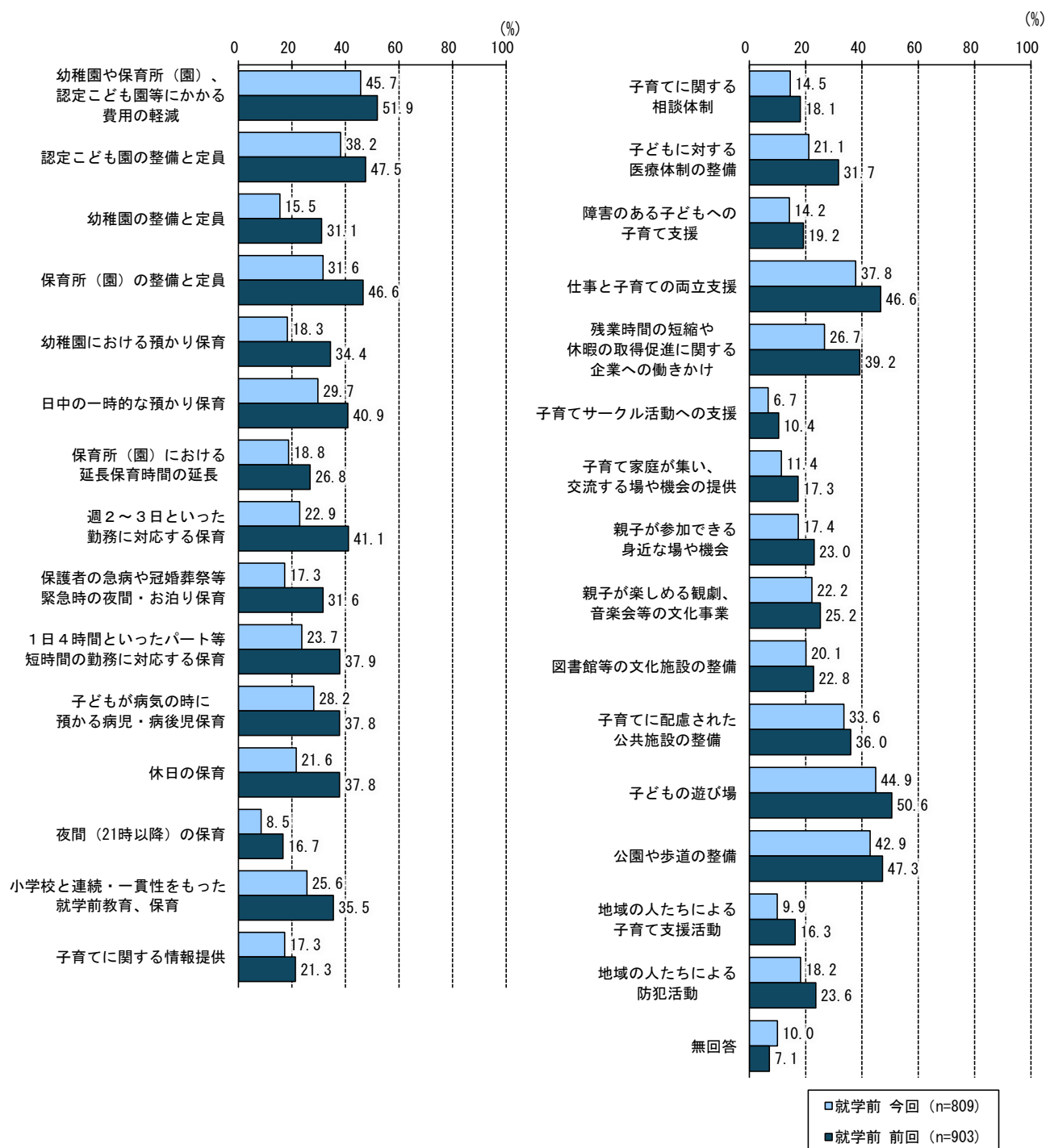
- 草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業について、小学生では、「図書館等の文化施設の整備」が3割後半と最も高く、次いで「子どもに対する医療体制の整備」「公園や歩道の整備」となっています。多くの事業で前回調査から割合が増加しています。

■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（小学生）〈複数回答〉



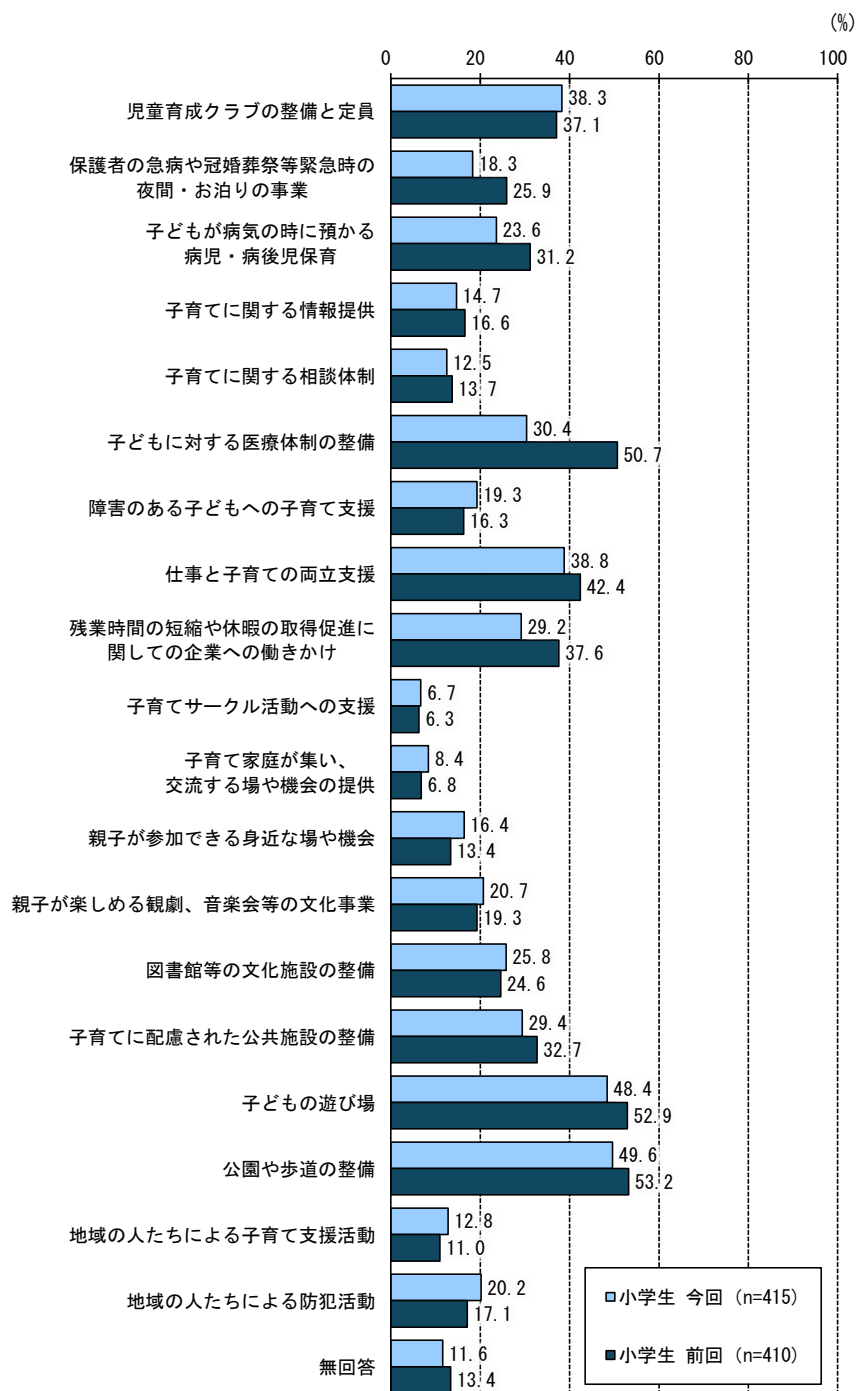
- 草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、就学前児童では、「幼稚園や保育所（園）、認定こども園にかかる費用の軽減」が4割以上と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「公園や歩道の整備」となっています。

■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（就学前児童）〈複数回答〉



- 草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業について、小学生では、「公園や歩道の整備」が5割程度と最も高く、次いで「子どもの遊び場」「仕事と子育ての両立支援」となっています。前回調査と比べると、「子どもに対する医療体制の整備」が 20.3 ポイント減少しています。

■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（小学生）〈複数回答〉



6 子どもの貧困対策のための支援者調査の結果

- ◆貧困状況にある家庭の子どもや保護者との接することの有無では、「ある」が45.9%、「ない」が40.6%と、前回調査と比べて接する機会が減少しています。
- ◆貧困状況にある子どもに不足していると感じる項目では、「健全な生活習慣・食習慣」が80.2%と最も多く、次いで、「こころの状態の安定性・心身の健康」が64.9%、「自己肯定感・自尊心」が42.3%となっています。
- ◆貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援では、「生活支援」が34.2%と最も多く、次いで、「訪問による早期発見」が31.5%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が30.6%となっています。また、前回調査と比較すると「生活支援」や「関係機関による支援のネットワークの整備」が大きく増加しています。
- ◆連携が必要な機関や団体では、「市 家庭児童相談室」が58.6%と最も多く、次いで、「市 生活保護担当課」が31.5%、「市 ひとり親家庭担当課」が29.7%と多くなっています。総合相談窓口として新しく開設した「市 子ども・若者総合相談窓口」や「市 人とくらしのサポートセンター」も2割前後となっており、市の割合が高くなっていることから、支援者が市との連携を重視していることがうかがえます。

(1) 調査の目的

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

■調査期間 令和6年3月25日（月）～令和6年4月30日（火）

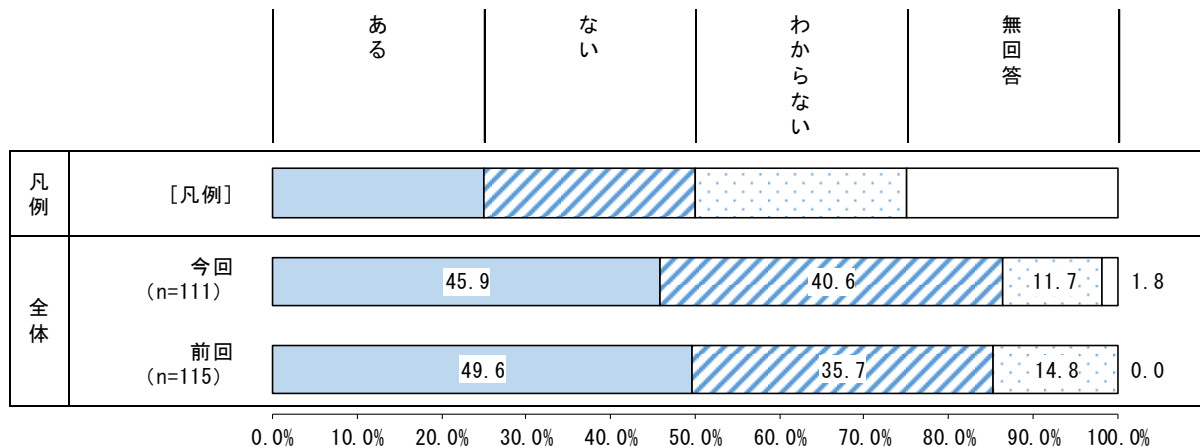
■調査対象者数および回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
221	111	50.2%

(3) 貧困状況にある家庭の状況について

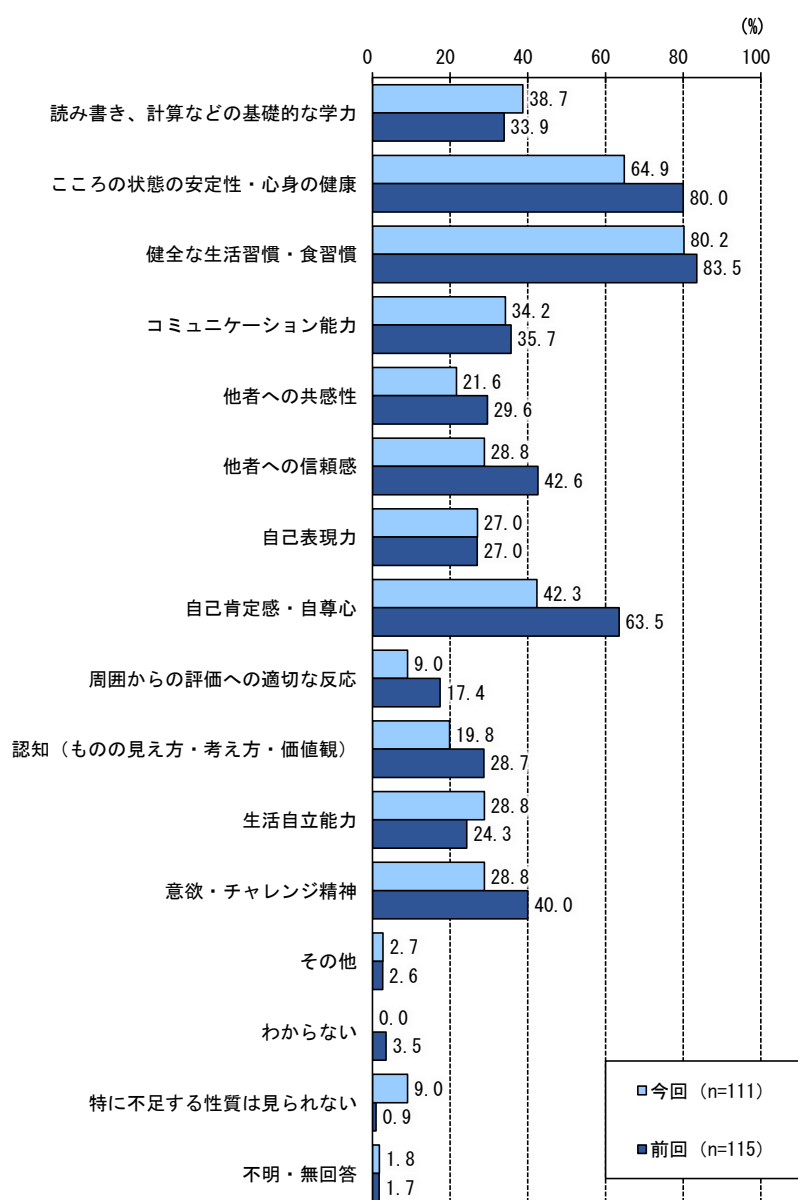
- 貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することの有無については、「ある」が45.9%、「ない」が40.6%と、前回調査と比べて接する機会が減少しています。

■ 貧困状況にあると思う家庭の子どもや保護者の支援に携わることの有無〈単数回答〉



- 貧困状況にある子どもに欠如していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」が80.2%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が64.9%、「自己肯定感・自尊心」が42.3%となっています。
- 「特に不足する性質は見られない」が前回調査と比べて8.1ポイント増加しています。
- 貧困状況にある子どもの抱える問題として、生活習慣が不規則であることに加えて、精神状態が不安定であること、自己肯定感の低さなどのこころの状態についても課題があると考えている支援者が多いことがうかがえます。

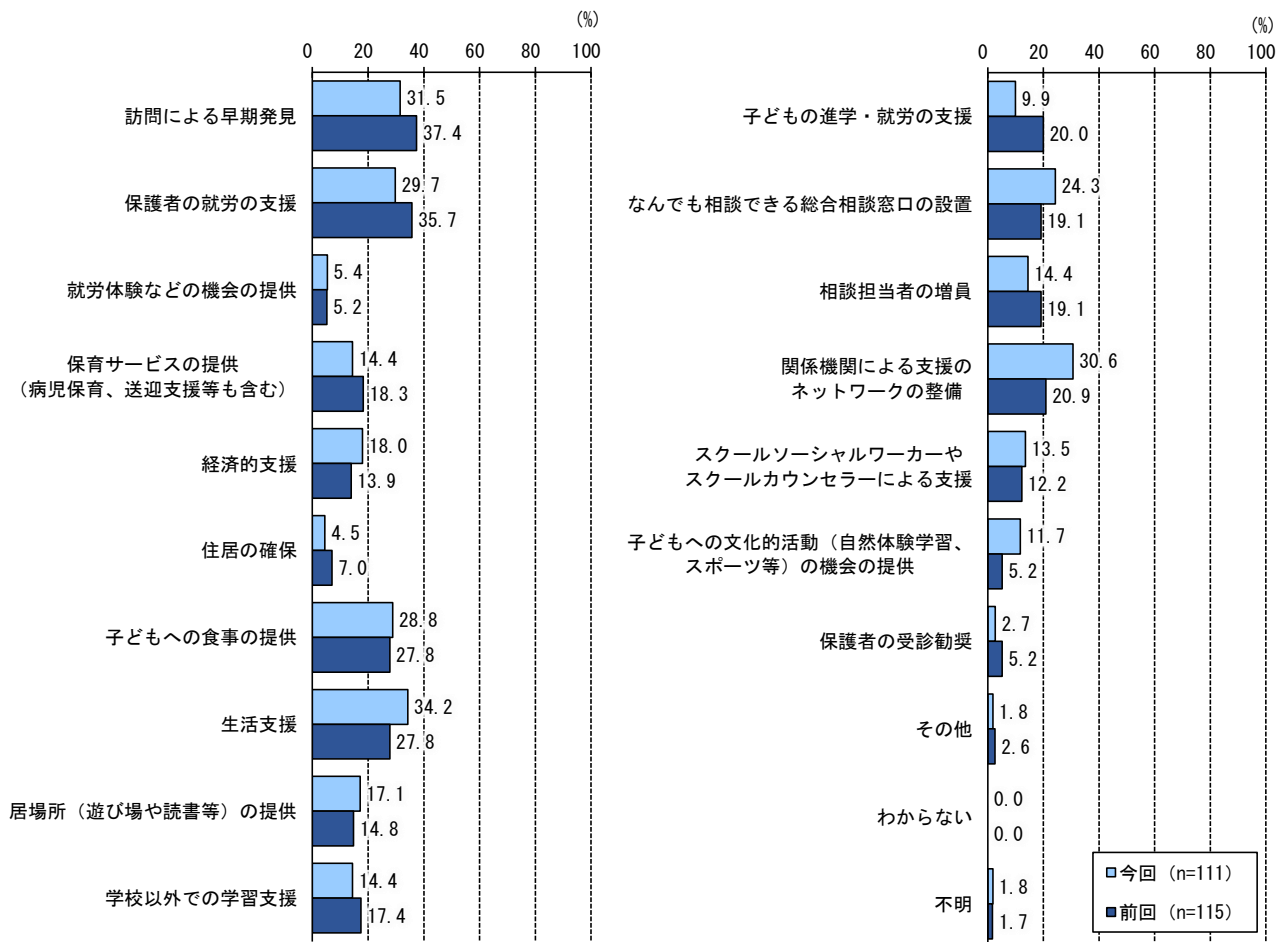
■貧困状況にある子どもに不足していると感じる項目〈複数回答〉



(4) 貧困状況にある家庭に今後必要な支援について

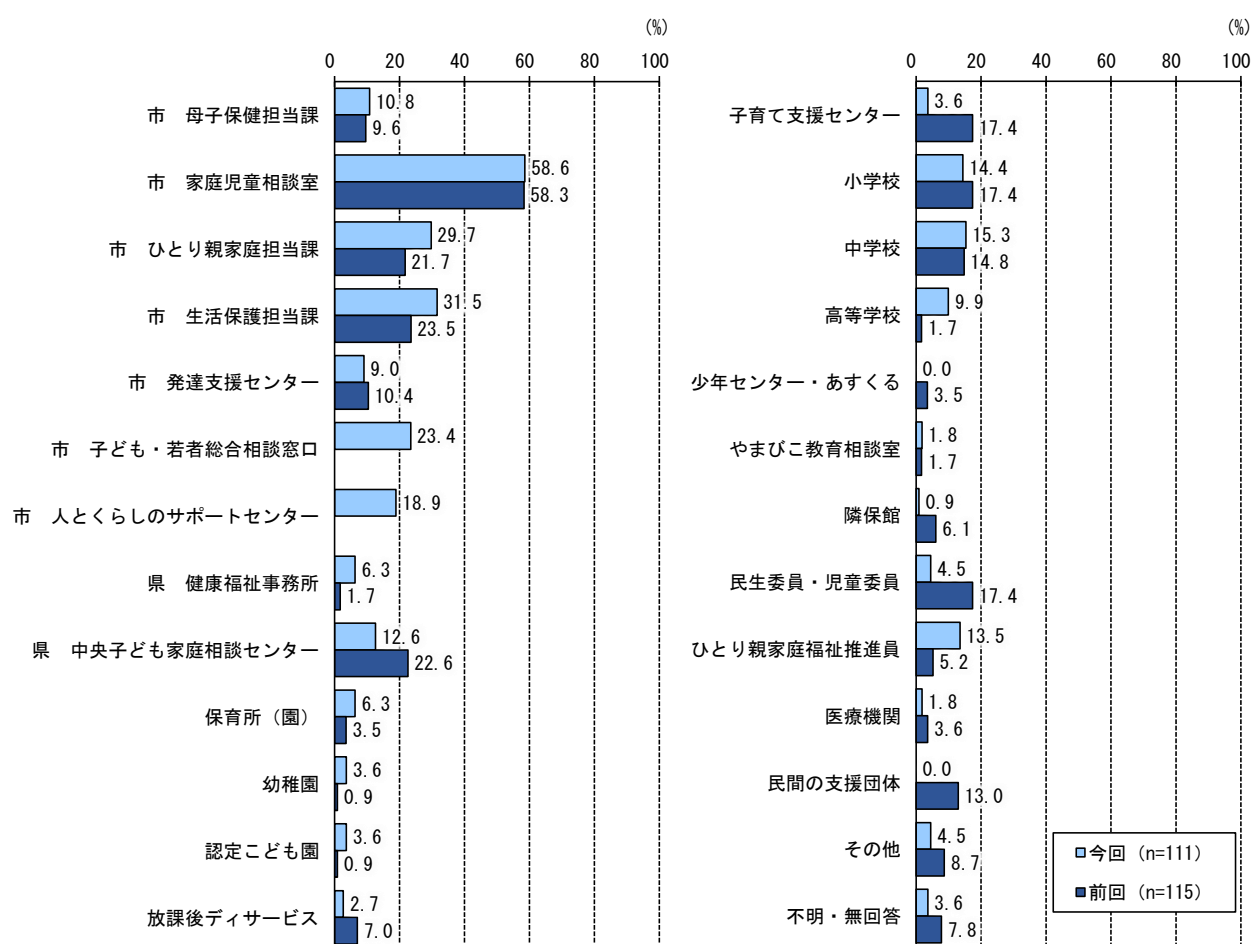
- 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、一般的にもっと必要だと思う支援については、「生活支援」が34.2%と最も高く、次いで「訪問による早期発見」が31.5%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が30.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「生活支援」や「関係機関による支援のネットワークの整備」が大きく増加しています。

■ 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援〈複数回答〉



- 今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関や団体については、「市 家庭児童相談室」が58.6%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が31.5%、「市 ひとり親家庭担当課」が29.7%となっています。「市 子ども・若者総合相談窓口」や「市 人とくらしのサポートセンター」などの市の新規の窓口も2割前後となっています。
- 市の担当課・窓口の割合が高くなっていることから、支援者（団体）が市との連携を重視していることがうかがえます。

■連携が必要な機関や団体〈複数回答〉



※「市 子ども・若者総合相談窓口」「市 人とくらしのサポートセンター」は前回項目なし

7 子ども・若者の意見を聞く機会アンケートの結果

- ◆子どもが意見を表明する権利の認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた“聞いたことがある方”は、中学生が54.2%と最も多くなっています。
- ◆国や県、自治体に意見を直接伝えたいと思うかの設問で、「そう思う」、「ややそう思う」の合計をみると、18～39歳で41.7%と他と年代と比べて最も多くなっています。
- ◆意見を直接伝えたいと思う理由について、「伝えなければ相手がわからないと思うから」が全ての年代で最も多く、「重要または貴重な意見だから」や「意見を伝えれば反映されると思うから」は年代が上がるほど多くなっています。
- ◆意見を直接伝えたいと思わない理由について、中学生、高校生では、「何をしているのかわからないから」が最も多く、18～39歳では、「意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多くなっています。
- ◆意見を伝えやすい年代や関係について、中学生、高校生では、「同年代」、「知り合い、知っている人」が最も多く、18～39歳では、年代、関係ともに、「こだわりはない」が最も多くなっています。
- ◆意見を伝えやすい方法や手段について、全ての年代で「Web アンケートに答える」が最も多く、次いで、中学生では「学校の活動のなかでの機会」、高校生や18～39歳では「SNS」が多くなっています。
- ◆意見を伝えやすくするための工夫では、全ての年代で「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が4割を超え、18～39歳では、「伝えた意見がどのように扱われるのかわかる」が5割を超えています。
- ◆草津市の若者の施策に望むこと（18～39歳のみ）の設問では、「安心して出産・子育てのできる環境づくり」が最も多く、次いで、「学校教育を充実する」、「若者が結婚しやすい環境をつくる」が多くなっています。

(1) 調査の目的

こども施策を推進していく中で、子どもや若者から意見をしっかり聴く仕組みを作るために、どのような手法が適しているか、どのような工夫が必要になるのか等を検討するための基礎資料とすることを目的に実施したものです。

(2) 調査概要

■調査期間 中学生：令和6年3月7日（木）～令和6年3月21日（木）
高校生／18～39歳：令和6年3月12日（火）～令和6年3月27日（水）

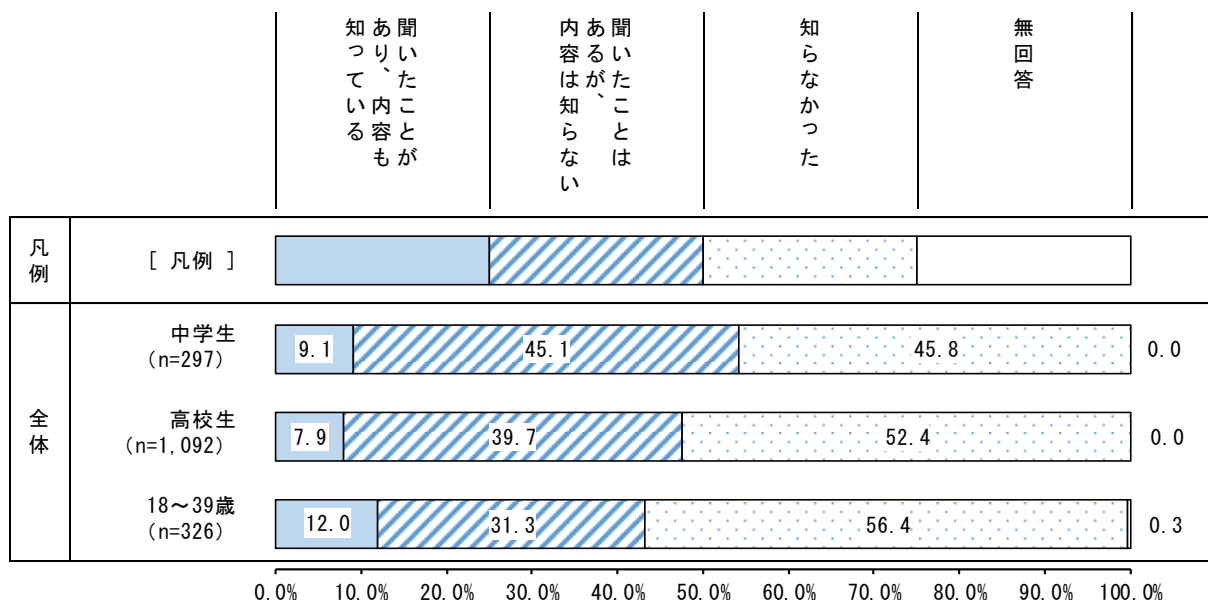
■調査対象者数および回収結果

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
中学生	1,218 件	297 件	24.4%
高校生	1,712 件	1,092 件	63.8%
18～39 歳	1,400 件	326 件	23.3%

(3) 子どもが意見を表明する権利の認知度

- 中学生、高校生、18～39歳すべてで「知らなかった」が最も多くなっています。
- 「聞いたことがあり、内容も知っている」は18～39歳が12.0%と他の年代と比べて最も多くなっています。
- 「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた“聞いたことがある方”は、中学生が54.2%と最も多くなっています。

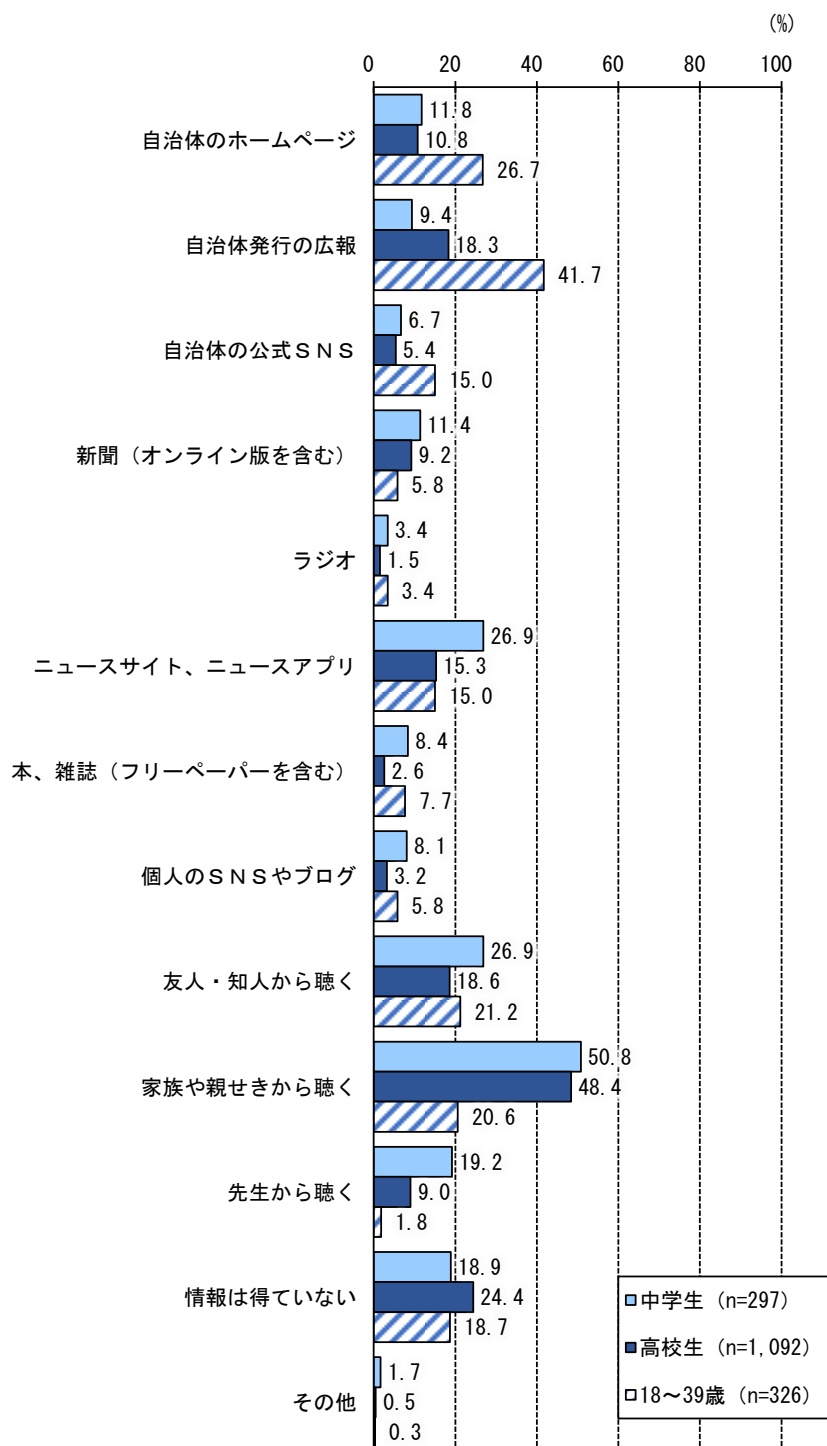
■子どもが意見を表明する権利の認知度〈単数回答〉



(4) 自治体の制度や政策の情報をどのように得ているか

- 中学生、高校生では「家族や親せきから聴く」が最も多く、18～39歳では「自治体発行の広報」が最も多くなっています。
- 「ニュースサイト、ニュースアプリ」は中学生が26.9%と、他の年代に比べて多くなっています。

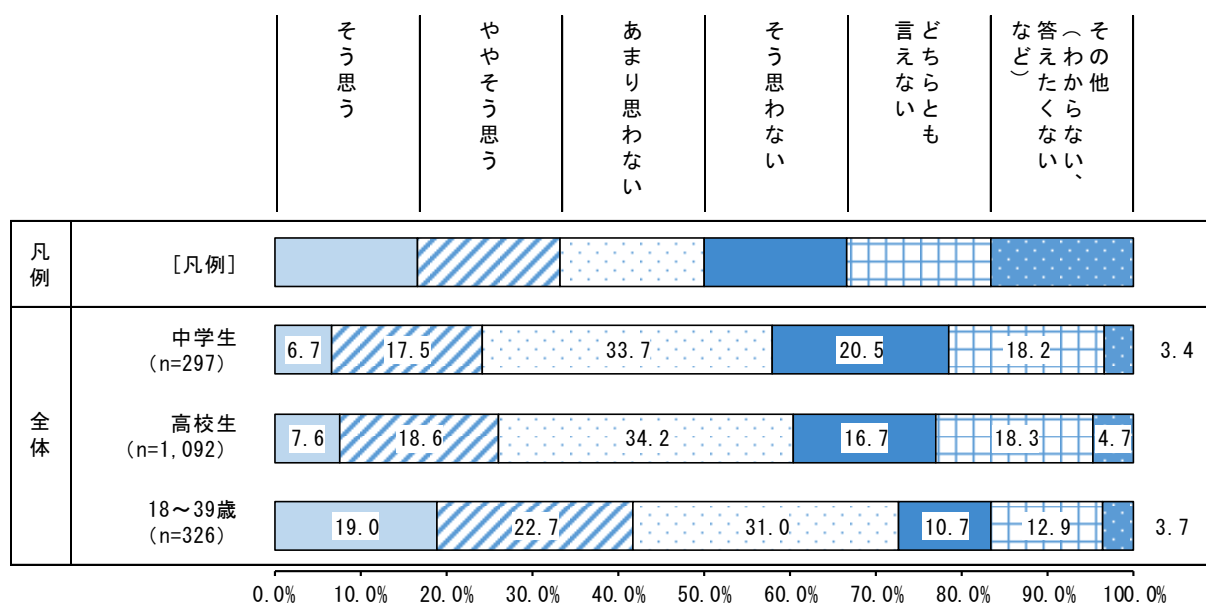
■自治体の制度や政策の情報をどのように得ているか〈複数（3つまで）回答〉



(5) 国や県、あなたの住んでいる自治体（市町村）の制度や政策について思ったことや意見を、直接伝えたいと思うか

- 「そう思う」は18～39歳が19.0%と他の年代に比べて多くなっています。
- 「そう思わない」は中学生が20.5%、高校生が16.7%と、18～39歳（10.7%）に比べて多くなっています。

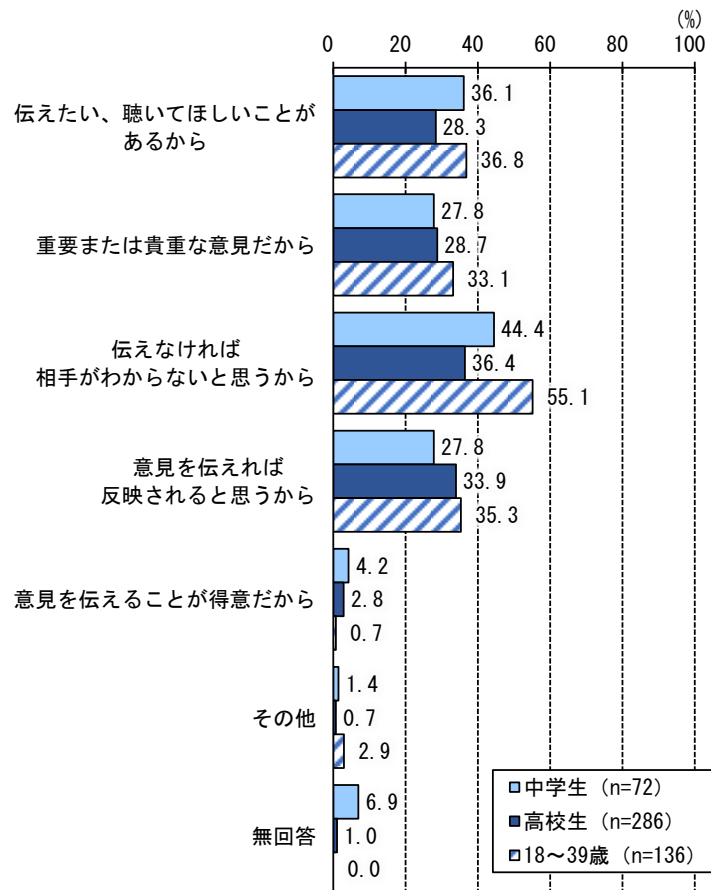
■意見を直接伝えたいと思うか〈単数回答〉



(6) 意見を直接伝えたいと思う理由

- 全ての年代で、「伝えなければ相手がわからないと思うから」が最も多くなっています。
- 「重要または貴重な意見だから」、「意見を伝えれば反映されると思うから」は、年代が上がるほど多くなっています。

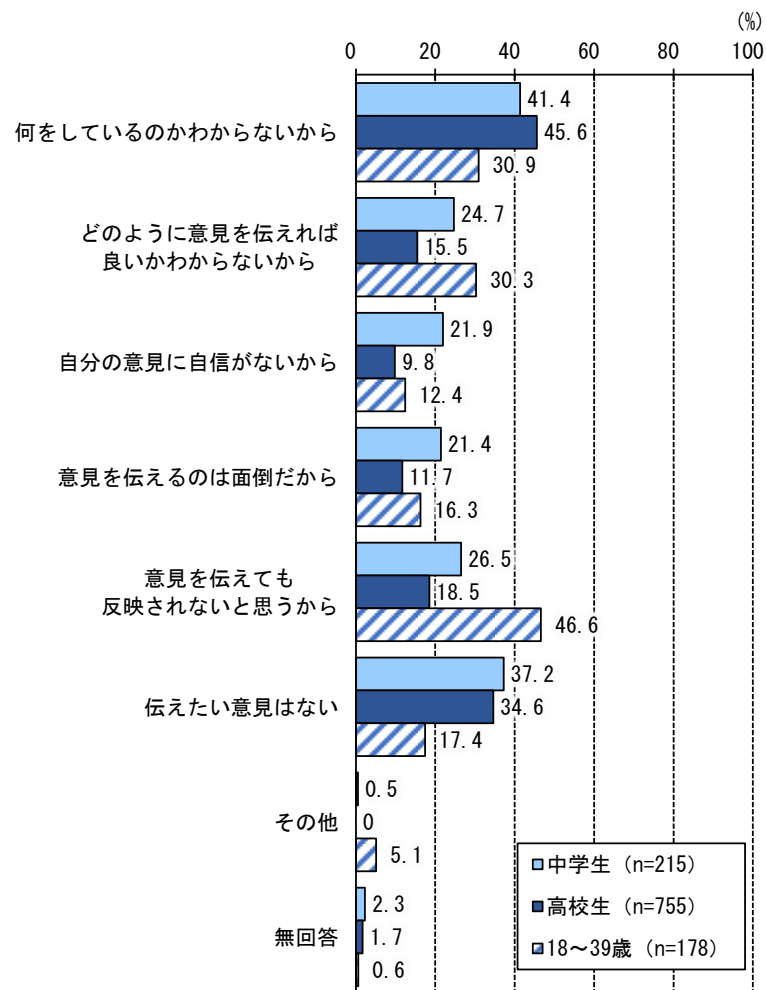
■意見を直接伝えたいと思う理由〈複数回答〉



(7) 意見を直接伝えたいと思わない理由

- 中学生、高校生では「何をしているのかわからないから」が最も多く、次いで「伝えたい意見はない」、「意見を伝えても反映されないと思うから」となっています。
- 18～39歳では「意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多く、次いで「何をしているのかわからないから」、「どのように意見をつたえれば良いかわからないから」となっています。

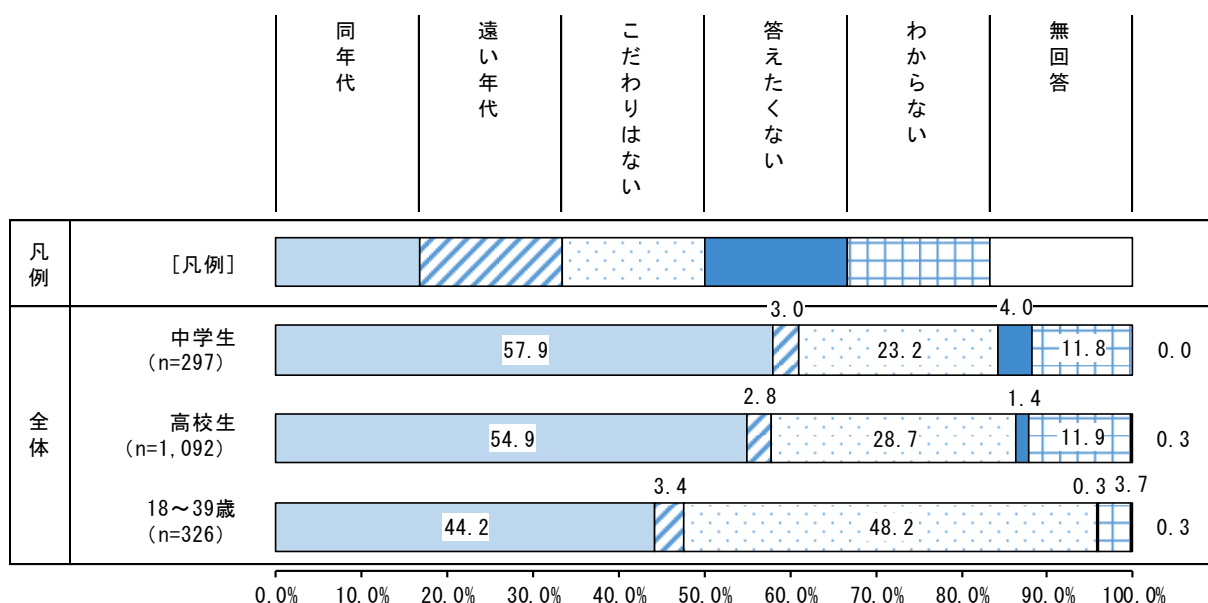
■意見を直接伝えたいと思わない理由〈複数回答〉



(8) 意見を伝えやすい相手について

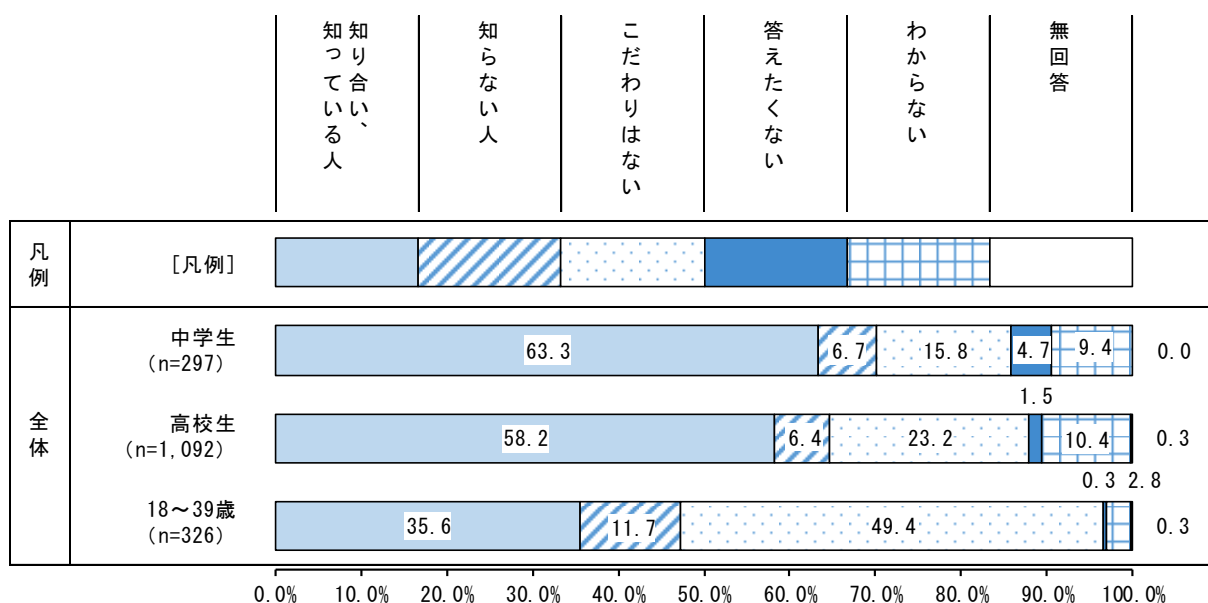
- 中学生、高校生では「同年代」が半数以上を占めています。
- 18～39歳では「こだわりがない」が48.2%と最も多くなっていますが、「同年代」も44.2%と多くなっています。

■意見を伝えやすい年代〈単数回答〉



- 中学生、高校生では「知り合い、知っている人」が約6割を占めています。
- 18～39歳では「知り合い、知っている人」は35.6%と他の年代に比べて少なく、「知らない人」が11.7%と他の年代に比べて多くなっています。

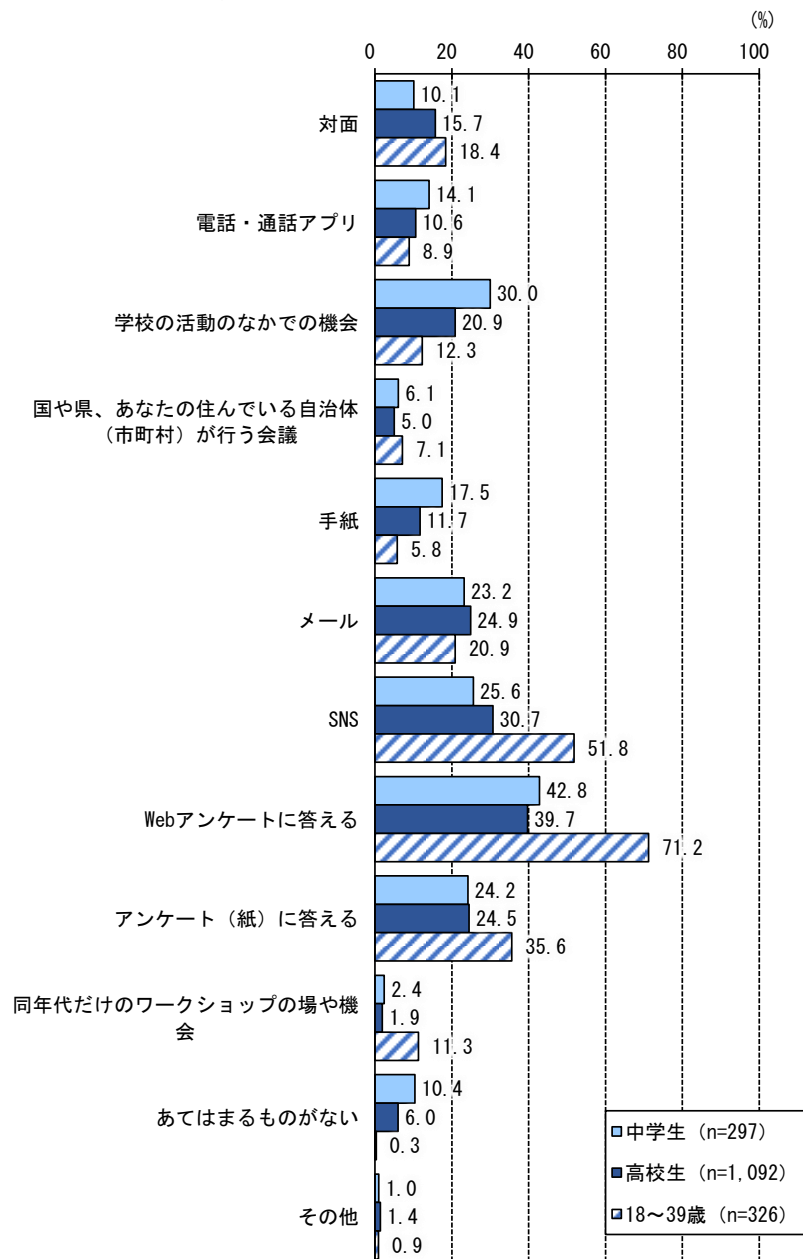
■意見を伝えやすい関係〈単数回答〉



(9) 意見を伝えやすい方法や手段について

- 中学生では「Web アンケートに答える」が 42.8%で最も多く、次いで「学校の活動のなかでの機会」が 30.0%、「SNS」が 25.6%となっています。
- 高校生では「Web アンケートに答える」が 39.7%で最も多く、次いで「SNS」が 30.7%、「メール」が 24.9%となっています。
- 18～39 歳では「Web アンケートに答える」が 71.2%で最も多く、次いで「SNS」が 51.8%、「アンケート（紙）に答える」が 35.6%となっています。

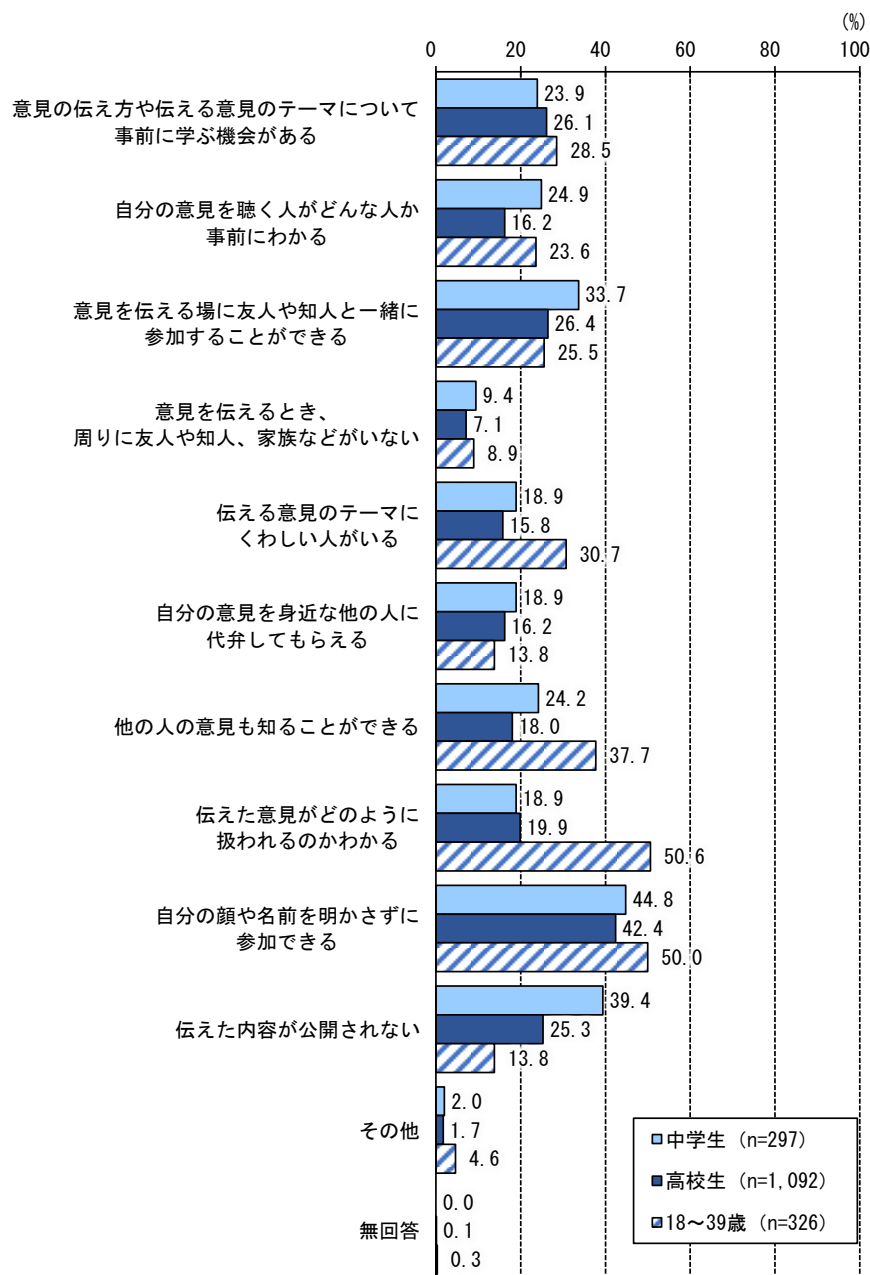
■意見を伝えやすい方法や手段〈複数回答〉



(10) 意見を伝えやすくするための工夫について

- 中学生では「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができる」、「伝えた内容が公開されない」が他の年代に比べて5ポイント以上多くなっています。
- 18～39歳では「伝える意見のテーマにくだしい人がある」、「他の人の意見も知ることができる」、「伝えた意見がどのように扱われるのかわかる」が他の年代に比べて10ポイント以上多くなっています。
- 全ての年代で、「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が4割を超えています。

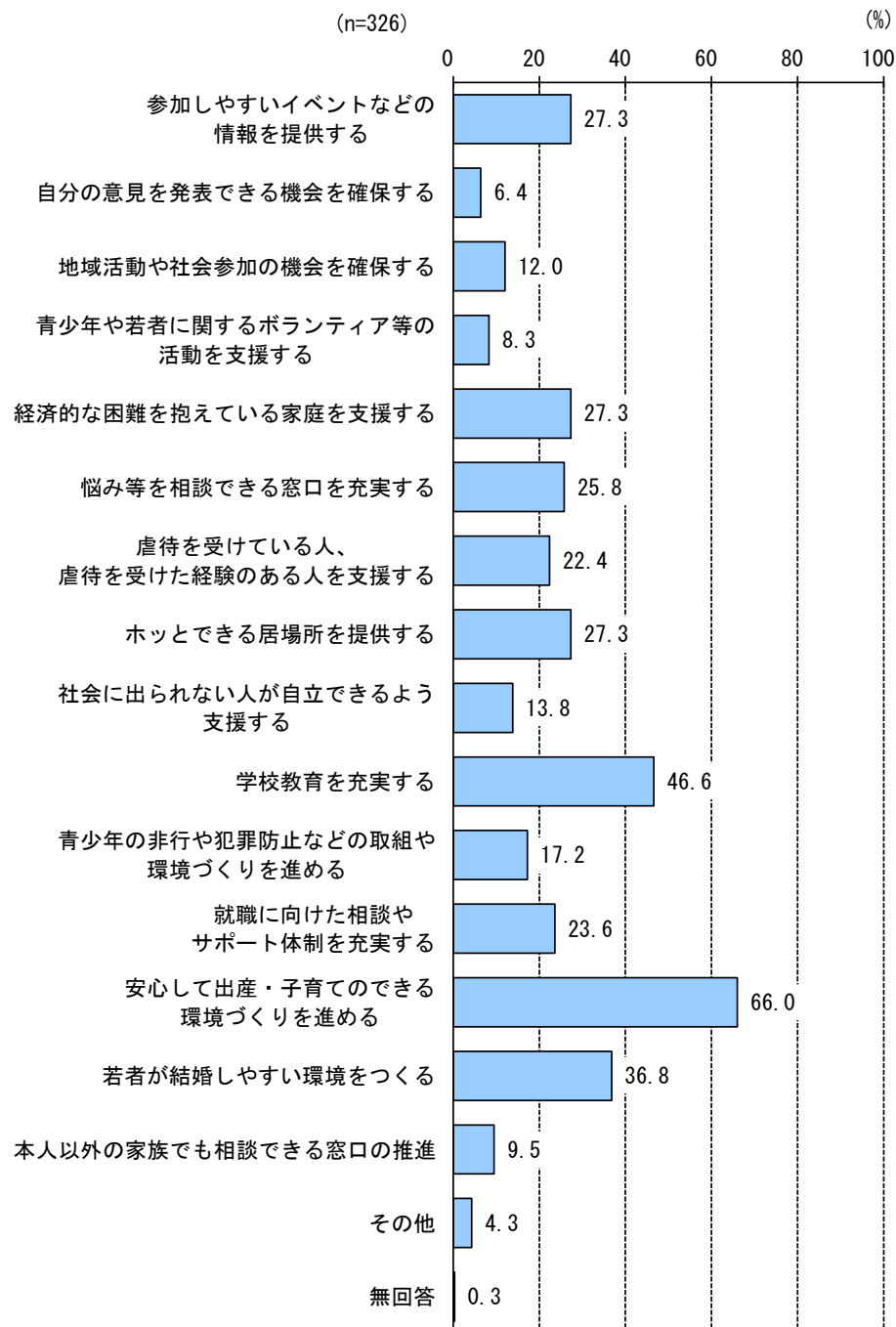
■意見を伝えやすくするための工夫〈複数回答〉



(II) 草津市の若者の施策に望むことについて

- 草津市の若者の施策に望むことについて、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が66.0%で最も多く、次いで「学校教育を充実する」が46.6%、「若者が結婚しやすい環境をつくる」が36.8%となっています。

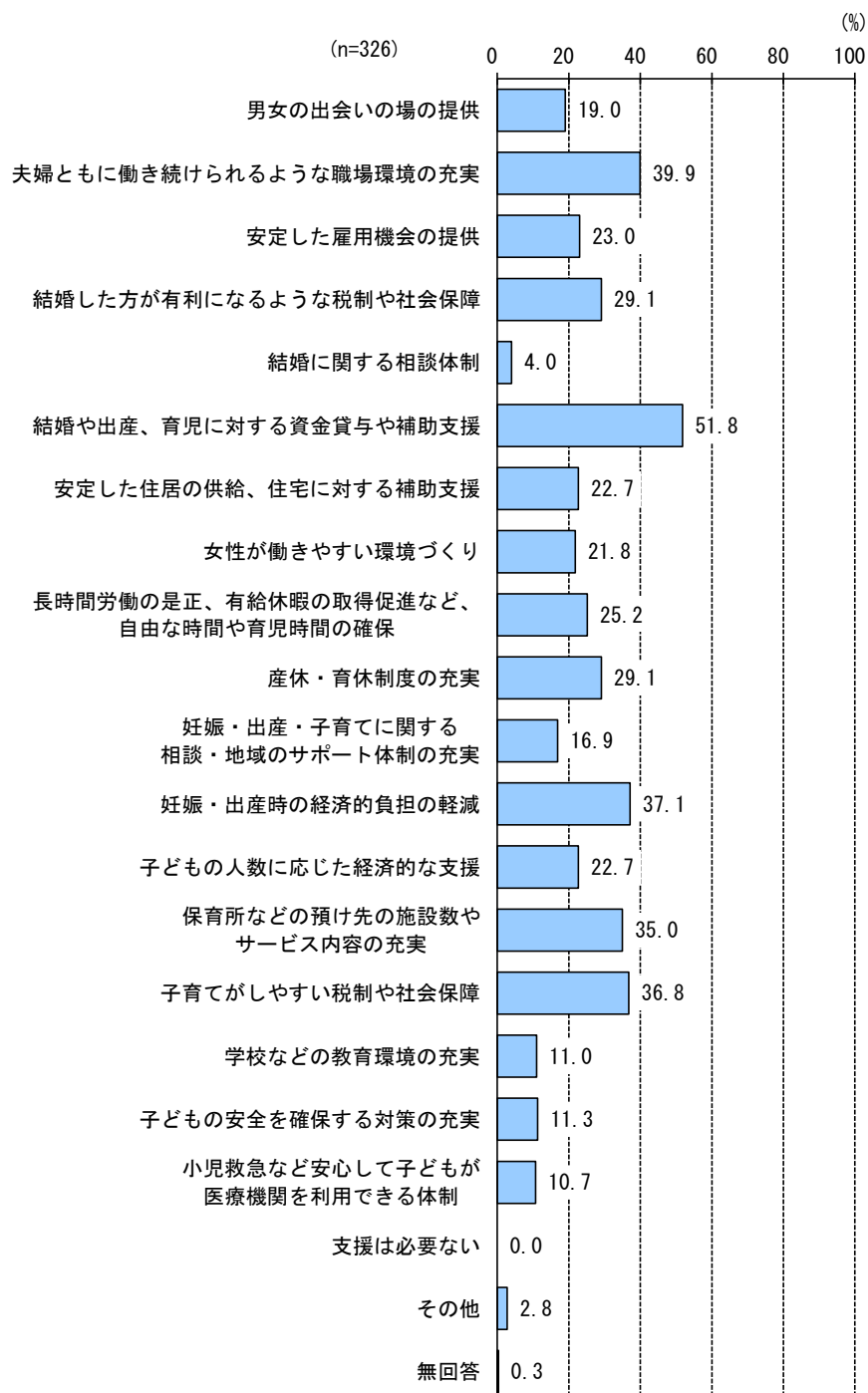
■草津市の若者の施策に望むこと〈複数（5つまで）回答〉



(12) 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポートについて

- 結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポートについて、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」が51.8%で最も多く、次いで「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が39.9%、「妊娠・出産時の経済的負担の軽減」が37.1%となっています。

■結婚や出産、子育てしやすいと思える環境のためにあればよいサポート 〈複数（5つまで）回答〉



8 居場所についてのアンケートの結果

【小学生向け調査】

- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所については、「自分の家」が 60.0%で最も多く、次いで「ならいごと（スポーツふくむ）・じゅく」が 15.2%、「のびっ子や児童育成クラブ」が 9.0%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所について、89.7%が“楽しいところ”となっており、“楽しくないところ”は 3.5%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所が“楽しいところ”と答えた理由について、「好きなことができるから」が 57.0%で最も多く、次いで「一人でのんびりできるから」が 33.8%、「友だちといっしょにいられるから」が 28.4%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所が“楽しくないところ”と答えた理由について、「好きなことができないから」が 43.3%で最も多く、次いで「一人でのんびりできないから」が 34.6%となっています。
- ◆学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所以外で、すごしたいと思う場所については、「自分の家」が 44.9%で最も多く、次いで「友だちの家」が 36.3%、「公園や広場」が 22.3%となっています。

【保護者向け調査】

- ◆子どもにとって、家や学校以外で、すごしたいと感じている場所について、「習い事（スポーツ含む）・塾」が 59.8%で最も多く、次いで「祖父母・親戚の家」が 52.1%、「公園や自然の中で遊べる場所」が 50.4%となっています。また、そのような場所について、「いろんな人と出会える、友だちと一緒に過ごせる」が 60.7%で最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.4%、「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」場所であるという回答が 47.6%となっています。
- ◆家や学校以外で、すごしたいと感じている場所に行くようになった子どもの様子の変化について、「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあつた」が 45.6%で最も多く、次いで「それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った」が 31.9%、「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいると感じるようになった」が 31.2%となっています。
- ◆子どもの居場所として望むことについて、「通いやすい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」が 83.4%で最も多く、次いで「子どもが好きなことや、興味があることに取り組める（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が 62.7%、「子どもが知らないことや新しいことに取り組める」が 48.1%となっています。

(1) 調査の目的

本調査は、こども大綱を勘案して策定する「市町村こども計画」として、令和7年度を計画開始年度とする『(仮称)草津市こども計画』の策定するにあたり、草津市におけるこどもの居場所に関する現状を把握することを目的として実施しました。調査にあたって、居場所とは、こども本人が決めるものである一方で、居場所をつくること(居場所づくり)とは、第三者が中心となって行われるものであるため、こどもと保護者の両方からアンケートを実施しました。

(2) 調査概要

■調査期間 小学生：令和6年6月12日(水)～令和6年6月28日(金)
保護者：令和6年6月12日(水)～令和6年6月28日(金)

■調査対象者数および回収結果

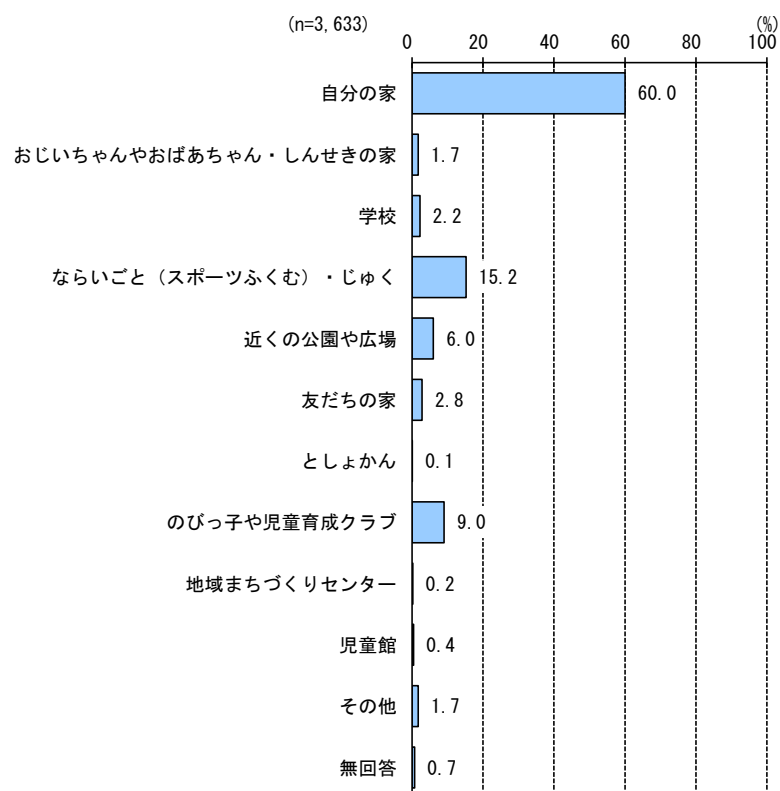
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学生向け調査	5,743 件	3,633 件	63.3%
保護者向け調査	5,743 件※	2,239 件	39.0%

※ 学校からのメール配信を登録している小学3年生から6年生の延べ件数は8,027件

(3) 学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所（小学生）

- 学校が終わってから 18 時ころまでいちばんよくいる場所について、「自分の家」が 60.0% で最も多く、次いで「ならいごと（スポーツふくむ）・じゅく」が 15.2%、「のびっ子や児童育成クラブ」が 9.0%となっています。

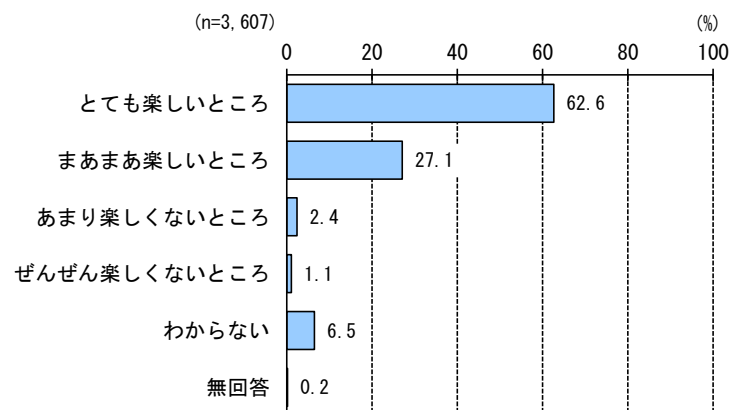
■学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所



(4) (3) で選んだ場所は、どのような場所か（小学生）

- どのような場所かについて、「とても楽しいところ」が 62.6%で最も多く、次いで「まあまあ楽しいところ」が 27.1%となっており、いちばんよくいる場所について、89.7%が“楽しいところ”となっています。
- 「あまり楽しくないところ」「ぜんぜん楽しくないところ」を合わせた“楽しくないところ”は 3.5%となっています。

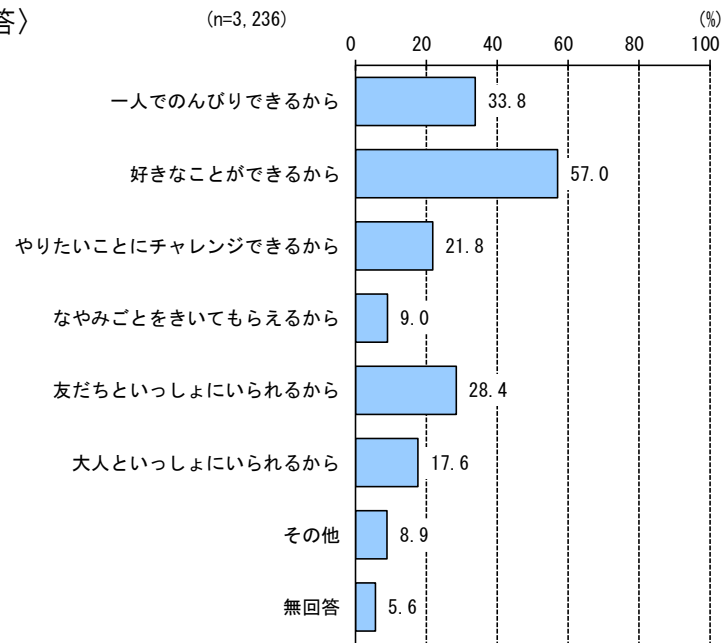
■学校が終わってから 18 時ころまで、いちばんよくいる場所はどのような場所か



(5) (4) で1または2 (“楽しいところ”) と答えた理由 (小学生)

- 楽しい理由について、「好きなことができるから」が 57.0%で最も多く、次いで「一人でのんびりできるから」が 33.8%、「友だちといっしょにいられるから」が 28.4%となっています。

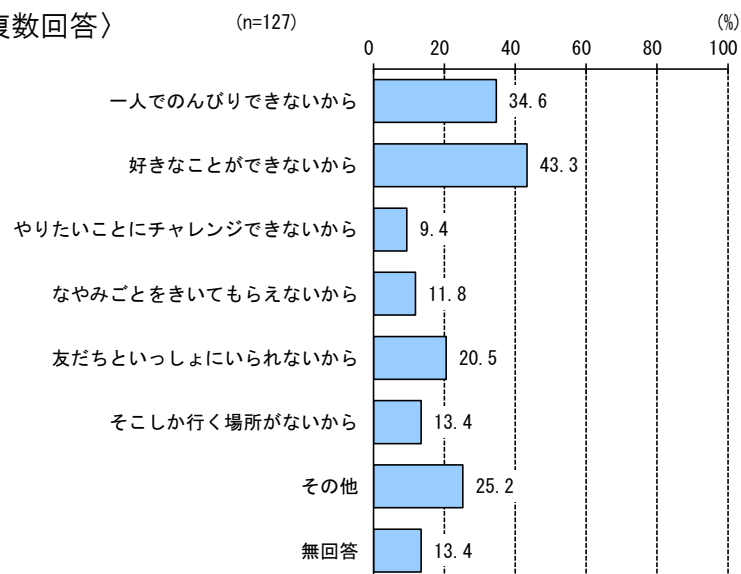
■楽しい理由〈複数回答〉



(6) (4) で3または4 (“楽しくないところ”) と答えた理由 (小学生)

- 楽しくない理由について、「好きなことができないから」が 43.3%で最も多く、次いで「一人でのんびりできないから」が 34.6%となっています。

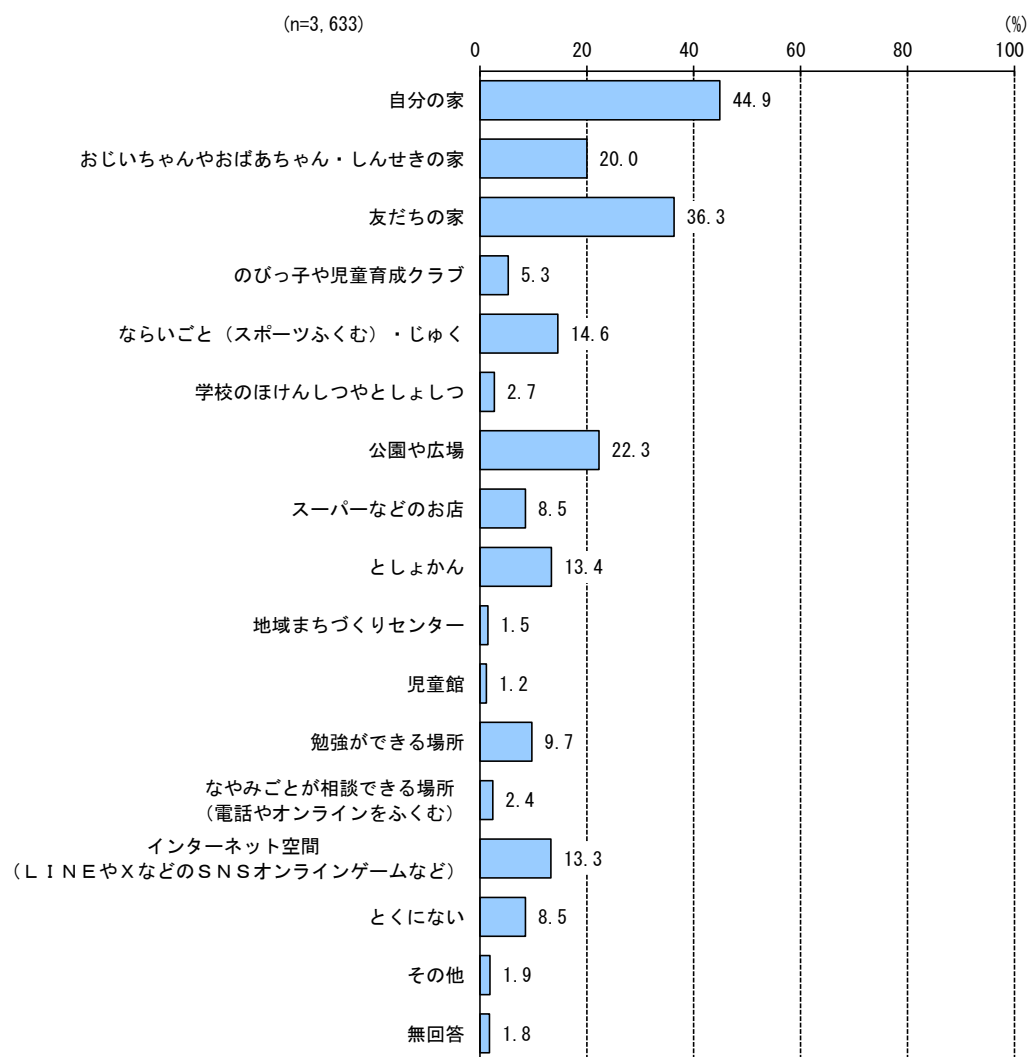
■楽しくない理由〈複数回答〉



(7) (3) で選んだ場所以外で過ごしたいと思う場所（小学生）

○ 学校が終わってから 18 時ごろまで過ごしたいと思う場所について、「自分の家」が 44.9% で最も多く、次いで「友だちの家」が 36.3%、「公園や広場」が 22.3%となっています。

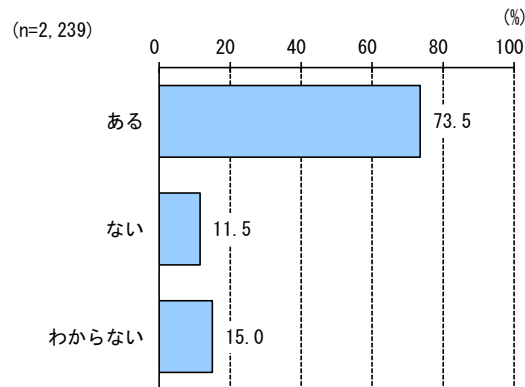
■学校が終わってから 18 時ごろまで過ごしたいと思う場所（(3) で選んだ場所を除く）
〈複数回答〉



(8) 子どもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無 (保護者)

- 家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無について、「ある」が 73.5%で最も多く、次いで「わからない」が 15.0%、「ない」が 11.5%となっています。

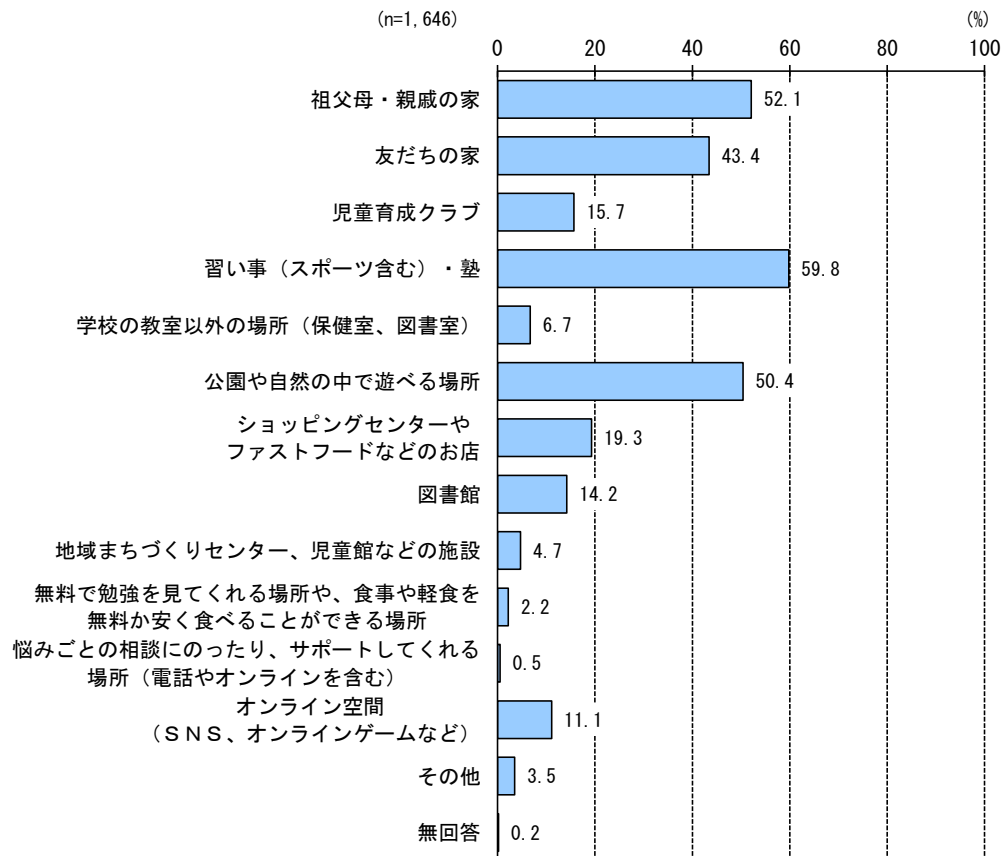
■子どもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所の有無



(9) 子どもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所（保護者）

- 家や学校以外に、すごしたいと感じる場所について、「習い事（スポーツ含む）・塾」が59.8%で最も多く、次いで「祖父母・親戚の家」が52.1%、「公園や自然の中で遊べる場所」が50.4%となっています。

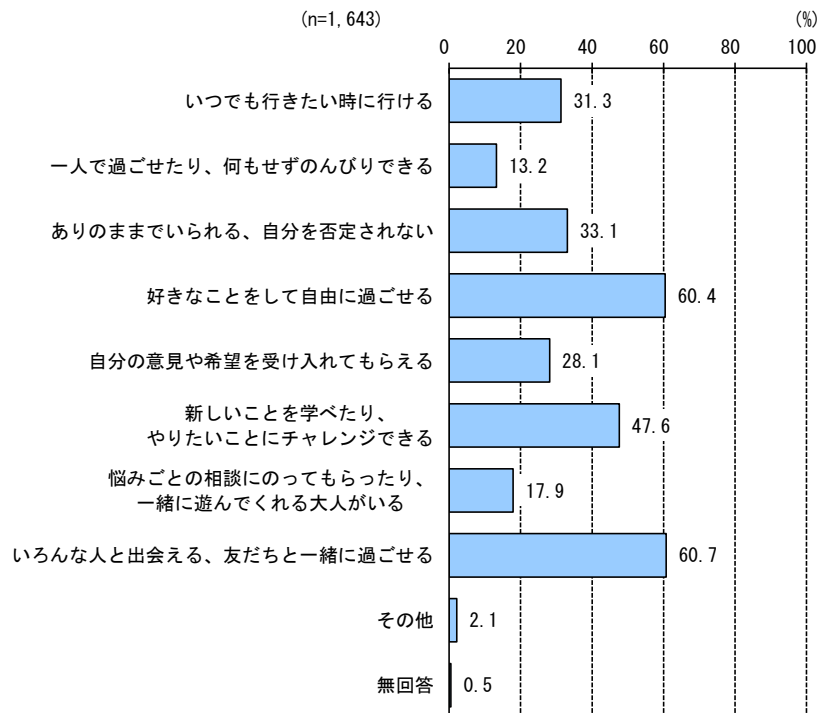
■子どもにとって、家や学校以外に、すごしたいと感じる場所〈複数回答〉



(10) (3) で選んだ場所は子どもにとってどのような場所か（保護者）

- 子どもにとってどのような場所かについて、「いろんな人と出会える、友だちと一緒に過ごせる」が 60.7%で最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が 60.4%、「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」が 47.6%となっています。

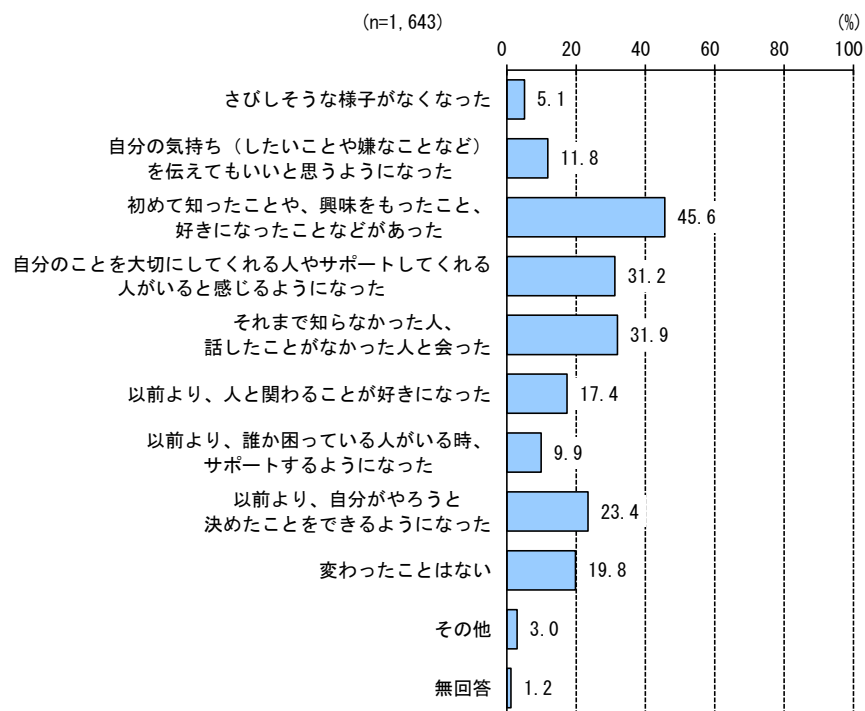
■ 子どもにとってどのような場所か〈複数回答〉



(11) (3) で選んだ場所に行くようになって、子どもの様子が変わったと 感じることはあるか（保護者）

- 子どもの様子などが変わったと感じることについて、「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」が45.6%で最も多く、次いで「それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った」が31.9%、「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいると感じるようになった」が31.2%となっています。

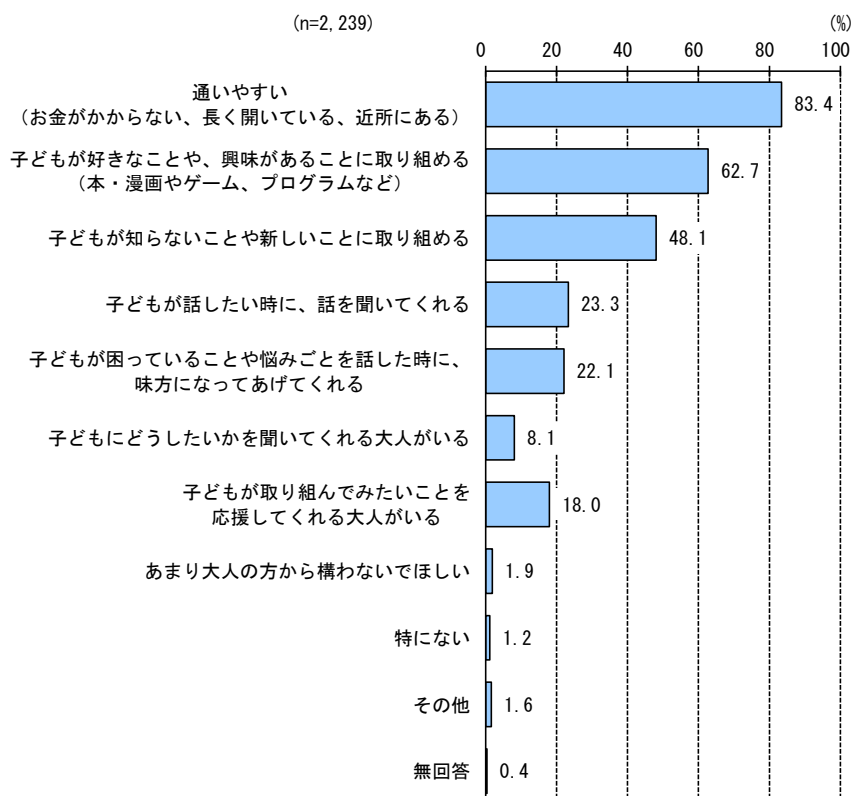
■子どもの様子などが変わったと感じること〈複数回答〉



(12) 子どもの居場所として望むこと（保護者）

- 子どもの居場所として望むことについて、「通いやすい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」が 83.4%で最も多く、次いで「子どもが好きなことや、興味があることに取り組める（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が 62.7%、「子どもが知らないことや新しいことに取り組める」が 48.1%となっています。

■子どもの居場所として望むこと〈複数（3つまで）回答〉



9 第2期子ども・子育て支援事業計画および子ども・若者計画の評価と課題

(1) 評価方法

令和6年度までの進捗率を基に、基本目標や基本施策がどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、こども計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評 価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 就学前の教育・保育環境の整備	10	1	－	1
2. 就学前の教育・保育内容の充実	7	1	1	－
3. 放課後の居場所の充実	2	1	－	－
4. 確かな学力向上等に向けた取組	4	4	－	1
基本目標1の評価（全33事業）	23	7	1	2
	69.7%	21.2%	3.0%	6.1%

取組状況と評価

『1. 就学前の教育・保育環境の整備』においては、こども園化、幼児教育保育の無償化等により3歳児からの就園が増加し、3歳児親子通園事業のニーズが低下しました。今後は、3歳児親子通園事業で培ったノウハウを0～2歳の未就園児への子育て支援の充実に活かしていく必要があります。

『2. 就学前の教育・保育内容の充実』では、就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進として、草津市幼保小接続推進会議、中学校区での公開保育を実施しました。公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施が困難だったという実態があります。今後も園所の状況に応じて園庭解放を継続し、保護者の育児の相談にも対応できる未就園児活動を充実させていきます。

『3. 放課後の居場所の充実』では、就学児童をもつ家庭の仕事と子育ての両立

を支援するため、児童育成クラブの充実や民間による児童育成クラブ整備を行い、多様化するニーズへの対応と受け皿整備を進めました。また、児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な実施、連携による総合的な放課後対策の推進を図りました。今後は、令和5年12月12日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、引き続き取組を進めます。

『4. 確かな学力向上等に向けた取組』では、教室アシスタント配置事業による児童生徒への学習面や生活面でのサポートや、各校への学校司書・学校図書館運営サポーターの配置による学校図書館の推進に引き続き取り組みます。なお、D評価については、「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進において、令和3年度末に当事業を見直したことです。各校の特色あるプロジェクトについては、研究校指定など各事業において実施します。

基本目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子どもの人権を守る環境づくり	2	1	-	-
2. 虐待防止等要支援児童対策	6	1	-	-
3. 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	11	5	-	-
4. 安全安心な子どもの生活環境の整備	8	1	-	-
5. 子育ての経済的負担の軽減	1	3	-	-
6. 子どもの貧困対策	6	3	1	-
基本目標2の評価（全49事業）	34	14	1	0
	69.4%	28.6%	2.0%	0.0%

取組状況と評価

『1. 子どもの人権を守る環境づくり』においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校で人権保育・教育を推進するための研修等を行っており、今後も啓発や職員研修の充実に努め、取組を強化していくことが必要です。

『2. 虐待防止等要支援児童対策』においては、子どもや家庭にかかる相談支援業務や要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携等の取組を行っており、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、より一層の体制強化などが必要です。

『3. 障害のある子どもと家庭への支援』においては、今後、発達相談等の件数の増加に対応できるよう、乳幼児健診や民間の児童発達支援事業所、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校との連携を進めていくことや、インクルーシブ教育・保育の充実が求められます。

『4. 子どもの安全確保』では、防犯灯整備や防犯カメラ設置の補助について計画に位置づけし、市内の犯罪未然防止について対策を進めていく必要があります。

『5. 子育ての経済的負担の軽減』では、医療費助成の拡大についてニーズが高くなっており、令和5年10月より助成対象を高校生等まで拡大しています。実績の検証や効果検証等を進め、今後も必要な医療費については、継続して助成を行います。

『6. 子どもの貧困対策』では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業など、ひとり親家庭の自立に向けた支援や、生活保護世帯の子ども・若者の進学支援等を行ってきました。引き続き、子育て困難世帯などへの支援を続けていきます。

※インクルーシブ教育…

個人差、多様性を認め合い、どの子どもも大切な存在として一人ひとりが尊重され、社会の中で伸びやかに生き、ともに育ち合うことのできる共生社会を実現していくための教育。

基本目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	7	2	-	-
2. 子どもと家族の健康な生活の支援	12	1	-	-
3. 健康な心身を育てる食育の推進	6	1	-	-
4. 子どもの健全育成	2	3	-	-
基本目標3の評価（全34事業）	27	7	0	0
	79.4%	20.6%	0.0%	0.0%

取組状況と評価

『1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援』では、ほとんどの事業が計画どおりに進行しています。妊婦健診費助成の拡充や、妊娠期からの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。産後ケア事業、すこやか訪問事業は、育児不安が強い人を早期に発見し、適切なサービスにつなぎ、継続した支援につなげることができました。今後も利用状況を確認しながら、サービスを必要としている人に支援が届くよう、支援内容について検討していきます。

『2. 子どもと家族の健康な生活の支援』では、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業等について、利用者からは好評を得ており、引き続き、必要な家庭へ家事・育児支援を行っていきます。また、小学校・中学校体力向上プロジェクトについて、令和5年度をもって事業第3期が完了したことから、これまでプログラムで培ってきたノウハウを活用しながら、体育の授業等における取組を充実させていく必要があります。乳幼児健診事業の実施により、子どもの健全な育成、病気の早期発見、健康増進を図ります。

『3. 健康な心身を育てる食育の推進』では、幼少期の食生活は、子どもの成長や発育に大きく影響することに加え、現在の自身の食生活を含む健康への意識や取組などが、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることなどの観点を踏まえた食育の啓発に取り組めます。

『4. 子どもの健全育成』は、やまびこ教育相談室や、不登校児童生徒支援については、今後も支援を充実させていく必要があります。また、支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活を送れるよう支援を行ってきました。令和2年度から、通級指導教室は小学校で2教室、中学校で1教室を新設しています。

基本目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子育ての仲間づくりの場の提供	2	2	-	-
2. 親育ちを支援するサービスの充実	3	1	-	-
3. 子育て支援ネットワークの推進と情報提供	2	3	-	-
4. ひとり親家庭の自立支援	5	3	-	-
基本目標4の評価（全21事業）	12	9		
	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%

取組状況と評価

『1. 子育ての仲間づくりの場の提供』では、つどいの広場や子育てサークル活動の支援事業を通して、親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場づくりに取り組んできました。利用者の増加に向けて、引き続き活動支援と情報発信に取り組めます。

『2. 親育ちを支援するサービスの充実』では、家庭において子どもが基本的な生活習慣等の能力を身に付けるため、「家庭教育力」を高める取組を推進していく必要があります。ブックスタート事業では、保育士が絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを実施し、子育て情報の提供や保護者の相談に対応していきます。

『3. 子育て支援ネットワークの推進と情報提供』では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一時低下していた子育て支援施設の利用者数が回復し、令和5年度には見込みを上回る利用があったことから、引き続き利用者の増加に向けて取組や子育て相談や子育て情報の発信を推進していく必要があります。また、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）がニーズの高いサービスとなっており、保育需要に対応できるよう、コンシェルジュの増員・質の向上を目指す必要があります。

『4. ひとり親家庭の自立支援』については、子どもの居場所づくりについて必要な世帯に情報が届くよう関係機関への周知徹底や、事業への参加者増加につながる環境を整えることが求められます。

※利用者支援事業（保育コンシェルジュ）…

利用者支援事業は、子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。保育コンシェルジュは、その支援を行う専門員。

基本目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 地域の子育て力の向上	9	4	-	-
2. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	4	1	-	-
3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	1	1	-	-
基本目標5の評価（全20事業）	14	6	0	0
	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%

取組状況と 評価

『1. 地域の子育て力の向上』については、学校・家庭・地域が協働し、様々な取組を推進していますが、事業に携わっていただく地域の方の固定化や高齢化に対し、より効果的な発信方法や協力体制の確保が求められます。

『2. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供』では、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の不足等、人材確保に関する課題がみられます。人材に加えて施設の確保も含め、より幅広いニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

『3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実』は、企業への働きかけはニーズの高い取組であり、今後も引き続き、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの啓発・推進が重要になります。

(3) 子ども・若者計画の基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	4	4	-	-
2. 基本的な生活習慣の定着	3	1	1	-
3. 確かな学力向上等に向けた取組	5	4	-	1
基本目標1の評価（全23事業）	12	9	1	1
	52.2%	39.1%	4.3%	4.3%

取組状況と評価

『1. 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成』においては、青年国際交流事業などで、様々な体験や交流の機会を設けました。今後も事業の活用についての広報を続け、参加者や協力施設・学校を増やしていく必要があります。

『2. 基本的な生活習慣の定着』、『3. 確かな学力向上等に向けた取組』については、前述の第2期子ども・子育て支援事業計画と重複している事業となります。

基本目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 子ども・若者に関する相談体制の充実	6	2	-	-
2. ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援	2	1	-	-
3. 問題行動への対応や不登校への支援	3	2	-	-
4. 障害のある子ども・若者等の支援	18	2	-	-
5. 子ども・若者の貧困対策	8	6	1	-
6. 虐待防止等要支援児童対策	4	2	-	-
基本目標2の評価（全57事業）	41	15	1	0
	71.9%	2.6%	1.8%	0.0%

『1. 子ども・若者に関する相談体制の充実』について、男女共同参画センターの窓口など、悩みに応じた相談場所を設け、困難を抱えている子ども・若者に寄り添った支援に取り組んでいます。複合的な問題・悩みを抱えている人々へ早期に支援を提供できるよう、相談窓口の周知や問題への正しい理解を促進する必要があります。

『2. ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援』について、就労相談窓口や子ども・若者総合相談窓口および人とくらしのサポートセンター等が連携して、自立支援を実施しています。また、草津市子ども・若者支援協議会を設置し、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施する体制を強化してきましたが、より効果的な運営方法の研究を行います。

『3. 問題行動への対応や不登校への支援』については、学校、やまびこ教育相談室、フリースクール等、教育委員会が連携しながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。

『4. 障害のある子ども・若者等の支援』については、相談支援体制と生活訓練や就労支援等の訓練的支援を行っています。今後は基幹相談支援センター等と協働し、相談支援専門員の育成研修や、就労訓練を必要とする人がサービスを受けられるよう、サービスの調整を行います。

『5. 子ども・若者の貧困対策』、『6. 虐待防止等要支援児童対策』については、前述の第2期子ども・子育て支援事業計画と重複している事業となります。

取組状況と評価

基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

基本施策	事業別評価			
	A	B	C	D
1. 多様な活動の場の充実	6	1	-	-
2. 人権を守る環境づくり	2	1	-	-
3. 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発	3	-	-	-
4. 健やかな職場環境の整備	2	3	-	-
基本目標3の評価（全18事業）	13	5	0	0
	72.2%	2.8%	0.0%	0.0%

『1. 多様な活動の場の充実』については、前述の第2期子ども・子育て支援事業計画と重複している事業となります。

『2. 人権を守る環境づくり』について、希望する学校へ講師を派遣し、デートDV防止等の学習の機会を提供しています。今後も子ども・若者の性への正しい理解と尊重のため、引き続き学習の機会の提供や性についての正しい知識の周知啓発が必要です。

『3. 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発』について、街頭補導活動を実施していますが、学区によっては、補導員が学校の講話に参加するには時間的に難しい面があるため、見直しが必要です。

『4. 健やかな職場環境の整備』について、市内企業・事業所等に対し、健幸宣言への賛同を働きかけたことで、賛同事業所数の増加を図ることができました。また、賛同事業所に対し、健幸関連情報の提供を通じて、従業員やその家族の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。今後は、職場への啓発・情報発信活動に関して、より効果的な手段や手法の検討が必要であると考えられます。

取組状況と評価

10 課題と方向性

別紙 資料2 課題と方向について（案）

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 草津市の目指す子どもの姿「草津っ子」

3 計画推進にあたっての視点

4 基本目標

5 施策の体系

第 4 章 子ども・若者、子育て支援に関する施策の展開

第 5 章 子ども・子育て支援法 法定必須記載事項

1 基本事項

2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

4 就学前の教育・保育

5 地域子ども・子育て支援事業

第 6 章 重点的な取組

第 7 章 計画の推進に向けて

資料編